

松本市史研究

松本市文書館紀要 Matsumoto City Archives

第34号

令和6年(2024)

松本市

松本市史研究

松本市文書館紀要第三十四号

Matsumoto City Archives

目次

研究報告		
松林家文書からみる渚学校について		遠藤 正教 1
昭和十一年国宝指定前後の松本城の状況について		
――伊藤政一『松本城国宝指定後推移』の記述を中心に――		上條 昌明 17
公文書管理法と自治体文書館のマネジメント		石井 敬一 31
博物館と観光振興とのかかわりについて		
――昭和十年代の松本記念館の「教育的名地」と「唯一の施設名物」への過程から――		窪田 雅之 47
松本市文書館所蔵「小里家文書」に見る清末中国関係者関係文書		
――小里頼永宛河原操子書簡を中心に――		木曾 寿紀 69
調査報告		
松本市文書館所蔵資料調査報告(二)――岡田村役場文書群を中心として――		古川 和拓 87
活動報告		
歴史的な文字資料をわかりやすく展示しよう――コロナとスペイン風邪の展示を通して――		池田 瑞稀 91
子ども講座&親子平和教室講演記録		
陸軍松本飛行場と私		横田 國政 97
令和五年度日誌抄		107
令和五年度事業報告		118
編集後記		119

松林家文書からみる渚学校について

遠藤 正教

はじめに

本稿は、松本市田川地区渚―旧渚村にかつて存在した小学校である「渚学校」について、地域に眠る資料から明らかにしたこととをまとめたものである。渚学校は地元の人すらその存在をほとんど知らなくなってしまうが、明治前期の松本における地域教育の一端を担った小学校である。

学校の統廃合が進み、学校資料の散逸が進行している現在、筆者が勤務している国宝旧開智学校校舎では、地域に残る学校資料の調査にも取り組み始めている。その調査の一環で、田川地区の個人宅に残る「松林家文書」を調査・整理しているのだが、資料の中から渚学校に関する資料が複数出てきたことが、本稿を執筆したきっかけである。

忘れられた学校といえる渚学校の姿を、松林家資料をもとに可能な限り復元してみたい。なお、この松林家資料の調査は、国立大学法人信州大学人文学部の速水香織教授と連携して実施している調査事業である(1)。令和三年から定期的に所蔵者宅に伺い、現存資料の把握・整

理に取り組んでいる。主には近世から近代にかけて、歴代の松林家当主が作成・収集してきた資料群である。松林家資料は松本城築城時の資料が含まれていることでよく知られているが(2)、所蔵資料の悉皆調査はこれまで行われてはいないようで、従来知られていなかった資料も多数見つかっている。渚学校に関する資料も、開校時から渚学校の世話役を務めていた松林清太郎が作成した資料群であるが(3)、これまで『長野県教育史』などでもふれられてはいない。松林家資料は膨大な点数が残されており、現在までに確認できた資料は、全体数の一割にも及んでいないと思われる(4)。そのため、本稿は現時点で明らかになったことをまとめた中間報告のような性格となってしまうことをお断りしておく。

一 これまでの渚学校関係資料について

現在の田川地区には松本市立田川小学校がある。田川小学校は、大正十四年(一九二五)四月に松本市尋常高等小学校田川部として開校

した。当時、松本市は一市一校制という体制をとっており、市内には開智学校の後進である松本尋常高等小学校一校があるのみで、各地域の小学校は全てその部校となっていた。昭和十年（一九三五）四月に一市一校制が廃止され、全ての部校が独立したが、それに伴い田川部は松本市田川尋常小学校となった。戦時中は田川国民学校となり、戦後に松本市立田川小学校となり現在に至る。

田川小学校の周年記念誌では、いずれも学校の開校を大正十四年としており、渚学校について触れてはいない（5）。唯一、開校八〇周年記念誌のみが明治十九年（一八八六）から同二十五年まで「開智学校渚派出所」が存在したこと、渚派出所は「内城学校」を母体として設立されたことを記しているのみである。内城学校はただ校名が出てくるのみで、その詳細については一切記述がない。

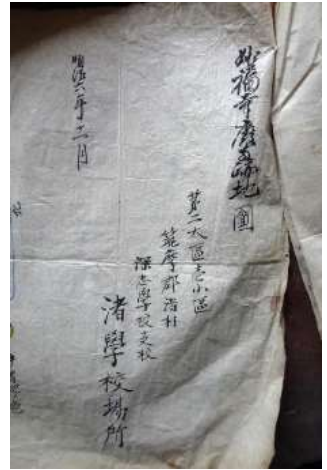
このように、地元の小学校の記念誌にもその名前が出てこない渚学校であるが、これまでその存在が全く知られていなかった訳ではない。長野県立歴史館に所蔵されている、明治六年の県内各地の学校設立伺の中には渚学校の開校届も綴られている（6）。旧開智学校校舎が所蔵する「東筑摩郡小学校図」（明治十三年）にも「四番 渚校」という記述を確認できる。他にも、『長野県町村誌』には「渚村」の項に小学の記述がわずかに出てくるが、深志学校の支校となっていたためか「渚学校」の校名は書かれていない（7）。また、『長野県教育史 別巻一 調査統計』に掲載されている「学校表」（以下、「県教育史学校表」とする）には、明治六年度から十九年度まで一時期を除き「渚学校」の名前と教師や児童の人数、学校資金などが記載されている（8）。こうし

た資料から明治六年から渚学校が存在していたことは把握されていたが、そのどれも断片的な情報であり、渚学校がどのようなあゆみを辿ったのかを知るには不十分であった。松本の中心地に近いとはいえ、規模も大きくなく、明治中期に閉校してしまったこともあり研究対象になりにくかったこともその一因であろうが、やはり資料の絶対的な不足が要因だったといえよう。県への公的な書類・報告書の類のみでは学校の実情の把握は困難であり、であるからこそ松林家資料の中に渚学校の運営記録が見つかったことは渚学校の解明への大きな足掛かりとなる。

次章からは、松林家資料の中から発見された資料をもとに、渚学校のあゆみをまとめていく。

二 渚学校開校にむけて―校舎の整備

これまで、「県教育史学校表」から、渚学校は明治六年度には開校しており、校舎の種類は「旧寺院」であったことが分かっていった。『松本市教育百年史』に掲載されている「学制期小学校最初の建物」という表では、渚学校の校舎を「妙福寺」としている（9）。その根拠は「各校沿革史による」としているものの、妙福寺を校舎にしていたことについての根拠は確認ができないでいたが、松林家資料中に渚学校が「旧妙福寺」を校舎に転用したことを示す記述を複数確認することができた。また、「明治六年十一月」と記された「妙福寺廃寺跡地図（図版一）」（未採番資料）には、「第二大区一小区筑摩郡渚村深志学校支校渚学校



図版1 妙福寺廃寺跡地図

渚村内にあり廃寺となった妙福寺と常徳寺の処分結果について筑摩県に報告した文書の控えである。渚学校の校舎となった妙福寺の処分に
関する記述は次の通りである。

- 「同郡同村 廃寺 妙福寺
- 一 本尊 一
 - 一 三宝 一
 - 一 四芥 四
 - 一 愛染尊 一

場所」という書き込みがある(10)。これらの資料によ

り渚学校の校舎は当初、旧

妙福寺を転用していたこと

を確認できた(11)。廃寺を

小学校の校舎に転用するこ

とは、当時広く行われてい

たが、松林家資料の中に一

つ注目すべき資料が残って

いる。「廃寺二ヶ所諸取調書

上 并に図面添」(図版2)

という資料である。これは、

明治六年(一八七三)四月、

一 不動尊 一

一 祖師 一

一 法華経 一

一 曼荼羅 二幅

一 鬼子母神 一

一 三十番神 一

右者法類伊那郡小出村深妙寺へ差送り證請取奉差上度奉存候事

一 本堂客殿庫裏 四十五両 但し各別紙図面之通

右之通値段にて売払仕度候(※朱線アリ)

一 打敷 代金一朱

一 台傘 代金二朱

一 回録 代金二朱

一 錫鉢 代金二朱

一 銅鑼 代金二朱

一 木戸 代金三朱

一 五具足 代金一両一分

一 太鼓 代金一分

一 絵額六 代錢二百文

一 禁札一枚 代錢二百文

一 經机 代錢二百文

右値段を以売却之上学資に仕度奉存候事

※田畑の処分（学資・学田）については略

一 下々田一反六歩 但し地内に帰農葉山居隠寮 有之
一 物置小屋一カ所 但し別紙図面之通
右者帰俗之者へ遣し為致営業度奉願上候

前書之通廃寺二ヶ所長副并旧檀中惣代立会取調書奉差上候以上

明治六年四月	同	同	同	同
	副戸長	浅輪門三郎	印	
	同	浅輪喜内	印	
	同	浅輪市衛	印	
	戸長	折井邑人	印	

筑摩県権令永山盛輝殿

（仮No.2 F-4-17）（12）

妙福寺の前には常德寺の処分についても同様に詳細が記されている。これは、明治六年三月二十五日付の筑摩県達で「右寺堂建物廃毀候は無詮議に付其儘存し置学校に相用候得は人民一般之有益にも相成手輕に学舎出来候儀に付学舎に可成建物は右江差向候積旧且中江懇々説諭致」という方針が示されたことを受けて実施された処分とみられる（13）。この取調べは戸長・副戸長と「旧檀中惣代立会」のもと実施され、戸長と副戸長の連名で権令永山盛輝に報告している。この県達



図版2 廃寺二ヶ所諸取調書上 并に図面添

における廃仏毀釈から学校への流れを示す貴重な資料といえる。明治七年九月には、帰農した旧常德寺と旧妙福寺の元住職たちから、困窮のため「徳米」支給の嘆願が出たことが松林家文書から確認できるが、こうした寺院の犠牲の上に近代学校が成り立っていたことをよく示している。

この廃寺処分の後、どのような経緯を辿ったかは不明だが、旧妙福寺は図版1のとおり渚学校の校舎として再利用されることとなった。校舎内部の平面図は現在のところ未確認であるが、校舎内の部屋の畳数についてまとめた資料が残っていたため、およその様子が明らかとなった。校舎各部のサイズは次の資料のとおりである。

には「但本堂客殿庫裏等を除之外鐘樓小堂物置小屋并仏器雑具は売却之積り入札致可申出事但右代価も是又学費に宛候積り可申合事」という指示もあるが、渚村での廃寺処分はこの但し書き通りに、仏具などは売却し学資に、田畑は帰農者の取り分以外は学田に充てるとして県に報告している（14）。松本

「記

筑摩郡渚村 学校

一 右学舎内間毎畳数左之通

玄関上り口ノ間 四畳

玄関ノ間 八畳

上ノ間

八畳

中ノ間 拾畳

元仏壇ノ間

五畳外に半畳三畳

元仏前ノ間 拾貳畳半

南ノ間

拾畳

西ノ間 八畳

六拾七畳

右内 三拾貳畳外に半畳貳畳 売却仕候

當時有畳三拾畳

外に三畳半畳二畳

一 建具調之儀者実不を早速に相分り難く儀に奉存候

右之通取調奉差上候以上

右村 副戸長

明治八年一月十七日

松林清太郎 印

筑摩県権令永山盛輝殿

(仮No.2F-4-1-1-26)

この資料によつて校舎内の各部屋の広さが分かるが、それぞれの部屋の用途は記述がないため判断できない。推測となってしまうが、動

線から考えて玄関から入つてすぐの「玄関ノ間」は生徒控室となつて

いたのではないだろうか。また、松林家資料中の「御用留書帳 明治

七乙亥年三月」(仮No.2F-4-1-1-59)中にある「学校概要報告 写」

(明治十一年十一月調査、翌年一月県に報告)には「教場ノ数 三席」

とあるので、上ノ間・中ノ間・元仏前ノ間・南ノ間・西ノ間のいずれ

かが「教室」となつていたとみられる。他に教員控室や世話役控室な

どの部屋が考えられるが、これ以上は判断できない。

このように、渚学校は廃仏毀釈で廃寺となつた旧妙福寺を校舎に転

用して開校した。筑摩県が推奨していたこともあり、廃寺を校舎に転

用することは広く行われていたが、廃寺の処分から校舎としての利用

状況が詳しく分かる例は多くない。当時の学校の成立状況を示す例と

しても貴重な事例といえる。

三 渚学校開校

渚学校の開校については、松林家資料から見つかった資料により開校日まで特定することができた。

「開校入学月謝金記」(仮No.2F-4-1-1-21)(図版3)という資



図版3 開校入学月謝金記

料の表紙には「明治六年八月十一日ヨリ」と表記されている。

また、「御用留書帳明治七乙亥年三月」(仮No.2F

「4・1・59」中の「学校概要報告写し」にも、「設立年月 明治六年八月十一日開校」と記されている。これらの資料から、明治六年（一八七三）八月十一日に渚学校が開校したことが明らかとなった。

明治六年度の「県教育史学校表」には渚学校に通った児童数の記載がないが、開校から半年ほど過ぎた明治七年四月の文書（仮No.2F・4・1・26）には、「生徒二十三人 女生徒十人」とある。「県教育史学校表」の明治七年度には男児二九人、女児二一人とあるが、翌八年度には男児一九人、女児一八人となっているので、明治七年度の児童数は松林家文書中の数字に近いものと思われる。「県教育史学校表」と松林家資料から判明した、渚学校の就学人数は表1の通りとなる。明治十年代後半になると児童数が六〇人を超えるようになる。

年度	男生徒	女生徒	合計
明治6年度			
明治7年度	24	9	33
明治8年度	19	18	37
明治9年度	12	19	32
明治10年度			22
明治11年度	12	11	23
明治12年度			34
明治13年度			
明治14年度	25	11	36
明治15年度	30	13	43
明治16年度	34	30	64
明治17年度	31	29	60
明治18年度	45	32	77

表1 渚学校就学人数一覧

※「県教育史学校表」と松林家資料から作成、色付きの欄が松林家資料から補足した人数

※明治7年度は「県教育史学校表」では男29名、女21名、計50人となっていたが、翌年度以降の人数と比較して松林家資料から採った人数の方が実際の値に近いと判断した。

渚学校開校時の元資金（学区内住民の運営拠出金、実際には元資金の毎月の利子を学校運営に充てていた）は、「県教育史学校表」では二三八・二円となっている。松林家資料中の明治七年四月の文書と明治七年三月の「渚学校明細表」（仮2F・4・1・18）ではともに「元資金二百五十二円二十四銭」となっている。松林家資料には、学区内住民から元資金を徴収した際の帳簿なども複数残っているが、内容の分析についてはまだ及んでいないため詳細は語れない。「県教育史学校表」で見ると、渚学校と同規模の他の学校に比べて元資金が極端に低いことはない。

渚学校という校名で開校したが、明治九年頃から一時期「内城学校」という校名を使用していたことも資料から明らかとなった。渚学校が所在していた地域は現在も「渚内城」という地区名であり、その名称を校名に使用していたと考えられる。現段階で内城学校の校名の初出は明治九年五月である。その後は、内城学校の校名を使用することが多くなるが、渚学校の校名も一部では使われている。内城学校の校名の下限は明治十二年一月三日であり、その後は同月から渚学校の校名のみ使用されている。校名変更と再び渚学校に戻した理由は現時点では不明である。

四 渚学校の開校後の動き

明治六年（一八七三）八月に開校した渚学校であるが、開校直後から周辺校との合併を検討していたことを示す資料が残っている。最初

の資料は開校から半年も経っていない明治六年十二月の資料である。
その全文は次の通りである。

「記

当村学校之儀素々元資金少分に御座候間此俾創立茂無覺束奉存候間
村内一同申合之上最寄荒井村堀米村へ合併仕度奉存候此旨御聞届
被下置候様奉願上候以上

筑摩郡第二大区一小区渚村

明治六年十二月 学校世話人

鎌倉長治郎

松林清太郎 印

副戸長 浅輪門三郎

浅輪喜内 印

浅輪市衛

戸長 折井邑人

(仮No.2F-4-1-26)

この写しに宛名はないが、学校運営の安定化のために「最寄荒井村堀米村」の学校との合併を願ひ出る内容となっている。開校間もない時期にこうした動きをみせたのは、同月に筑摩県が発した布達が原因であろう。明治六年十二月十日付の筑摩県布達には「是故に今復当分

の内更に定則を設け一校の元資必す千円以上を以て定額とす 現今右定額に充たさるものは今より増加すへし 若人民貧にして此上増募す可からざる村方は二村或は三村を合せ必す定額に充しむへし」という方針が示されている⁽¹⁵⁾。渚学校の文書には日にちがないが、おそらくこの布達を受けてのものと考えられる。明治六年度の「県教育史学校表」では筑摩県内五二七校の内、元資金千円を超えているのはわずか二二校のみである。多くの学校は筑摩県が通達した元資金千円の自力での達成は難しい状況にあったと考えられる。そのため、渚学校でも元資金の増強のため近隣校との合併が検討されたとみられる。ただし、この写しには宛名が記載されておらず、荒井村・堀米村の学校とどのような協議をしたかも不明である。

また、翌年には蟻ヶ崎村・白坂村・宮渚村の学校との合併を進めていたことを示す写しが残っている(図版4)。

「記

一 渚学校 内城 旧妙福寺 渚村 戸数百三十五戸

人口四百八十一人

教員

松林清太郎

中野祐治

鎌倉長次郎

学校合併奉願上候但 蟻ヶ崎村 白坂村 浅輪源次郎

宮渚村 渚村 浅輪讀三

一 元資金二百五十二円二十四銭

生徒 二十三人 女生徒十人

明治七年 副戸長 浅輪市衛

四月 // 松林清太郎

筑摩県十二等出仕

高嶋正勝殿

(仮No.2F-4-1-26)

五 再び独立へ

周辺校と合併し深志学校渚支校になった渚学校であったが、合併から数年の内に深志学校から独立することになった。独立に向けた渚学校と世話役たちの取り組みの様子が松林家資料に残っている。日付は不明だが明治十年(一八七七)の文書で「内城学校定約」という写しがある。長野県権令榑崎寛直宛となっているこの資料には、主に元資金に関する取り決めが書かれている。

「内城学校定約

- 一 元資利子金取立之儀は月々廿三日限り差出し可申事
- 一 明治九年出納滞之金十年一月三十日迄皆済可致事
- 一 学校世話役伍長總會之節は報知之時間に急度可相揃若無断り不来之人有之は罰有之事

但し一日に付五銭宛差出し校費に可加ふ事

- 一 独立一校相建候上は一層尽力可仕事

- 一 学齡過候者も夜学等勉強可致事

※中略

合計金千三百六十五円三十八銭八厘

此利子二百五円三十八銭八厘

但し一ヶ月分 十七円十一銭六厘

右之通にて創立仕度奉存候以上



図版4 学校合併願写(蟻ヶ崎村・白坂村・宮淵村・渚村)

この資料では、蟻ヶ

崎村・白坂村・宮淵村・

渚村の四村で学校の

合併を願ひ出ている

が、最終的に桐村も加

わって深志学校が誕

生した。渚学校は桐学

校と共に深志学校の支校に位置付けられ「渚支校」となった。明治八

年度の「県教育史学校表」では、それまでの「渚校」から「渚支校」

と名称が変更されている。開校当初から周辺校と合併することとなっ

た渚学校であるが、元資金の確保・経営の安定化は当時の小規模校に

とっては切迫した課題であった。松林家資料からは複数の合併案を検

討していたことが明らかとなったが、当時の教育事情を示すものとし

て興味深い事例である。

南第二大区一小区 筑摩郡深志村

内城学校

世話役 宮澤喜代蔵 印

明治拾年 同 宮澤市松 印

(※他に松林清太郎など計二十七名の署名)

長野県権令榎崎寛直殿

(仮No.2F-4-1-26)

この文書中には「独立一校相建候上は一層尽力可仕事」や「右之通にて創立仕度奉存候以上」という言葉が含まれ、深志学校からの独立の意志を読み取ることができる。そして、この文書の続きには、同じく榎崎権令に宛てた深志学校からの独立願いの写しが綴られている(図版5)。その内容は次の通りである。

一 奉願

南第二大区一小区深志村渚耕地

内城学校

当校は深志学校の支校名号に御座候處学校費會計之儀は元資金千円余を以て帳簿当耕地限りにて出納仕候処餘耗さるる不都合の事故有之尚亦当耕地の儀は暴荒の川会に交り飛場困難の土地柄故其場に応じ機を計り一層進歩仕度一同氣〇に奉存候依之今般別校の御許可を仰蒙り度

奉願上候間何卒此段御採用被成下置候様奉懇願候以上

右村

右学校

明治十年一月 旧主管人 松林清太郎 印

同 徳山文易 印

学校世話役 宮澤徳蔵 印

伍長兼

同 小岩井清吉 印

※他に二十四人の署名捺印あり

長野県権令榎崎寛直殿

(仮No.2F-4-1-26)



図版5 深志学校からの独立願 (下書き)

綴りの裏表紙に使われていた独立願いの写し。朱書きの訂正が至る所に入れている。

明治十年一月に深志学校からの独立を願い出た内容であるが、元資金が千円を越えているという記述をみるに、先の「内城学校定約」も

これと同じ時期に提出されたと考えられる。現時点で、松林家資料の中にはこれと同じ独立願いが少なくとも一二点確認できる。それぞれの日付は、明治十年一月が三通、同三月の写しが五通、同四月が二通と、少し期間が空いて明治十一年十二月の日付の写しが二通確認されている(16)。いずれも内容・表現が微妙に異なっており、文書推敲の苦心と渚学校独立への並々ならぬ思いを感じることができる(17)。

この一連の独立運動がどのような展開を経たかはまだ明らかではないが、「県教育史学校表」では明治十一年度から渚支校ではなく、再び渚校として記述されるようになるので、日付の下限となっている明治十一年十二月の願いによって独立の運びとなったと推測される。

六 渚学校の教育

松林家資料の中に、授業内容に関わる記述はほとんど確認出来ないが、明治九年(一八七六)の学校所有の書籍目録がある。次のとおり、当時の渚学校で所有していた教科書・教授書の類が列記されている。

「内城学校書籍目録」		
小学読本		四冊
地学初歩		一冊
洋算早学		一冊

世界国尽	三冊
小学教授法	二冊
小学生徒心得	一冊
小学教則	一冊
小学教授法細記	二冊
日本地史略	二冊
皇国史略	四冊
地名字引	一冊
学問ススメ	一冊
万通字引	一冊
色札	一箱
色図	一
五十音図	三
日本数字図	一
連語図	一
算用数字図	一
単語図	一部
形体	一箱
小学教師必携	一冊
減算九々	一
習字本	二本
輿地史略	三冊
師範学校報告	一冊

師範講習所規則	一冊
日本暗射図	一
暗射地球全図	一
全体新論	三冊
信飛新聞	

右之通取調上申仕候以上

南第二大区一小区 筑摩郡深志村

明治九年十一月	学校世話役	松林隆治郎	印
	同	鎌倉長治郎	印
	主管人	徳山文易	印
	同	松林清太郎	印

(仮No.2 F・4・1・1・26)

列記されている書籍は、大まかに三種類に分けることができる。一つ目は明治初期の教科書類である。「小学読本」、「地学初步」、「洋算早学」、「日本地史略」、「習字本」、「輿地史略」といった、当時広く普及した教科書が確認できる。これらの教科書は、「小学課業一覧表」で示されたものも含まれる(18)。ここから、渚学校では学制に則った授業が実践されていたとみることができよう。

また、「小学読本」が四冊、「輿地史略」が三冊といったように、主要な教科書が複数冊所蔵されている点も注目される。当時、教科書は

自己負担であり、特に明治初期の学校創始期は教科書の普及が進んでいなかった。そのため、各学校では児童への教科書の貸し出しも行っていたが、渚学校でも主要な教科書を児童に貸し出していたと思われる。

二つ目は、教育掛図を中心とした教材類である。「単語図」、「連語図」、「五十音図」、「減算九々」、「色図」といった掛図類に加え「色札」も確認できる。他にも「日本暗射小図」と「暗射地球全図」の地図類も所有していたことがわかる。

三つ目は教授参考書や管理系の書物である。「小学教授法」や「小学教師必携」といった教授書に加え、筑摩県師範学校が等級ごとの授業法について解説した「小学教授法細記」の書名もみえる。また、「小学生心得」、「師範講習所規則」といった学校管理に関する書籍も有していた。

他にも、筑摩県が購読を奨励していた新聞である「信飛新聞」も記されている。こうして書籍目録を概観すると、学制下の授業科目である読方・算術・習字・問答で使用する教科書・教材類がバランスよくそろっていることがわかる。また、学校・児童管理に関する書籍も整っており、規模が小さく元資金の額も多くはない学校ではあるが、学校として必要な書類を的確に備えていたといえる。筑摩県の指導もあったと考えられるが、学校世話役を中心とした地域の人々の学校に対する深い理解が背景にあったことは間違いない。

七 独立後の動き

※人名後略

独立運動の末に深志学校より独立した渚学校であるが、その後も経営の安定化には苦勞したようである。「事務記 明治八年」（仮No.2F・17・2・6）中に「十二年十一月八日 右○日迄にて丸山氏中川氏両氏○共に退校の断り 右は校費の不足故給俸滞りに付依て該夜学校世話役并伍長中集会」と記されている。明治十二年（一八七九）十一月に渚学校の教員二名が退校を申し出たとあるが、その理由は給俸の滞りであり、資金確保が順調でなかったことが分かる。

同年七月には、筑摩郡の中林学校と昌平学校と渚学校で組合を設立しようとする動きが確認できる。東筑摩郡長に提出した上申書の写しは次のとおりである。

「 記

東筑摩郡筑摩村	中林学校
同 郡 同 村	昌平学校
同 郡 深志村	渚学校

右三校を以て組合と相定め其間此段上申仕候也

右中林学校執事

明治十二年七月十七日

草間源内

※人名中略

渚学校執事

松林清太郎

東筑摩郡郡長稲垣重為殿

（仮No.2F・4・1・18）

この組合が正式に設立したのかを含めてその後の動きは不明であるが、学校運営安定化のために検討されたのであろう（19）。

明治十三年八月には、旧妙福寺廃堂を転用した校舎から「旧郷蔵」へと校舎を移転している。「明治八年 事務記」には、「旧妙福寺廃堂渚学校旧学舎之儀其代金百六十五円にて二子村之観光寺江売却致し候也 十月十二日右観光寺より旧学舎引取に付○代金三円被遣候」と記されている。「旧郷蔵」は、旧妙福寺の場所からほど近く、松林家の北西にあったことが、明治七年十月に新調した「渚村全図」（未採番資料）から確認ができた。また、「旧郷蔵」への移転が必要となった理由は、明治十年二月に旧妙福寺の地所が「寄附の者へ御払下」になったためであった（20）。明治十一年三月に、長野県権令宛に郷蔵の地に移転したいという願いが作成されており、その翌月には県から当該地を「民間地第一種へ編入」という回答があったことが写されている。旧妙福寺の土地が払い下げられた後も、しばらくは移転せずに済んだようだが、明治十三年六月の入札後に校舎移転の工事が始まり、同八月から旧郷蔵の地で渚学校は再スタートを切った。旧妙福寺の建物が売却された「二子村観光寺」についてはまだ調査中である。

現段階で確認できた渚学校関連の資料は明治十四年四月が下限とな

っている。この後の渚学校のあゆみはまだ明らかではない。明治十九年に開智学校の学区に統合されるまでの動きについては、今後の資料調査で明らかになることを期待したい。

おわりに

以上、現段階で松林家資料から追うことのできた渚学校のあゆみについて紹介してきた。従来は「県教育史学校表」など、国や県の統計・文書から概要的な情報を追うことしかできなかったが、松林家資料の中には開校の準備から元資金の徴収、学校整備の流れなど、学校運営の様子が詳細に残されている。地域の人々の学校への想いや運営の苦悩などはこうした地域資料でなければ表れてこない点であろう。松本の教育史は開智学校の存在が大きすぎるゆえに、その他の地域への言及が十分でない点も散見される。各地の学校をはじめ、個人宅に残る資料をつなぎ合わせて、松本全体の教育史を明らかにしていくことも必要な作業であろう。

もちろん、渚学校についても、明治十年代後半の資料が出てきていないように、まだまだ学校史の空白部分が多く残っている。今後も調査を続けて、新たな資料を探していきたい。

最後に、資料の調査から本稿の執筆まで、資料所蔵者の松林孝和様と松林比呂子様には大変お世話になりました。また、信州大学文学部速水香織教授をはじめ、上村明紀子様、小林智樹様、木村早希様の皆様にも調査・整理作業においてご協力いただきました。この場を借

りて御礼申し上げます。

註

- 1 松林家資料調査は、信州大学文学部で推進する（地域とともに創る「学び合いの場」のプロジェクトの一つとしても位置付けられている。
- 2 松本城築城時に松林氏が石川康長と交わした書簡をはじめ、『信濃史料』や『長野県史』に「松林文書」などの名称で紹介されている。
- 3 「明治八年 事務記」（仮No.2F・17・2・6）の表紙には「伍長 学校世話役 副戸長 主管人 執事 松林清太郎」と記されており、松林清太郎が明治初期の地域の役職を複数兼務していたことがわかる。「戸長」となっている資料も確認できるので、松林氏が地域の有力者、名望家として活躍していたことは間違いない。
- 4 これまでは主に松林家に残る二階建ての土蔵一棟の調査を進めているが、土蔵内の資料数の見通しも立たないほど多種多様な資料群が残っている。歴代の当主が家や役職に関する資料を大切に保管してきたことがこれだけの資料群を形成したといえる。明治初期に渚学校の世話役や戸長などを務めた清太郎は、好古社という蒐集家の全国組織に属していたことが「好古社社員人名一覽表」（仮No.2F・17・5・9）から判明した。また、主に昭和期に当主として活躍した松林彦五郎は、家業の傍ら松本史談会の創設メンバーとなり、その後長く幹部の一人として活躍した。歴代の当主に資料の蒐集や保護に理解のある人物が多かったことがコレクション形成の大きな要因であろう。
- 5 田川小学校の記念誌は『開校五十周年記念誌』（一九七五年）、『創立六十周年記念誌』（一九八六年）、『松本市立田川小学校八十周年記念誌』

(二〇〇五年)を確認した。

- 6 長野県立歴史館所蔵「校則・教則・舎則・罰則 官立学校設立伺 一 筑摩県」の中に渚学校の設立伺が綴じられている。渚学校の設立伺は「第十七番中学区第五」と表記された綴りに含まれており、同じ綴りには他に蟻ヶ崎村・白坂村・宮渕村・筑摩村(一部)の学校の設立伺が含まれている。

- 7 『長野県町村誌南信篇復刻版』(名著出版、一九七三年)

- 8 長野県教育史刊行会編『長野県教育史別巻一調査統計』(一九七五年)

- 9 『松本市教育百年史』(一九七八年)

- 10 この資料中の書き込みは「妙福寺廃寺跡地」と「明治六年十一月」と書かれていたものに、後から「第二大区一小区筑摩郡渚村深志学校支校渚学校場所」と書き加えたとみて間違いない。明治六年十一月は深志学校成立前であり、「深志学校支校」を含む書き込みは渚学校が深志学校の支校となった明治八年以降に書き加えられたものと判断した。

- 11 旧妙福寺はその後も復興することなく、現在は同所に墓地のみが残っている。墓地の石塀に妙福寺について解説した案内板が設置されているが、渚学校についてはふれられていない。

- 12 本稿で記載する松林家資料の資料番号は、調査整理作業で付した現段階での仮番号である。今後、調査の進行に伴い番号が変更になる場合もある。

- 13 長野県教育史刊行会編『長野県教育史第九巻史料編三』(一九七四年)に収録。

- 14 この資料では「本堂客殿庫裏 四十五両 但し各別紙図面之通 右

之通値段にて売払仕度候」とあるが、「右之通値段にて売払仕度候」の部分に朱線が引かれていることから、県の指導によって本堂の売却から校舎への転用に変更したと考えられる。

- 15 長野県教育史刊行会編『長野県教育史第九巻史料編三』(一九七四年)に収録。

- 16 明治十年前半の独立伺いから間が空いて、明治十一年後半に再び独立伺いが作成されたのは、明治十一年七月頃から県内各区で改正・実施された「小学校費出途方法」の長野県が作成した条文案に「一校の費額三百円を以て定度とす」という文言があったからであろう(渚学校の所属する区会会議でどのような審議がなされたかは不明だが、他地域と同様に県案を基本とした内容で可決されたと思われる)。渚学校の明治十一年十二月の独立伺いの文中にも、明治十年前半の伺いになかった「資金三百円に相募り」という文言が使われている。なお一連の独立願は、
坂No2 F・4・1・17、18、19、26にそれぞれ綴られている。

- 17 前掲註15の布達の翌月である明治七年一月に、「先般相達候通一校千円を備ふるにあらされは近傍合併設立之筈に候得共右は不得止に出る事にして決て悠久之法にあらす」とした筑摩県達が出されている。「元資相当相備り教師給料書籍買入方等出来候はば」分離を許可すると続くので、周辺校との合併はあくまで一時しのぎとして筑摩県が考えていたことも、渚学校の独立運動の背景にあったと考えられる。この県達は長野県教育史刊行会編『長野県教育史第九巻史料編三』(一九七四年)に収録されている。

- 18 長野県教育史刊行会編『長野県教育史第九巻史料編三』(一九七四年)

に収録。なお渚学校所蔵書籍の中で、「課業一覧表」中に確認できる教科書は、「小学読本」「洋算早学」「世界国尽」「学問ノススメ」「習字本」「輿地史略」である。それ以外も小学校用の教科書として当時広く普及したものが並んでいる。

19 この綴り中には、筑摩村中林学校と中山村和泉学校、同村埴原学校の組合設立願いの控えも綴られており、他地域でも組合設立の動きがあったことがわかる。渚学校が関わっていない学校組合設立願いが松林家資料に綴られている理由は現時点では不明である。

20 「第四号写 勤務書類」（仮No.2F-4-2-1）に収録。

昭和十一年国宝指定前後の松本城の状況について

―伊藤政一『松本城国宝指定後推移』の記述を中心に―

上條 昌明

はじめに

天守の昭和の大修理の後、昭和四十一年（一九六六）に刊行された『国宝 松本城』（松本市教育委員会）には次のように記されている。

大正から昭和の初め頃は、松本城に対する関心が低く、天守は荒れ、本丸の土手にはアカシヤが群生し、本丸広場は松本中学校の運動場とし、また、市民の野球および集会などの場となっていた。

（中略）

史跡指定が一転機となって、松本市・松本史談会その他有志の間から、松本城天守の国宝指定の運動が起こり、昭和八年九月二十三日国宝指定願いを提出した。その結果文部省嘱託上田三平氏等の調査が数度に亘って行われ、昭和十一年四月、国宝保存法により、天守・乾小天守・渡櫓・辰巳附櫓及び月見櫓が国宝に指定

された。

松本城天守がその価値を評価されるようになって、市民の関心は低く、保存のための手立ても十分に施されていなかった様子が伺われる。明治の大修理が終わった大正二年（一九一三）から戦争をはさんで昭和三十年の昭和の大修理の竣工までの四〇年余り、松本城の保存にとって重要な期間であった。

その期間の出来事を知ることができる新たな資料が出てきた。松本城天守国宝指定後推移」という資料である。この資料は、松本城管理事務所所長を務められた伊藤政一氏が書き残された私的な記録である。令和四年（二〇二二）十一月、文化財課城郭整備担当へご子孫から御寄贈いただいた。伊藤氏は、長く教員を務められ、昭和十一年三月川小学校を最後に退職。昭和十一年五月より国宝に指定されたばかりの松本城天守の専任事務員として採用され、後に初代松本城管理事務所長を務められた。国宝指定前の様子、国宝指定時の概要、国宝に指

定された昭和十一年から終戦の年の昭和二十年四月までの出来事について綴られている。公式の記録には残らなかった出来事や時々の伊藤氏の思いが記されており、当時を知る貴重な資料である。本稿は、この資料の記述を追いながら、他の資料に記された事実も照らし合わせて、国宝指定前後の松本城天守の状況について明らかにしてみたい。なお、引用文は旧字を新字に改め、適宜ルビを付した。

一 国宝指定前の様子

記録の冒頭には、「松本城天守国宝指定前の概要」として、明治維新以来の経過について主な出来事を記している。

廃藩後の当時は藩政時代の偉容を存してゐたものの、歳月を経るにつれ全く手入れをせぬので漸次に荒廃に傾き、明治十三年に本丸農園化頃より全三十年頃迄年を経るにつれ益々頽廢の一途を辿り、堤上の松樹は枯れ、天守の屋根は洩り壁は落ち、中は文字通り狐狸の棲家と化し寄りつく事の出来ない状況となった。

明治三十四年頃になって、此天守の建築物と本丸広場の利用法について、松本市には無償払下げを出願し松本中学校にては広場を運動場とした

天守を保存せんと計画し、民間温古会と云ふ史跡保存に興味を有せる団体では、青木禎一郎奥村平衛氏等出願して保存と利用とを計らんと計画したが、遂に中学校に管理せしむる事となり、校

長小林有也氏は天守保存会と云ふ会を起し、当時の金にして二万数百円の寄附金を集め、前後十二ヶ年の日子を費して是れが修理を完成せしめ、大正二年に至って始めて旧態に復し、將に倒潰に瀕せし天守の偉容を取り返す事が出来たのである。

明治四年（一八七二）七月の廃藩置県の後、城郭は兵部省の管轄となり、十月には山県有朋が武器の引き渡しに訪れ、城郭の櫓や門・堀は取り壊しが進められ、同五年には、そのほとんどが姿を消したといわれている。同六年一月、太政官通達により名古屋鎮台の営所となり、信濃国唯一存城となることが決まった。管轄は陸軍省に変わる。時を同じくして市川量造らが本丸と天守を会場とする博覧会の開催について二度目の請願を行っていた。博覧会開催に許可があり、同六年から九年まで博覧会が五回にわたって開催され、天守が残るきっかけとなった。その後同三十三年まで、本丸は松本農事協会に無期限無償で貸与され農事実験場として使用される。

明治二十三年十一月、長野県は「官有財産管理規則」制定を機に、同二十六年松本農事協会との契約を打ち切り、本丸・二の丸を公園化する方針で動き出した。同二十八年当時の松本町も公園化することを決めて手続きを行った。その経過は、『松本旧城址官有地處建物明け渡しに関する件』(1)に記録が残されている。松本農事協会が、公園化に反対し、本丸の返還を拒んだため訴訟となった。訴訟が解決して、松本農事協会が本丸を返還するのは、同三十年のことになる。

それから間もない明治三十二年、中学校の設置基準が変更された。

校庭を方形かもしくはそれに類する形で 二千坪以上にしなくてはならなくなった。基準を満たすため、中学校長小林有也は、内堀を埋めることを提案した。これに対して県知事は、内堀の埋め立ては経費がかかり議会の賛同を得ることが難しいため本丸を校庭とする方針を示した。

同年十月、松本町はこれまでの経過を踏まえ、本丸を公園とするよう県に陳情した。しかし、県の方針は変わらず、十一月県議会で本丸を中学校の運動場とすることが決められた。松本町は撤回を求めたが覆ることはなかった。そこで、松本町長牧野岸治は、内務大臣西郷従道宛に陳情書を提出した。廃藩以来三十年、雨風をうけて年々朽ちてきており、数年の後にはいたみが甚だしく修復することもできなくなるであろう。松本町民たるもの、永年この城下に住んでおり懐旧の情は著しく、維持保存には義務があると信じている（意識―筆者）と述べており、天守の維持保存は松本町民の義務であると主張している。天守がかげがえのない文化遺産であり後世に伝えなくてはならないものであることを町の意思として伝えていることが注目される。そしてその方法として本丸を公園とし、その入場料と寄付をもって天守を維持しようと考えていたことも書き添えている。

しかし、この陳情が実ることにはなかった。最終的には県の方針通り、明治三十三年、本丸が松本中学校の校庭として使われることになる。同時に天守の管理は松本中学校に移され、中学の仕丁がその役割を担った。

天守は、幕末以来大きく手を入れられたことはなく、この頃には傷

みは甚だしい状態となっていた。小林校長は、天守の倒壊を防ぐため、市長小里頼永らと共に松本天守閣保存会を設立、広く寄付金を集めて修理が実現するよう準備を進めた。

二の丸御殿は、明治四年に筑摩県庁として使用された。しかし、同九年に火災により全焼してしまった。これをきっかけに筑摩県は廃止となり長野県へ合併となった。同十一年二の丸御殿の跡地に松本裁判所（長野・岐阜を管轄）が新設された。この時東側の外堀が埋め立てられている。明治四十一年に長野地方裁判所松本支部（松本区裁判所併設）の新しい庁舎が完成した。この建物昭和三十七年（一九八二）に島立に移築復元されて日本司法博物館（現松本市歴史の里）となり、平成二十九年（二〇一七）に国の重要文化財に指定された。

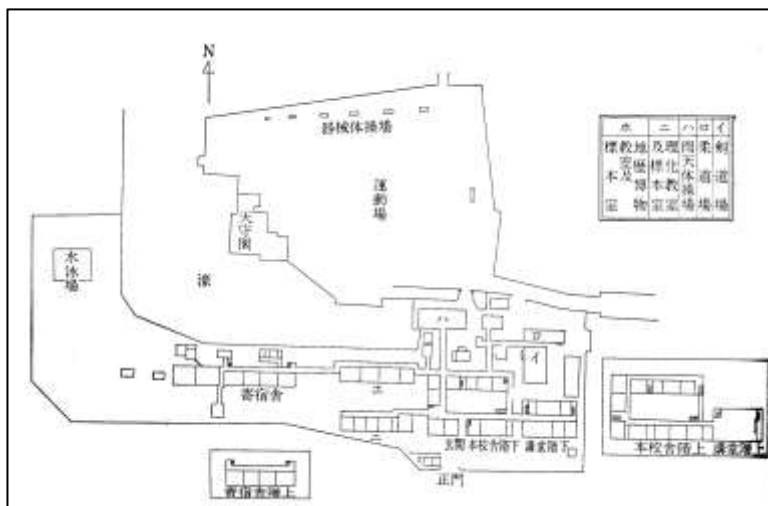
古山地御殿は、明治九年長野県への併合とともに、筑摩出張所として使用された。同十八年、松本中学校の校舎が二の丸に建設されたとき、その姿を消した。

明治三十五年、黒門の南から東にかけての内堀が埋め立てられ、枳形には雨天体操場等が建てられた。黒門北の石垣が取り除かれ、太鼓門から本丸内に真っ直ぐに道が設けられた。古山地御殿が建てられていた辺りから、二の丸の西側まで校舎や寮が建てられ、さらに校地を確保するために内堀は八メートルから一〇メートル埋め立てられた（図版1）。

松本天守閣保存会が明治三十四年に発足。この会によって、同三十六年十月、明治の大修理が始められた。工事についての詳細な記録は残されていないが、作業の様子を記録した「松本旧御城内天守閣保存



図版2 トラス構造を用いた天守4階の補強



図版1 松本中学校敷地校舎平面図（大正8年・『長野県松本中学校 長野県松本深志高等学校九十年史』昭和44年所収）

工事 従明治卅六年
第拾月中従同三拾七
年及三拾八年経至翌
三拾九年春二三四五
月 明世三十六年十月
吉日 諸職日勤控」
(2)が残されている。
この記録から工事の
内容について拾って
みると、捻じれや傾
きを補正するために、
柱柄の上下を切って
調整が行われたよう
である。建物が倒壊
しないように補強す
ことを優先したため
に、筋違を各所に入
れ、トラス構造も取
り入れ、金具を多用
し、壁を厚塗りする
など、天守全体に補
強のための施しが為
された(図版2)。期

間は、日露戦争をはさみ一一年間続いた。経費は、二万二千円余、寄付金と借入金で賄われた。

大正から昭和の初めにかけて、社会の変化とともに松本城を取り巻く環境にも大きな変化が生じてくる。伊藤氏は以下のように記録している。

然して日露戦争頃より起った国粹保存の思想は年と共に旺盛となり、大正修理ノ頃より昭和の初めになって来益勢を増す様になった。天守の様な古建築物に殊に関心を持つ様になって来た。昭和五年十一月十九日附で松本城本丸一帯及二ノ丸にかけて史跡指定となり、更に昭和五年三月早稲田大学生河村惇、槍(梶一筆者)元成、松本吉雄三氏が理工学部田辺泰教授の指導の下に、天守の実測を完了し卒業論文として発表するや、俄然天下に紹介され中央地方の注意を引十一年四月国宝に指定せらるる事となった。さらに天守閣保存会に於て修理せられし、中学校の官理する所となり、僅かの観覧料を徴して是か保存費に当て、中学校使丁をして観覧者ある毎に城戸を開くの状態であった。然して史跡指定につれ昭和六年一月其管理を松本市へ移し、中学校使丁に手当を給して番をせしめる事とした。大正末年頃迄は観覧者年内三千人金額も二三万円に過ぎなかったが、市移管後は大体七八千人から一万人料金五六万円程度に増加する事となった。是は一面松本市の発展と共に人の出入自然多くなったと共に、かうした特殊建築物に職人が興味を持つ様になった為めである。

明治の大修理によって当面倒壊の危機は免れたが、天守を取り巻く環境は大きく変わったわけではなかった。本丸は、松本中学校が校庭として使用し、天守も中学校の管理のもとにあったと思われる。観覧希望者があれば、その度中学校の使丁が対応していた。

この後「日露戦争頃より起った国粹保存の思想は年と共に旺盛となり、」松本城天守に対する関心が高まったと記されている通り、世の中に国家主義的な風潮が強まり、古建築や史跡などに対する社会の見方や評価が変わってきていたと思われる。大正八年（一九一九）に施行された「史蹟名勝天然紀念物保存法」に先立って、東京府が大正七年に独自に「史的紀念物天然紀念物勝地保存心得」を布告した。その趣旨を述べている文章の始めには、次のように記されている。

史的紀念物天然紀念物勝地保存心得 愛郷ノ精神ハ其ノ郷土ニ保有セラル、史的紀念物天然紀念物勝地等ニヨリテ涵養セラル、コト大ナルノミナラス、国家的思想亦此ニ淵源ス、故ニ今日民治ノ局ニ当リ訓育ノ職ニアル者ハ常ニ其ノ郷土ニ於ケル史的紀念物天然紀念物及勝地ノ保存ト愛護トニ意ヲ致シ、其ノ學術上ノ価値ヲ明ニシ進ンテ之力利用ノ途ヲ講シ、其ノ研究ヲ怠ラサルコトヲ要ス、

ここには、郷土愛は郷土が有する記念物等によって養い育まれ、その価値は国家的な思想の根源となるとされ、それぞれの立場の者が協同して保存・愛護・研究にあたることの大切さが述べられている。さ

らにこの続きには、「地方教化ノ要具トシテ十分 其ノ利用ニ工夫」すべきであると記されている。東京都公文書館の西木浩一氏は、この布告について、「まさに、内務省主導による地方改良運動の一環としての『史的紀念物天然紀念物勝地保存心得』であつた。」としている。一方で、武蔵国分寺を例に、「保存心得」により保存の意義を明確に示した上で史蹟登録が行われ、困難が伴った史蹟の一体的な保存整備を実現に結び付けたことに大きな意義があつたと指摘されている⁽³⁾。

記念物の保護は、地方教化の国策とされたことに後押しされて、保存活動を実効性あるものに高めていったという側面ももっていた。大正八年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、この動きは全国に広がっていく。

大正二年に宗教局が内務省から文部省に移される。これによって、「古社寺保存法」による保存行政は文部省の所管となった。記念物の保護は、同八年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」施行時に内務省の所管となり、昭和三年に文部省に移管された。以降文化財保護の全てが文部省の所管となる。翌昭和四年「国宝保存法」が施行された。辻新次、澤柳政太郎を輩出し、文部省との関係が濃かつたとされる松本市にとつては、松本城の保存に関わる活動を行いやすくなったのではないかと思われる。

昭和五年（一九三〇）に松本城本丸と二の丸が史跡に指定された。それと共に、天守の管理も松本市に移管されることになる。さらに、同年早稲田大学学生による天守の実測調査などが行われた。これは天守に対する初めての学術的な調査となった。卒業論文としてまとめら

れたこの調査結果が発表されると、全国的に注目を集めることとなる。

これらの出来事を転機として、松本史談会その他有志が、天守の国宝指定を目指す運動を起こし、松本市は同八年九月に国宝指定願を提出した。その結果文部省も調査に動き出す。

そして、松本城天守が、昭和十一年「国宝保存法」により国宝に指定された。城郭としては、一三番目の指定となった。本丸と二の丸の史跡指定と天守の国宝指定により、松本城の保存と公開は、国の支援も得て行うことができる環境が整った。

天守の国宝指定に向けての後押しとなったのは、地方教化を目的の一つとした文化財保護行政ばかりではなく、昭和初期に高まった観光ブームもまたその力となったと思われる。

明治三十五年六月に篠ノ井線の長野・松本間の鉄道が開通し、松本停車場も開業した。同年十二月に松本・塩尻間が開通し、同二十六年に全通していた信越本線と中央本線がつながれる。同三十九年東京・塩尻を結ぶ中央東線が全通し、首都圏と直結する。更に同四十四年中央西線が全通して名古屋やその先の東海道線などとも繋がった。明治の大修理が行われた頃、松本は鉄道で全国と繋がる時代をむかえていた。鉄道網が全国に広がるとともに、人の動きも活発になり、地方においても観光が産業化していった。国策もあり、観光目的の旅行は一般にも広がりブームとなる。松本においても観光客を呼び込むための努力が重ねられていた。伊藤氏の記録にも、観光にかかわる記載が複数見られる。

観光協会 （昭和十一年六月六日の記載）

此頃は観光熱の非常に高まった時代である。全国へ落す観光引客の金額何億円に上るとかでも盛んにあふって、市及商工会議所向旅館組合等莫大の金を出し、松本を観光都市と呼び信州を大観光地とするとし、軽井沢から中部山岳国立公園上高地を結ぶ自動車道路を計画して着手。松本市にても部外の回遊道路を早く建設云々云ふ有様。市農業課に観光主任の武田氏が居て、多大の費用を使ったものだ。従って観光客の来る事来る事。大人小人各種団体、亦小学校の旅行団体、年には一万以上と云ふ盛況主として県下の学校ではあるが近県からも相当数やって来た。すばらしいものである

昭和十二年七月二十日

七月七日支那事变勃発。軍部にては付是を動機として重大事時局となりとの見透しらしいが、一般にはそれ程の関心なく、単なる事変である位に思っている。盛んにあふっている観光熱に上高地へ上高地へと押しかける都人士はすばらしいもので毎日数万人。今日駅へいって状況を聞くと七百七八十人位であると云ふ。従って松本も是等観光客を相手に駅近辺は盛んである。夜の縄手通の賑はいはすばらしいものである八月に入って尚益増加の一方である。

文化財が観光資源になるということは、すでに他の城郭の事例もあり松本の人々も分かっていたのだろう。「国宝」指定により、更に観光

資源としての価値を高めるということが、松本城天守の国宝指定を目指す活動を後押しする力になっていたと思われる。

二 国宝指定当時の状況

松本城天守が国宝に指定された昭和十一年（一九三六）当時の状況については、次のように記載されている。

国宝指定当時の概要



図版3 昭和初期の外堀北の様子

堤上の松樹は大正初め頃迄に全部枯れ果て其跡へアカシヤ樹群生して歩行も出来ぬ状態であり本丸広場は尺にもあまる雑草が一面に生へ天守は雨洩りのために屋根ははげ落ち内部はくもの巣に埋れ床面は二寸も甚だしい所は三寸もの土や垢に埋まり、殊に小天守及渡り櫓は一層物凄く歩かれたものではない。二ノ丸は松本

中学校を蟻ヶ崎へ移転して其跡を公園化するとの計画で、昭和十年の秋に移転したが、跡には校舎の荒廃せるもの其ままとなり、余り手も下せぬ有様の所へ、松本盲学校が白板から移って古山寺は殿址の中学校堂に居り、此校舎の建物を岡の宮へ移して完成次第そこへ移転すると云ふ訳であった。本丸二ノ丸の濠は荒れるに任せて少しも手も入れず、塵垢レンタンの灰からつけ漬物の餘り破瓦迄、まるでごみ場と思つて投込んである有様。松本史談会などは松本城周囲の美化運動を起し、天守保存にも万全を期する様当局へ陳情する様な状態であった。恰もよし国家の方針としても是等建造物を漸次国宝に指定して国家の力によりて保存すると云ふ情勢で、其見透しかついたので、（後略）（図版3）

天守の国宝指定に向けては、中央に働きかけ、地道な請願活動を行つてきたものと思われる。そのような努力が積み重ねられていた一方、記録には指定当時の荒れ果てた天守内外の状況が記されている。国宝指定という評価を受けるようになって、それにふさわしい扱いを受ける環境はまだ整えられていなかったことがうかがえる。明治の大修理から二〇年以上が経過して、再び損傷が目立つようになっていたこともわかる。

松本中学校は、国宝指定の直前である昭和十年の秋に蟻ヶ崎の現在地へ移転した。中学校が去った後、二の丸は公園として整備されることが決まっていた。しかし、校舎はそのまま取り壊しは始まらなかった。その校舎へは、白板にあった盲学校が移ってきた。盲学校は中

学校の校舎を移築して、岡宮へ移ることになっていたのである。

ここから、天守の管理・保存・公開にかかわることについて、伊藤氏の記録をたどりながら確認していく。

担当課は工務課（「国宝指定当時の概要」の記載）

不思議な事には市として工務課の管理に属してゐる事であった。文部省の系統であるから当然学務課亦是教育課に属すべきものであり、観光熱の盛んな時代に他には産業課亦是観光課に属せしめてゐる所はあるが、工務課にあるのは全国に例をみない。其理由が亦妙な事である。国宝天守は保存が主であるから工務で当るべきだと云ふ

松本市においては、松本城天守を所管するのは工務課であつた。これを伊藤氏は、「他に例を見ない」「不思議なこと」として記している。学務課または教育課に属するのが当然、「観光が盛んなので産業課または観光課に属しているところはある」と記録されており、当時から文化財の観光資源としての価値に着目していた自治体があつたことがわかる。昭和十七年、教育課へ移管するまで工務課の所管となる。

市の関わり（「国宝指定当時の概要」の記載）

市長の小里頼永氏は三十年もの全国一の市長で保存会当時も小林校長と共に此為めに尽した理解者であるか、実際上の事務運営に当る〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇はかうした史跡関係には何等興味を持た

ず、国宝指定にする運動の際も所有が文部省のものであり、それを国宝に指定する為めに松本市が骨を折り費用を支出する理由がないと云ふ様な態度で、其下の局に当たるものは実にやり悪^{にく}かつたものがある

国宝保存法が施行されて間もない当時、文化財である建造物を保存し、その価値を広く一般に公開することの意義は、十分な理解を得られない状況もあつたのではないかと思われる。

昭和十一年四月の国宝指定にあわせて松本城専任の事務員として採用された伊藤氏が初めに行つたのは清掃であつた。

天守清掃（十一年四月二十二日記載）

内部のホコリは実にひどいものである。いよいよ本格的に清掃する事になって始まつた。何分にも何年にもきれいにした事がなく、毎年一回天理教の会員が五月八日にヒノキシンと云ふ奉仕日を此清掃にあてたと云ふが、実に乱暴なもので、バケツの水を床面にぶちまけてホウキではなくと云ふ様な始末。保有の方から云へば実に困つた事としてゐたものだ。天守六の重沓水を持ち上げるのは難儀だ。一通りきれいにするには二週間以上かかる。そして一通り済めば前の個所は亦元の通り。これではだめだ。土足厳禁も励行出来ぬ。後には考へた。入口の一部二部屋をうんときれいにしておくと土足のままでは登らなくなる。此手は成功であつた。

天守の保存・公開のためにも土足で入られてしまうような状況にしておくことはできなかったものと思われる。清掃は過酷で、伊藤氏は体調を崩してしまう。

昭和十一年五月二十二日

月見櫓を仮事務所とすることとし市役所より観覧規定及史跡名勝天然記念物保存法規を送らる是にて落付て太田は堤上の雑木林アカシヤの伐払いに従事することゝなった。本丸堤（土手）の上は実にひどいもので通る事も出来ない有様。盛んに伐り倒した松本市中の中心で炭焼きが出来るのは話でなくて事実である。

月見櫓を事務所として、観覧者を月見櫓から出入りさせていたようである。本丸の石垣上は、農事実験場に使われたときに持ち込まれたアカシヤなどが生い茂り荒れ果てていた。伐採を繰り返し、整備を進めていたことがわかる。

昭和十二年五月九日

本日より月見櫓の事務所を乾小天守第一階へ移転し、是迄の入口月見櫓を廃止して渡り櫓より入る事とした。是がために非常な努力を払って清掃に当り、為めに健康を害ふ。全時に屋根修理に着手す。

国宝指定後一年を経過して、事務所を乾小天守に移し、現在と同

じように渡櫓から入るようになったことがわかる。清掃を強化し、天守内を清浄に整える取り組みは継続されていた。

昭和十二年七月三日

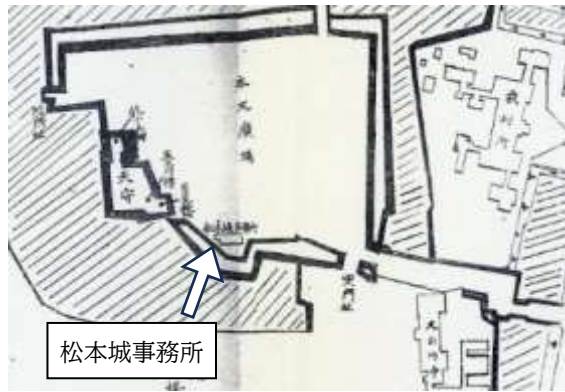
始めて古灯光を本丸東土手南よりにつけた。其動機は夜間青年学校の生徒の訓練があるが、広場が暗くてそれが出来ないからの事。全く是迄は物凄しい場所であった。追はぎ強盗も出たと、昨年頃の新聞にはあつた位。夜は物騒な場所であつたが、此一基の電灯によつて通行人も大いに助かった訳である。

「古灯光」とあるので、新品ではない外灯であろうか。住む者もなく荒れ果てた城郭内は、夜は強盗も出る物騒な場所となっていた。

昭和十二年十一月十八日

天守閣事務所移転家屋ややくその位置へ引着く。来月上旬より計画を進め本丸南側へ縄張したのであつたが、建物は松本中学校南側入口の門衛の住宅を利用したのである。中学校移転と共に其校舍は大部分盲学校の校舎として、本館は向を西向きとして松本記鑑⁽⁴⁴⁾とし講堂は図書館とする事にそれぞれふりわりをつけたのである。事務所と云うは二間東に六間の平屋で、其間取りも理想的ではない狭いものではあるが、ないより増しで、十二月下旬にややく竣工した。二間あつて住めるのであるが二十八日の就任の時に己に此話があつた。給料は安いが近く事務所兼住宅を

建ててそこに住み込み、木炭も若干は使用出来るからと云ふ条件であったのであるが、仲々進行しなかった。



図版4 昭和12年当時の事務所の位置（「松本城址実測平面図」 松本城保存会『国宝史蹟松本城』昭和24年所収）

伊藤氏が専任の事務員になる条件に、低賃ではあるが郭内に住まいを提供する約束があったようだ。就任から一年以上が経過してようやく住まいも兼ねた事務所の建物が本丸内に移築された（図版4）。利用したのは中学校の守衛の住宅であった。しかし、水もトイレもないという環境は続いていたようである。

昭和十二年十月三日

新編成新井部隊本丸広場にて出征式を挙行〇〇名整列。何れも年齢三十有餘、体格拔群、〇精銳その理由を聞くと、大正四年四ヶ師団軍□時代の壮丁であると云ふ。壮行見送りの家族多数来りて、訓辞の後一時間半自由面会を許す。かしこの土手の上この一隅、皆それぞれのかたまりとなって別れを惜しむ様只に気の毒の至りである。子供三人位の勇士はざらにある。そして是が最後

の別れとなるものも蓋し多からん新井部隊長も名誉の戦死を遂げらる。

戦時中は、本丸広場は様々な集会の会場として盛んに使用されていた。家族を残して出征する兵士、今生の別れとなるかもしれない家族の時を天守はいくつも見守っていた。

昭和十四年二月十九日

本丸公園にも只声ばかり中は暗くて困ってゐた。それで点灯について永らく計画してゐたが、ようやく実現。本丸内四個二ノ丸記念館前から堀ばたに添ひ五個計九個にて、夜でも散歩が出来、ベンチも所々に設けられ、公園らしく幾分よい気分になった。是なるであらう松本市として此位の場所は完備しておくべきだ。

昭和十八年五月四日

二ノ丸公園地は久しい問題である。本年春以来ようやく其実現をみる様になった。即ち前に地均しをした平地へ道路を作り、植樹をすることになった。各区単位で寄附を仰ぐ事となった。

中学校の校舎を取り壊した後、公園としての整備が少しずつ進められていたようである。「堀へボートでも浮べ釣でも出来る様にしたら市民の慰安所となる」というのが伊藤氏の公園のイメージであることがわかる。天守を保存し史跡を公園として整えるイメージは、当時は多

くの人にこのように思い描かれていたのだろう。

昭和十一年六月二十六日の記載

亦早く中学校を取払って交通を便にせよと云ふ声も盛んであり、従つて通り抜けにする自動車も多く、此自動車のために本丸の庭面が痛められる事も亦大きい。史跡保有の立場からは等の対策を講じなければならぬ。そこで入口へ立札を立てたが仲々守られない。

昭和十四年四月二日

松本中学校址を地均して道路を作り、大名町より葵の馬場迄通行出来る様になった。是は久しく待望してゐた事であつて、利便の点から云へば慥かに便である。が、史蹟地内を通り抜けるので、此点よろしくない事だ。昔城主のゐた時代の事を思へば、迂回は何でもない事なのだ。兎角文化と史跡とは相反する。

昭和十九年六月二十一日

通り抜け自動車を防ぐために、北及東入口へ杭を立て南は自動車を入れなければならぬ。

以前から太鼓門跡を通つて本丸を横切り葵の馬場へ抜ける車に頭を痛めていたようであるが、昭和十四年には中学校の校舎跡は整地され、大名町から葵の馬場まで二の丸・本丸を通り抜けて車道が開かれた。



図版5 昭和23年の航空写真（米軍撮影）

けていた。学校が移転した後は、戦時中を通じて二の丸の南から西側は公園として整備が少しずつ進められていたようである。

松本城に関わる研究は地道に進められていた。その成果をまとめ本として形にしておいたことは、昭和の大修理の実現に向けて、大きな力となったと思われる。

昭和十一年六月十八日

寄りて協議の末、松本城の研究として完成せるものなく松本市史位のものであるから、編纂をやるではないかと議が纏まり請願の形式で市へ書類提出即ち、丸山図書館 新井記念館 中島市技手伊藤天守閣の四人、然し是は市当局の関心の的とならず只握り潰しと云ふ結果になった

史跡、文化財の保存よりも交通の便が優先するというのが多くの市民の意識であつたことがわかる。昭和二十三年の航空写真（図版5）を見ると、大名町から二の丸・本丸を貫いて葵の馬場に至る南北を貫く車道が確認できる。昭和十四年にこの車道が整えられてから昭和の大修理が始まる二十五年まで、城郭を貫く車道は使われ続

松本城編纂

是迄の纏^{まと}まったものとしては、松本市史位のもので、数種の小冊子もあるか何れも物足らぬものである。観覧客にあげるパンフレットさへ不完全なものであった。自らは就任以来、此方面に力を致さんとし、二三協力を求めたが、やはり自分が中心とならなくては物は纏まらぬ。それで茲数年間資料の蒐集に力を注ぎ、主として維新後より国宝指定迄の間の変遷に意を用ひ、大略纏める事が出来「史跡国寶松本城」として權威あるものを出版せんと計画し、略完成したが、學術的な此種のもの、人に笑はれない様なものではならぬので今一応検討を必要とする。

それと関連して観客用の小冊子（史跡国宝信濃松本城）は完成し、堀内千萬蔵氏の題命平林市長の題字一志茂樹氏の序文で出来てゐるが、社会状況のこうした時、出版は時にできない事情となった。

研究を今まで以上に深め、松本城の価値を明らかにすることは、伊藤氏だけではなく、松本城を後世に残すことに強い思いをもっていた人々にとって願っていたことであると思われる。これまで地道に積み上げられてきた成果はまとめられ形になっていた。これらが、昭和の大修理の実現や文化財保護法のもと国宝に指定されるために、大きな力となったと思われる。

三 昭和の大修理に伴う天守周辺の整備（史跡整備の第一歩）

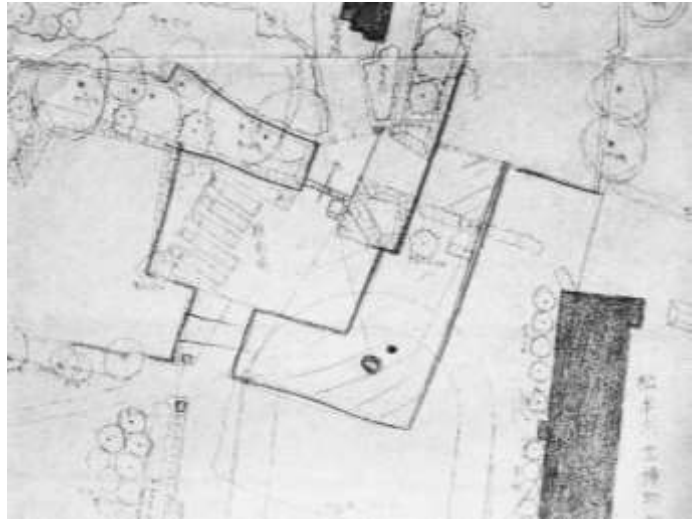
戦後の厳しい状況、しかし天守の修理は緊急を要した。多くの方々の努力が実り、天守の解体復原工事が実現する。昭和二十五年（一九五〇）に着工、昭和三十年の竣工に向けて、周辺の整備もプランを具体化することが急がれていた。

松本市は、その設計を、東京大学の加藤誠平教授と前野淳一郎助手に依頼する。二人は、森林利用学・造園学・観光学等に通じ、公園の設計においては当時最も優れた学者であり技術者であった。二人によって、昭和二十七年二月に「本丸庭園 中央公園設計案」が示される



図版6 修正が加えられた「松本城本丸庭園 松本城中央公園設計図面」(『松本城本丸庭園松本城中央公園設計説明書』昭和28年所収)

(図版6、7)。それを見ると、黒門等の城郭遺構について、その整備復元等は考慮されていらない。大名町から葵の馬場まで貫く車道はそのまま、黒門枳形と本丸管理事務所北側には駐車場が設けられていた。二の丸



図版7 修正が加えられた黒門周辺「松本城本丸庭園 松本城中央公園設計図面」の一部（『松本城本丸庭園 松本城中央公園設計説明書』昭和28年所収）

して残されている図面の一枚には、赤線でくつきりと、黒門の石垣とその南東の堀の復元範囲が示されていた（本来の堀幅に戻すと当時あった建造物にかかってしまうことを確認する線も残る―筆者）。

昭和二十八年夏頃までに検討が重ねられ、大きな変更が加えられたものと思われる。黒門の南から東の内堀が埋められたのは明治三十五年（一八九八）、五〇年以上経過しており、石垣は残ってはいたが、城郭としての往時の姿を知る人は少なかったはずだ。一般には、文化財の保存活用に対する十分な理解も得られていなかったというのが当時の状況であったと思われる。そのような中、黒門を元の姿に復すことを決断し、設計案に大きな変更を加えることは、簡単なことではな

の南東に博物館、西側は北から児童遊園、植物園、動物園が配置され、埋橋のたもとにはボートの棧橋が設けられていた。都市公園設置の条件である「市民の慰楽に資する」施設を第一に据えた計画であった。記録と



図版8 解体復原工事落成式（昭和30年10月1日）

ったはずである。これまで破壊され続けてきた歴史に終止符を打ち、城郭としての本来の姿を取り戻し、その価値を後世に伝えるために踏み出したこの一歩が、後の松本城の保存整備に明確な道を開いたのだと思われる。解体復原工事が終了し、天守が美しく堂々とした姿を取り戻したとき、黒門の石垣は復旧され、南東の堀は掘り戻され整えられていた。周辺の石垣も必要な場所には手が加えられ、本丸全体も城郭としての趣を増していた（図版8）。この後、

昭和三十五年の黒門の復興をはじめ、黒門枡形の復元、二の丸御殿の発掘調査・史跡公園整備、平成十一年（一九九九）の太鼓門枡形の復元と、長い年月をかけて城郭としての姿を取り戻すための事業がたゆまなく継続されてきた。そして現在、南外堀、西外堀の復元が形となりつつある。

おわりに―松本城を後世に伝えるために―

伊藤政一氏は『松本城天守国宝指定後推移』の端書に次のように記

している。

端書

苦節十年隱忍自重事志の如く抄らず、理想の實現に前途尚遼遠の恨がある。抑史跡方面は文化方面と逆方向を取るを常とす。当局首脳者の関心深からず、他の政治部面に比してはどうでもよい問題である。社会ありふれたる流行にかぶれては天守をデパート化せんとしつゝある。是に比して松本天守の特徴を古昔の純城郭に引戻し、尚武日本の我国民性の懷古出玄の血を再起せしめ、我武士道の精華を弥か上にも發揮せしめんと希望することこそ、最初からの念願である。而して一通り研究すべき事は尽し、大体に於いて纏めたるも、事変以来の状況下、是を上梓する事の出来ざるを遺憾とす国宝指定後の大要は次に録して略誤りなき事を信ず。然し尚詳細に検討するの要はあらん。

昭和二十年弥生の末 姫川 生

文化財の保存整備は、社会の諸課題に比べれば常に後回しにされがちであり、時には社会の変化にも逆行してしまう側面ももつ。しかし、失ってしまったのは二度と取り戻すことのできない私たちの文化歴史を物語ってくれるかけがえのない生き証人である。その実像を歪みなく受け継ぎ後世にそのバトンを引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責任でもある。右の端書にある「社会ありふれたる流行にかぶれては天守をデパート化せんとしつゝある。」ことに注意を払いながら、

後世に伝えるべき大切なものは何かを見極めながら歩みを進めなくてはならない。

国宝松本城天守、史跡松本城を未来にどのように伝えるか。時々はその任を担った人々の思いと努力に学ぶことの大切さを感じる。

註

- 1 長野県庁文書、長野県立歴史館所蔵
- 2 松本市教育委員会所蔵
- 3 西木浩一 天正前期東京府の史蹟等保存事業―武蔵国分寺跡史蹟指定の前提として―（東京都公文書館調査研究年報〈WEB版〉）9号、二〇三年、一―一〇頁

公文書管理法と自治体文書館のマネジメント

石井 敬一

はじめに

筆者は、令和二年（二〇二〇）四月に松本市文書館（以下「当館」という。）の館長に就いて以来、文書館の将来について漠然とした危惧を抱いてきた。文書館が博物館、図書館と並ぶMLAの一つでありながら、後発とはいえ、市民から見ても地味で分かりにくい存在であり、市職員ですら理解する者が多くない現実があったからである。

こうした中、松本市の文書保存年限の見直し（最長…永年↓三〇年）に伴い、当館も保存年限を経過した非現用公文書から歴史公文書の評価・選別し、受け入れることになった。初めての本格的な公文書の受入れである。また、資料の保存方法としてのデジタル化や普及啓発のための各種講座の開催等において、どうすれば文書館をより多くの市民に理解してもらい、必要な時に利用してもらえるかなど、あれこれと試行錯誤することになった。

言うまでもなく、自治体文書館は、歴史資料として重要な諸記録

を保存し、市民の利用に供する施設である。市民に身近な基礎自治体の施設である以上、専門研究に閉じこもってられないのは当然である。

しかし、そもそも、何のために文書館はあるのか、存在意義は何か、MLAの他施設にない固有な特徴は何か。ここが明らかでないと業務運営の方向性、ポイント、展開の仕方、改善点などが見えてこない。遅まきながら、より根本的な問いに直面せざるをえなかった。

本稿は、そうした課題解決の一助となるよう、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）施行下の現在において、これからの基礎自治体文書館のマネジメントについて論ずるものである。もとより取るに足らない試みではあるが、思いを共有する方々の他山の石としていただきたく、一端を記してみることとする。

なお、制度や法令の理解を含め、あくまで筆者の私見であって、当館や松本市（公文書管理条例を制定していない。）の見解でない

ことは言うまでもない。

一 文書館とは何か

文書館は、扱う対象が古文書などオリジナルな原本（一次資料）中心であり、この点が、大量に同一書籍が出版される刊行物を扱う図書館との根本的な違いである。ここから、資料の扱い方、求められる知識、閲覧などの利用の仕方が大きく異なってくる。利用者からすると、図書館であればシンプルに開架された本を自ら選んで手に取るだけである。これに対し、文書館では、資料は、自治体によって異なるが、温・湿度を一定に保った収蔵庫で保管されるため、まず、閲覧資料をシステムで検索・特定して請求する必要がある。資料が収蔵庫から手許に届くまで多少の時間もあり、入口からして煩わしい。

一方、文書館からすると、利用者の中には、利用の仕方だけでなく、そもそも知りたい事柄が漠然としている方も多い。検索システム操作や資料のレファレンスなどを含め、知見のある複数職員で対応することも珍しくない。利用者に寄り添った丁寧な対応が求められる。

最大の特徴は、自治体から歴史公文書が移管されることである。保存年限を経過した非現用の公文書から、歴史公文書を評価・選別して文書館に移管し、市民の利用に供するのである。自治体文書館の中には、自治体史編さん事業で収集した古文書など地域資料を中

心に設置された館も多く、当館もその例に漏れない。しかし、公文書管理法施行後の現在においては、歴史資料として重要なガバナンス（行政による統治）に関わる公文書を保存することが、博物館、図書館との最も大きな違いと言えよう。

二 文書館の機能とは

わが国の文書館の機能について、加藤丈夫前国立公文書館館長は、①国や自治体のガバナンスの検証と、②住民としてのアイデンティティの確認を挙げている。

①は法律や条例など住民の暮らしに影響を及ぼす社会の決まりについて、その内容とそれが成立した経過を後の世代の人たちが、しっかり検証できる仕組みであり、それが民主主義を支えることにつながるということです。②は先人の遺した貴重な資料から国や地域の優れた文化や伝統を理解することであり、それが国民としてのあるいは地域住民としての誇りや自信につながるということです（1）。

（一） 国・自治体のガバナンスの検証機能について

1 情報公開法、公文書管理法と「知る権利」

もともと文書館は、必ずしも民主主義国だけのものではなく、権

力者が統治に必要な制度として利用してきたという歴史的経緯がある。権力者にとつて、統治記録の作成とその保管、保存は不可欠の営みであったのである(2)。ひるがえって、わが国のような民主主義国においては、市民が有権者として適切な判断をくだす前提として、国や自治体が保有する情報が広く公開され、市民に十分に知らされることが求められる(情報を与えられた市民 informed citizen の理念)(3)。とりわけ、現代国家においては、国や自治体が多く情報を保有し、主権者である市民との間に情報の不均衡(非対称性)が生じ、是正が必要と指摘されるところである。

このことについて定めるのは、「情報公開と文書管理は車の両輪」と言われる、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(一九九九年制定。以下「情報公開法」という。)と、一〇年後の二〇〇九年に制定された公文書管理法(二〇一一年施行)である。

情報公開法は、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」(第一条)と、やや控えめに表現している。これに対し、公文書管理法は、「公文書等が、健全な民主主義を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」(第一条)と、公文書の位置付けの中で端的に示している(4)。以下、本稿において根拠規定として掲げているものは、特に断りのない限り公文書管理法の条文を指す。

国立公文書館等は、そのために国民が歴史公文書等の利用(第一六条)を通して、行政の「経緯を含めた意思決定に至る過程」や、事務・事業を「合理的に跡付け、又は検証」する極めて重要な役割

を担っている(第四条)。

今日、この理は自治体文書館についても求められている。それゆえ、市民は、現用公文書について情報公開条例による自治体への情報公開請求権と同様に、歴史公文書等についても、民主主義に不可欠な「知る権利」(憲法第二一条)の中核である、自治体情報公開請求権を有していると考え(5)。

ただ、憲法は公開すべき情報の範囲や手続等の詳細までは定めていないから、これだけでは抽象的権利にとどまり、具体的内容は自治体ごとに制定する公文書管理条例によって定まると解される。ひとたび条例が制定されれば、①「知る権利」は、条例の解釈指針となり、②「知る権利」の中核的部分が他の法令や行政によって正当な理由なく縮減された場合は、憲法違反と判断され(6)、最高裁判所への上告理由(民事訴訟法第三一二条第一項)にもなりえると解される。

しかし、周知のように、「知る権利」は公文書管理法に明記されていない。権利の内包・外延が不明確で成熟性が十分でないため、と説明されていた。この点については、情報公開法の立法過程から議論されたが、結果的に見送られ、代わりにアメリカの政府信託理論から、行政の側からの「説明責任(アカウンタビリティ)」という概念を法律上はじめて明文化して、情報公開の理念を説明した(7)。公文書管理法も同様に「説明責任」を採用している。

「知る権利」を明記しないで、ガバナンス検証機能が十分果たされるだろうか。法施行後一三年を経過した現在において、「説明責

任」は比較的受け入れられているように見える。一方、「知る権利」も、各地の情報公開条例や政府が国会に提出した情報公開法改正案（二〇一一年）で明記されるなど、権利としての成熟性を増している。

この点について、公文書管理法が「説明責任」という行政側からの視点だけでなく、「主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」と規定し、国民の側からの視点も明確にすることにより、「知る権利」を明記すべきとする主張は、実質的に取り入れられたとする見解もある（8）。重要なのは、「知る権利」を取り入れたことにより、歴史公文書等の利用請求権（第十六条）などの解釈において、どのように権利範囲を拡大し、又は利用制限事由の範囲（同条第一項各号）を限定するか、であると考えている。

2 自治体と文書館の課題

周知のとおり、現段階においては、各自治体において公文書管理条例の制定は必ずしも進んでいない。多くの自治体の情報公開条例の制定が国の情報公開法に先行したのと対照的である。公文書管理法は、現用公文書の適切な管理だけでなく、保存期間が満了した非現用公文書についても、廃棄するか又は歴史公文書として文書館に移管・整理・保存し市民が利用できるように、文書のライフサイクル全体を通じた体制整備を求めている。各自治体にとって、事実上のスタンダードとして機能していると指摘されるところである（9）。

一方、自治体における文書管理は「自治事務」（地方自治法第二

条第八項）であるため、公文書管理法は、地方自治尊重の観点から、その規律を自治体に直接適用せず、「努力義務」ととどめている（第三四条）。条例制定が進まないのは、人的・物的資源が限られる多くの自治体にとって、明治期から構築されてきた、自治体ごと「千差万別」といわれる文書管理体制を直ちに転換することが難しいことを示している（10）。多くの自治体の側からすれば、情報公開は初めて実施する事務であったのに対し、公文書管理は、内規によって曲りなりにも実施できている事務であり、変えるにはそれなりの負担を伴う。しかし、歴史公文書の利用を請求する、これらの自治体住民の側から見ると、次のような検討課題もある。歴史公文書は「時の経過を考慮する」（第十六条第二項）ことで、利用制限事由の範囲が現用公文書における不開示情報より狭くなる場合があるが、この点をどう考えるか。また、冒頭に記したように、請求者に対して検索目録に基づいた適切なレファレンスができるか等である。

民主主義の維持に不可欠な市民の「知る権利」といえども、公文書管理条例が無く抽象的権利にとどまる限り、実際の自治体の対応は様々であろう。こうした状況を、自治体職員のみならず、アーキビストを含む他ならぬ文書館職員はどう見ているのだろうか。

今日、自治体文書館職員に求められるのは、古文書等の整理・保存にかかる知識・技能にとどまらない。歴史公文書を評価・選別し、市民の利用に応えるためには、行政情報を的確に把握するため、当該自治体の沿革、各部の業務内容、関係法令等の基礎知識が求められている。資料のデータ化や検索システム等にかかる最低限のデジ

タル知識なども必要である。

公文書管理や「知る権利」の重要性からすれば、今後、時間の経過とともに、自治体の文書管理体制を反映したオリジナルな公文書管理条例が増えていくことは考えられよう⁽¹¹⁾。それに伴い、歴史公文書の利用請求にかかる公開・非公開判断をめぐって、利用者との間で中立性が厳しく求められる場合も想定される。文書館やアーキビストは、すぐれて憲法的な側面を有していると考え⁽¹²⁾。

課題は他にもある。ガバナンス検証機能は、文書館の側から見ると重要であるにもかかわらず、市民から見るとやや抽象的で分かりにくいことである。筆者は、市民対象の各種講座のあいさつの中で、公文書等が「国民共有の知的資源」であり、行政の「現在及び将来の国民に説明する責務」(第一条)について何度か触れたことがあるが、正直なところ、どこまで理解いただけたか不明であった。説明の仕方が悪い点は措くとしても、市民にどれだけ訴えたのであるうか。

(二) 住民としてのアイデンティティの確認機能について

住民としてのアイデンティティは、個人のアイデンティティの重要な構成要素である。人びとは、地域に居住し諸行事に参加し、あるいは歴史・民俗等の話を聞く等により、住民としてのアイデンティティを育み、確認する。文書館における地域資料の閲覧、各種講座の受講もそのうちの一つである。一方で、住民としてのアイデン

ティティを持つ(可能性のある)地域において、身近な公共事務を住民の意思に基づいて決定し、民主主義のあり方を学んでいく(地方自治の本旨(憲法第九二条)の一要素である住民自治)。「地方自治は民主主義の学校」(ジェームズ・ブライス)と言われる所以である⁽¹³⁾。文書館は、ここでも住民を通して民主主義と繋がっている。

しかし、一方で、地域が置かれている深刻な少子高齢化と人口減少の進行、自治体の広域化等によって、住民としてのアイデンティティは危機に瀕している。今日、地域の百年前の歴史を知り、教えることができる人材は、教職員を含めても意外なほど少なく、小・中学生がこれを学ぶ機会は限られている。人物を含めた地域の多様な歴史を聞かされていない生徒は、地域に愛着を持つ貴重な機会を失っているといえるのではないか。現状のままでは、就職期の若者が雇用機会の多い大都市に流出することは、残念ながら避けられないものと思われる。

当館では、職場体験学習や探究学習で近隣の中・高生を受け入れ、実際に歴史資料を見ながら学習を深めているが、交通手段のない遠方の生徒には来館の機会が無い。現在は、職員が学校等に出向いて行う出前講座の開催や当館編集でビジュアルな『松本の歴史を学ぶ―文書館子ども講座―』を教職員に貸し出すことで、かろうじて対応している。今後は、資料のデジタル化を進め、ホームページ等に市内各地区の絵図等を中心としたアーカイブズを掲出し、小・中学生が自分のパソコンで自主的に地域の歴史を学べるようにしたい

と考えている。

三 歴史公文書の評価・選別について

(一) 現用公文書の整理・データ化

筆者は、平成二十二年度に松本市総務部行政管理課法制担当に異動（係長）した。議案・例規等の作成、議会、公文書公開・個人情報保護対応、文書の保存整理及び書庫管理などとともに、文書館を管理・運営する所管課である。

二年目に、経常業務のほか、当時市内四か所にあった書庫内の文書を整理し、文書とその保管場所のデジタルデータ化を一年間で行うという業務を部下一名とともに担当した。書庫内は、課ごとに決められたスペースはあったものの、保存年限を超過し廃棄されていない文書や図面、執務室から溢れて置き場所がない物等が床にも置かれるなど、文書のライフサイクルに応じた管理が徹底されていなかったと記憶している（図版1）。作業内容は、各課の協力を得ながら、廃棄すべきものは廃棄し、保存中のものは、順番、箱詰め等の保存方法、保存場所をルール化してデータを入力していくというものであった。その後、各課において、毎年度保存年限が経過した箱中の簿冊を廃棄し、その場所に新しく完結した簿冊が入った箱を設置し、最新の箱のデータを入力していくこととした。

簿冊の箱詰めやデータ入力には業者に委託して行うこととし、主要



図版1 整理前の書庫（四賀）



図版2 整理後の同書庫

業務は、保存場所や作業方法の決定、業者との打合せ、各課との連絡調整、進行管理等であった。ただ、執務室にある書棚やキャビネット内の公文書の整理・データ化は各課文書主任（庶務担当係長）に委ねた。

公文書管理法が施行された年であったが、各課の文書主任にとって、書庫整理やデータ化への協力は、所管の文書とはいえ余計な仕事であった。各課の繁忙期と重なり整理作業が遅れがちになると、なかなかだめながら、協力してもらった記憶がある（図版2）。

自治体の書庫は大同小異と思うが、寒暖差が激しい信州では厳しい環境である。とりわけ真夏と真冬は十分な準備なしには数分といられない。また、この年、六月三十日に長野県中部地震（震度五強）が発生し、ある書庫の出入口近くにあった保存中の文書が一斉に崩れ落ち、出入りにも不自由することになり、スケジュールの変更を

余儀なくされたことがあった。

この現用公文書の整理・データ化は、適切な公文書管理に向けた第一歩ではあったが、振り返ると課題も見えてきた。例えば、①作業終了後のデータの更新が徹底しなかったこと（例えば、その後にあった書庫の移転による保存場所の変更等）、②対象文書として、本庁以外の支所・出張所にあるすべての文書について実施できなかったこと、そして何よりも、③実効性確保のため、担当者レベルだけでなく、全庁を挙げての取組みが必要であったこと等である。

十数年後、筆者は期せずしてこの時のデータリストと再会することになった。文書館において、歴史公文書の評価・選別担当となり、保存年限が経過した非現用公文書のデータリストに基づいて、二次・三次選別を行うことになったのである。

（二）歴史公文書評価選別基準の必要性

当館所蔵の公文書は、これまで昭和の大合併で編入された旧村役場文書が多かった。市史編さん時（平成元々十年）に、旧村役場の書庫から松本市役所書庫を経由せずに直接移管されたものである。これに対して、松本市役所書庫に保存されていた公文書が移管されることは比較的少なかった。松本市の文書保存年限の最長が最近まで永年であり、市役所書庫に保存されていた有期限の文書が、歴史公文書として当館に移管されることが少なかったためである。

しかし、最長永年とされていた保存年限が、令和四年秋に三〇年

に見直されたことにより、それまでの永年文書で三〇年を経過したものを廃棄するか、又は「歴史的価値のある文書」（松本市文書管理規程第五九条）として文書館に移管する手続が必要となった。そこで、「歴史的価値のある文書」とは何かを示す「歴史公文書評価選別基準」（以下特に断りのない限り「基準」という。）が必要となる。また、公文書管理条例を制定した自治体であれば、公文書等は「国民（市民）共有の知的資源」（第一条）であるから、当該自治体がどのような文書を「歴史資料として重要」（第二条第六項）として残すかは、有権者たる市民の重要な情報源であり、説明責任があると考えられる。

（三）基準の策定について

「歴史公文書評価選別基準」は、誤解を招きやすい表現である。そもそも、評価・選別時点（例えば、保存期間満了前のできるだけ早い時期（第五条第五項））において、将来「歴史資料として重要」となることを予測することは困難である。今は価値がわからない文書も将来歴史資料として重要になるかもしれない。従って、評価・選別は、自治体と文書館が、その時点で将来重要と見込まれる文書を残すことであると考える（14）。

この点について、「公文書館法解釈の要旨」（平成元年六月一日内閣官房副長官）は、

「歴史資料として重要な公文書等」とは、国及び地方公共団体が歴史を後代に伝えるために重要な意味を持つ公文書等のことをいうが、それは、具体的に何がそれに該当するかという厳格な客観的基準には本来なじまない性格のものである。（傍線―筆者）としている。

さらに、この基準を当てはめれば、一義的かつ明解に選別できるという誤解も与えやすい（もともと、すべてを歴史公文書とするという基準であれば別である）。

多くの自治体も基準として採用している、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定）によれば、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」は、次の四つの項目のいずれかに該当する文書で、「重要な情報が記録された文書」であるとしている。

- 一 国の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関するもの
- ロ 国民の権利及び義務に関するもの
- ハ 国民を取り巻く社会環境、自然環境に関するもの
- ニ 国の歴史、文化、学術、事件等に関するもの

多義的で解釈の余地が広い用語が使われており、人によって判断が異なりうる。また、ニにも「歴史」という言葉が再使用されるな

ど、一義的な選別を前提としたものではないと考えられる。

それではどう考えるか。筆者は、できる限り早期に多くの選別対象文書を実際に手に取ってみることを薦めたい。選別者間で選別しないものとは何かを議論、共有化し、その結果を基準に落とし込んで、オリジナルな基準にしていくながら実践的と考える。ほかに策定にあたり注意した点は、①公文書が「市民共有の知的資源」であるならば、誤廃棄を防ぐために、選別する項目をできるだけ多く設け、かつ具体的に表現し、解釈の余地を狭めたこと。②選別の対象外とする文書（すべて選別する文書とすべて選別しない文書）を基準に明示し、担当者の迷いを軽減し、評価・選別にかかる時間の短縮を図ったこと（15）等である。基準が曲がりなりにも形になったのも束の間、筆者は実際に文書リストや簿冊を手にして、ようやく、まだまだこれからであることに気がついたのである。

（四）評価・選別の実施について

1 評価・選別対象文書

今回の対象文書は、松本市役所書庫内のすべての文書の中から、保存年限が永年とされていた文書で、完結処理後三〇年を経過したものである。具体的には、明治期～平成四年度までの松本市役所の公文書、一六、三八三件である。松本市の母体となった明治四十年市制施行前の旧松本町や大正十四年合併編入した旧松本村の文書を含む。この時期、市域は、現在の松本市中心部（二一・一七km²）

る。



図版3 搬入された簿冊が入った箱



図版4 簿冊を編さんしていない例

一方で、文書館は「歴史資料として重要」な文書を残す施設であり保存スペースも限りがあるため、前述(三)②のとおり、例外的に、歴史的事実との関係が薄い軽易な事務的文書は選別しないことにしている。その場合も、内容を見ないで廃棄することがないように、三次選別の対象としている。

三次選別では、原課に当館まで対象簿冊を搬入してもらい、実見している(図版3)。当館から出向かずに搬入してもらったのは、前述のように、データの更新について、保存場所のデータが実際のそれと一致しない事態が発生してしまったためである。リストと照合した結果、搬入簿冊は一部の例外を除き、概ね二次選別の結果どおりに揃っていた。例外とは、①文書管理規程に定められた基本的な簿冊の編さんができていないものがあったこと(図版4)、②リストに無い文書が含まれていたこと、③期限までに文書の搬入が間

に合わなかった部署があったこと等である。これらについては、文書館において改めて整理や補修が必要となり、市民の利用に供するのが遅れてしまう。

公文書管理について関心を持つ自治体職員は、筆者がデータ化に携わった十数年前と比較して増えているように見える。一方で、残念ながら、繁忙期と重なる等の理由により、未だに年間のルーティンとして定着していない課もあるようである。公文書管理は、作成から保存・移管・利用まで文書のライフサイクル全体にかかるため、全庁を挙げて取り組まなければ、実効性は期待できない。上流(原課・現用文書)が決まらないと、下流(文書館・歴史公文書)も決まらないのである。

ほかに、基本的ではあるが注意すべきと思われる点として、①個人情報など、利用制限事由の有無と評価・選別とは別次元の問題であること、また、②基準の内容にもよるが、市の事務のうち、国・県が本来果たすべき役割にかかる事務である法定受託事務(地方自治法第二条第九項)は、国・県事務の処理についての重要な歴史資料になりうる場合があること、さらに、③新産業都市建設指定にかかる文書のように、一連の文書は、できるだけ「つまみ食い」せずに一括して選別すること(原秩序尊重の原則)(18)等である。選別の過程で新たに判明したこと、判断理由等を忘れそうなのは、二次選別と同様記録するとともに、判断できないものは、保存して後の担当者に任せることとしている(19)。

四 資料の保存方法（デジタル化）について

紙資料の保存方法（代替化）については、当館は長らくデジタル化よりも、マイクロフィルムカメラ撮影によるマイクロフィルム化に重点を置いてきた。言うまでもなく文書館の最も中心的な業務は、歴史資料の保存であり、マイクロフィルムの寿命が五〇〇年程度であるのに対し、デジタルデータを保存するCDやDVDは、せいぜい三〇年程度と長期保存に適さないと言われているからである。

一方で、当館の運営協議会では、利用者の立場からデジタル化の推進について意見をいただいており、研究課題であった。結論的には、令和五年度から本格的にデジタル化、すなわち、デジタルカメラによる撮影（図版5）と撮影済マイクロフィルムのデジタルデー



図版5 デジタルカメラによる資料撮影

タ化に舵を切ることになった。この点で参考としたのは、保存方法の優劣を「保存」と「利用」の両面から検討する考え方である（20）。確かに、「保存」の側面から見れば、当館は、平成十五年度からマイクロフィルム撮影を続けており、紙資料とマイクロフィルムにおいて一定程度の蓄積もある。しかし、「利用」

の側面から見ると、当館のマイクロフィルムデータは、来館のうえ、紐で綴じた小さな印画紙に焼き付けたものを閲覧しなければならぬ。扱い慣れた専門家ならともかく、これでは小・中学生をはじめとする市民にはハードルが高い。

これに対して、デジタル資料は、来館せずとも、各自のパソコンやスマートフォンから高精細な画像を閲覧でき、場合によりデータを取得し加工することも可能である。弱点とされた「保存」期間についても、技術は日進月歩と言われている。

ただ、その一方でデジタルデータは、加工のしやすさから、比較的容易に改変可能であり、文書の真正性に課題があると言われている。また、パソコンが更新されるたびに、ソフトやデータ、システムの移行（マイグレーション）が必要となり、経費もかさむ。

双方とも一長一短があり、だからといって、マイクロ化の欠点を補いつつ、デジタル化を同時並行で進めるには、予算も人も限られている。そうであれば、現段階で当館が求められているのは、「利用」のしやすさであろう。まず、デジタル化を実施し、他の保存方法については、「走りながら考える」ことがベターと判断した（21）。

もう一つの課題は、自治体文書館である以上、予算の確保であった。事前に相談し資料を準備することで、幸いにもマイクロフィルムカメラの予算を、そのままデジタル化に振り替えることができた。自治体文書館において、紙資料やマイクロフィルムに加えて、今後、デジタルデータも増えてくるとすれば、文書館というより記録館と呼んだ方が、より実態に近いのかもしれない。

五 各種講座と展示について

当館は、松本地域の歴史、文化等を市民向けに解説する「文書館講座」を、各回四〇名程度を上限とし、年七〜八回開催している。

令和四年度から、講師を当館職員だけでなく、テーマに知見を有する館外の職員にも依頼することとした。MLA機関に所属する職員間の交流を図り、組織的・継続的に開催できるようにするとともに、受講者に多様な切り口、見方を知ってほしいと考えたからである。

これと同時に開催しているのが、講座で取り上げた資料を受講者や閲覧者に見てもらう企画展示である（第二三条）。講座終了後、講師の解説を聞きながら資料原本にじっくりと向き合い、理解を深めるとともに、住民としてのアイデンティティを確認する貴重な機会でもある（図版6）。こうした取組みは、当館での新たな試みで、館外からも資料を収集するなど準備が必要となる。幸い資料の扱いに



図版6 令和5年度第2回企画展



図版7 講師に質問する受講者

精通した
熱心な職
員の技に
よって開
催にこぎ
つけてい
る。この
結果、新

規の受講者、それも女性の割合が増加しており、また、展示見学や講師への質問などにより、滞在時間も長くなっている（図版7）（22）。

筆者は、令和四年度全国公文書館長会に出席し、遅まきながら、高等学校新学習指導要領（歴史総合及び日本史探究）に文書館の活用が取り上げられたことを知った。主な内容は、授業に文書館の見学を取り入れ、閲覧、展示など実際に資料を見て考察する、インターネットを活用したデジタル資料の活用などである。資料原本から訴える何かを感じ取りながら考察するせっかくの機会も、地域では交通手段が無く来館できない市民・生徒も多いことから、デジタル資料のインターネット掲出は急務である。

また、当館では、文書館とはどのような施設かを知りたい市民を対象に、「文書館活用講座」を年二回開催している。概要の説明とバックヤードツアーが主な内容であるが、年々受講者が増加している。実際に絵図等の資料を見て、「オー」と声が上がることもある。こうした試みは、ますます重要になってくると考えている。

おわりに

われわれが現在、文書館において歴史資料を閲覧等利用できるのは、それを作成又は取得し、残してくれた先人がいたからである。その意味で、文書館は、一言で言えば、子孫・後輩のための施設である（図版8）（23）。とりわけ、自治体文書館は、地域社会に住む子孫・後輩が困らないように、行政をはじめ人びとの営みが円滑に



図版8 遺作書留帳（部分）（松本市文書館所蔵）

左上に「まる山 子々孫々へ」とある。

進むように、あるいは同じ轍を踏まないように、われわれが記録を残すのと同様に、日常生活の延長線上にある施設である（24）。公文

書管理法が、その究極目的（大目的）として、「行政が適正かつ効率的に運営されるように」、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」（第一条）を挙げるのも、同じ趣旨と考える。

自治体文書館の性格がそうしたものであれば、利用者は、歴史や古文書等の専門家にとどまらない一般市民であり、中でもとりわけ重要なのは、柔軟で可塑性に富む児童・生徒・学生など、将来世代である。彼ら彼女らは、今すぐ文書館に足を運ぶことはないかもしれない。しかし、いつか将来、本人・知人が地域社会について調べることがあった時、そのうちの幾人かに、文書館に聞いてみよう、行ってみようと思ってもらえることが決定的に重要である。文書館としても、現在の取組みが、こうした人々に果たして利用者（顧客）となってもらえるものかどうかを検証しなければならない（25）。

課題もある。何よりも、公文書管理について自治体職員の当事者意識を高めることである（26）。職員の間には、公文書管理の重要性について理解は示すものの、どこか他人事である。必要性を感じていないか、誰かがやるのを待っているようでもある。しかし、情報公開請求や歴史公文書の利用請求を行う市民の側から見れば、所管が原課（現用文書）であるか文書館（歴史公文書）であるかに意味はない。市民主体の公文書管理の実現には、文書の作成・保存・移管・利用まで、公文書のライフサイクル全体に目配りしたシームレスで一元的な管理が不可欠である。川下の文書館が孤軍奮闘しても後の祭りである。今後は、文書館の側から、川上に当たる庁内各課への要望、提案など働きかけが増えていくことが予想される（27）。

資料のデジタル化も道半ばである。デジタルカメラの撮影スピードが従来のマイクロフィルム撮影より速く、整理が追いついていない。必要な時にデータを取り出せなければ、宝の持ち腐れになりかねない。また、複数媒体によるバックアップ態勢の確立、デジタルアーカイブも喫緊の課題である。

当館としては、これからも歴史公文書や地域資料の閲覧・レファレンスをはじめ、各種講座や企画展示の開催、市史研究等の刊行、デジタル資料などを通して、少しずつ市民に浸透するようマネジメントしていく。自治体文書館において「現在及び将来の市民に説明する責務」（第一条）があるとすれば、筆者は、こうしたものではないかと考える。

註

1 加藤丈夫「特別寄稿 公文書館機能ガイドブックを読んで」（全国

歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』九八号、二〇一五年、八頁)

2 小川千代子・菅真城編著『アーカイブ基礎資料集』(大阪大学出版会、二〇一五年、頁)

3 安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本 第3版』(有斐閣、二〇一八年、一五九頁)、宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説(第7版)』(有斐閣、二〇一七年、三一頁)

4 情報公開法は、現用公文書の開示請求制度について定めるのに対し、公文書管理法は、現用・非現用(保存期間が満了し、業務上必要でなくなった状態)を問わず、公文書の作成・取得、保存、廃棄又は移管、利用といったライフサイクル全体の整備について定めている。その意味で、同法は、情報公開法の単なる前提にとどまらない内容となっている。宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律 第三版』(第一法規、二〇一五年、三七頁)。自治体の情報公開条例と公文書管理条例についても、自治体ごとの考え方の違いはあるが、概ねこれに倣っている。

5 「知る権利」の内容として、①情報を受領する自由、②情報公開請求権が含まれると解されている。渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法』基本権 第2版(日本評論社、二〇二三年、二六〇頁)

6 情報公開法に関するものとして、長谷部恭男『憲法学のフロンティア』(岩波書店、一九九九年、一四五頁)、松井茂記『情報公開法』(有斐閣、二〇〇一年、三八、四四頁)、松本和彦「知る権利と自己

情報コントロール権」(小山剛・駒村圭吾『論点探求憲法(第2版)』有斐閣、二〇一三年、一三五頁)。さらに、国民主権の理念を採用することにより、国民主権から派生する抽象的な「知る権利」は認められたと同じであり、「知る権利」が条文の解釈を当然に領導する、とされるものとして、高橋和之『人権研究1 表現の自由』(有斐閣、二〇二二年、二五二頁)。

7 説明責任について、高橋滋『行政法 第3版』(弘文堂、二〇二三年、二二二頁)。これに対して、「説明責任は、あくまで「説明」の責任である。そこにはあるがままの情報を開示しなければならないという趣旨は含まれてはいない。情報公開は、実は、そこを問題としている。」とし、「知る権利」を明記すべきとするものとして、前掲註6、松井三九頁

8 前掲註4、三三頁

9 下重直樹「アーキビストの仕事、その知識と技能―『アーキビストの職務基準書』を読む―」(下重直樹・湯上良編『アーキビストとしてはたらく 記録が人と社会をつなぐ』山川出版社、二〇二二年、一一三頁)

10 自治体では、外部から見えないところで多くの取組みがされており、必ずしも公文書管理法の趣旨を軽視しているわけではないとするのは、宮間純一「公文書管理法後の自治体の文書管理」(宮間純一編『公文書管理法時代の自治体と文書管理』勉誠社、二〇二二年、四、九頁)

11 早川和宏「公文書管理法と自治体―法律への副反応?―」(前掲註

10、四三頁）は、公文書管理法の趣旨にのっとる上で必要な要素は、①作成すべき文書を作成し、取得すべき文書を取得する、②誰でも探せるように文書を整理する、③保存すべき文書を確実に保存する、④廃棄すべき文書を確実に廃棄する、⑤移管すべき文書を確実に地方公文書館等に移管する、⑥利用に供すべき特定歴史公文書等に相当する文書を利用させる、という6点に尽き」、公文書管理法時代の自治体の文書管理は、これに「現在及び将来の住民の目線を加えること」だとする。

12 岡田順太「アーキビストの憲法的意義」『白鷗大学論集』二五巻二号、二〇一一年、一四五～一六一頁）

13 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、二〇二〇年、四一四頁）は、住民としてのアイデンティティという表現ではなく、「歴史的・文化的特徴を共有する地域的共同体への帰属意識」として説明する。

14 ほぼ同一の見解と思われるものとして、西村芳将「鳥取県における公文書管理条例の成立とその運用」（前掲註10、一九六頁）

15 小川千代子「鳥取県立公文書館の理念とその制度整備」（小川・菅真城・大西愛『公文書をアーカイブする―事実は記録されている―』大阪大学出版会、二〇一九年、二四～三一頁）

16 産業と人口の大都市集中の緩和と地域間格差是正を立法趣旨とする新産業都市建設促進法（一九六二年公布）によるもの。笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦『詳説日本史 改訂版』（山川出版社、二〇一九年、三九七頁）

17 所管課が廃棄決定後、文書館で選別・移管するため、「落穂拾い」と呼ばれる選別方法である。多くの基礎自治体が採用しているとされ、重要な公文書ほど廃棄リストに上がりにくいというデメリットがあるとされている。吉川真理子「他自治体調査から見てきたこと―公文書選別者と選別方法の4類型―」（『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会会報第九六号』、二〇二一年、七頁）。

今回の一次選別で八割近い文書が廃棄リストに上がらなかったのは、この方法によったためであろうか。

18 前掲註2、頁、下重直樹「アーカイブズとアーキビスト」（前掲註9、一七頁）

19 「歴史的価値があるかどうか、その時点で判断できないものは、『グレーゾーン』として残しておき、50年先のアーキビストに判断してもらったらい。10年、20年と資料を保存し、発酵させておく」と歴史的価値も高まってくると判断しました」との、大阪府公文書館開設二〇周年記念座談会における、大阪府公文書館運営懇談会の高田常三郎委員の発言を引用するものとして、高江洲昌哉「公文書管理法以後の公文書管理の現状と「課題」―福島県を事例にして―」（前掲註10、二八八頁）

20 『歴史公文書等保存方法検討報告書』歴史公文書等保存方法検討有識者会議、二〇一一年三月。国立公文書館HP上の同報告は、やや時が経過しているが、紙資料の保存方法（代替化）は、世界中の文書館に共通の課題であることを指摘している。ほかに、小根山美鈴「国のアーカイブズ―東京大学文書館における目録作成と利用―」

(前掲註9、一八六頁)。また、西川明彦『正倉院の仕事』(中公新書、二〇二三年、一七九頁)は、文化財についても同様に、保存と公開の両立という相反する課題があることを指摘している。

21 当館のデジタル化については、前川道博「知識循環型社会における地域行政文書のゆくえ」『情報の科学と技術』一般社団法人情報科学技術協会、VOL.73 2023 NO.10 四三〇～四三五頁を参照されたい。

22 当館の四年度の活動事例は、窪田雅之「講座・企画展・施設連携」と松本市文書館の在り方―令和四年度の事業実践から考える―、『松本市史研究』三三号、二〇二三年、五一～六四頁を参照されたい。

23 当館所蔵の『違作書留帳』(一八三三)は、松本市笹賀神戸村の村役人を務めた丸山角之丞が、天保の飢饉を乗り切る対処法を著した文書である。その最後に角之丞自身が筆を持つ姿が描かれ、絵の中に「まる山 子々孫々へ」と記されている。

24 松沢裕作「アーカイブズは何とつながっているか―利用者の立場から」(前掲註17、一二頁)

25 P・F・ドラッカー『マネジメント(エッセンシャル版)―基本と原則』(ダイヤモンド社、二〇〇一年、一五頁)

26 前掲註17、八～九頁。吉川は、選別方法の一つである「落穂拾い」のデメリットとして、所管課が「廃棄」と決定した公文書の中からしか選別することができないため、重要な公文書が歴史公文書になりにくく、文書館収蔵文書の質が落ちること、文書館の「一方的な努力に終始するので、所管課及び各担当者は、自らが廃棄した文書

が歴史資料として保存されている可能性があることを認識する機会になることは難しく、〃川上〃の意識付けにはつながりにくい。」とされる。

27 こうした方向性として、櫛原直樹「市町村の公文書管理―アーキビストの前方進出の視点から―」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』一〇七号、二〇二〇年、四九頁)、藤沢市公文書等管理に関する有識者会議「藤沢市の公文書等管理のあり方に関する提言」二〇一四年、二頁。地方自治体におけるアーキビストの活動報告として、宮平さやか「豊島区の公文書管理―現場に寄り添い、ともに考える―」(前掲註9、一九六頁以下)

参考文献

佐藤幸治『日本国憲法論 第2版』成文堂、二〇二〇年

長谷部恭男『新法学ライブラリ2 憲法 第8版』新世社、二〇二

二年

高橋滋・斎藤誠・上村進『条解 行政情報関連三法(第2版)―公文書管理法・行政機関情報公開法・行政機関個人情報保護法』弘

文堂、二〇二三年

瀬畑源『公文書管理と民主主義―なぜ、公文書は残されなければならないのか』岩波書店、二〇一九年

早川和宏監修『こんな時どうする?自治体の公文書管理 ―実際にあった自治体からの質問36』第一法規、二〇一九年

新井浩文『文書館のしごと アーキビストと資料保存』吉川弘文館、二〇二四年

博物館と観光振興とのかかわりについて

―昭和十年代の松本記念館の「教育的名地」と「唯一の施設名物」への過程から―

窪田 雅之

はじめに

明治三十九年（一九〇六）九月二十一日、松本町の松本尋常高等小学校男子部（以下「小学校」と略す）の敷地内に明治三十七八年戦役記念館（以下「記念館」と略す）が開館した。記念館は日露戦勝記念施設で国威発揚の性格を有し、陳列された戦利品ほかは児童の時局教育に活用され、一般にも公開された^①。後に松本記念館と改称され、戦後、昭和二十三年（一九四八）に松本市立博物館（以下「市立博物館」と略す）となり今日にいたっている。小学校は明治六年開校の開智学校の後身である。同九年竣工の擬洋風建築校舎は明治十三年六月に明治天皇が行幸し、現在は国宝旧開智学校校舎として知られる。筆者は別稿で同校舎所蔵の学校日誌類を主に援用し、記念館が昭和十年代に観光資源化する状況について述べた^②。

令和五年（二〇二三）の博物館法の改正により、関係者から博物館は教育よりも観光やまちづくりなどの活動が求められるようになったとの声もあるが、博物館は依然として社会教育施設であり、文化施設でもある^③。

現場で様々な声があることを承知しているが、筆者は市立博物館在職中に学習支援にくわえ観光振興に寄与する事業もすでに行ってきた^④。これは学習支援か観光振興かという二者択一の問題ではなく、松本市の博物館の観光施設としての一面を常々認識してきたからである。

本稿は、博物館と観光振興とのかかわりに注目し、別稿で言及・整理できなかった記念館が観光資源化する①立地・歴史的環境、②背景にふれ、③記念館の紹介・周知媒体、④記念館関連資料（史料）をとおして、大正から昭和十年代にかけて記念館が観光資源化し、社会教育と観光振興に寄与する博物館になる過程について、別稿で述べたことの重複も含めて明らかにしてみたい。

なお、学校日誌は『史料開智学校』一巻から三巻に採録され^⑤、日誌の引用は本文中に（ ）で示し、巻数のあとの校は「校長日誌」、男は「男子部日誌」の略である。また、本文中の引用文はカタカナ表記をひらがな表記に改め、旧字を新字に統一し、記念館の表記は引用の場合を除き「記念館」で統一する。

一 明治三十七八年戦役記念館

(一) 小学校附設施設として開館

記念館の開館式は明治三十九年（一九〇六）の学校日誌に次のように記される。九月二十一日、記念館の開館式は午後一時から始まり「一同着席 君か代の唱歌 町長式辞 来賓矢沢校長の祝辞 三村校長挨拶 皇国の唱歌ありて閉会 直に記念館前に於て一同撮影 講堂に於て茶菓の饗応あり 来賓の重なるもの矢沢女師校長、水上郡長、原師範学校長、湯本視学、町会議員（略）無慮百五十名」が出席して挙行され「記念館建設費凡八百三十四円 紀念品及戦利品一千九百九十一円 図書館千八百八部 五千四百五十四冊外に藩書三四七部 六千七百九十六冊 標本室品一千八十八点」（一巻校・四九〇～四九二頁）とある。学校日誌や小学校校会記録⑥などの記述からすると、記念館は小学校附設とはいえ、関係者にとって松本町立の博物館と同然に認識されていた（7）。

なお、松本町は記念館が開館した翌四十年五月一日に市制を施行している。

(二) 通俗教育にかかわる教育陳列場

日露戦勝記念施設として開館した記念館だが、役割は広がっていく。明治四十五年三月八日「通俗教育奨励として金百五十円本県より賞与せらる」（二巻校・一六二頁）とあり、記念館は通俗教育を担う性格も帯びてい

た。通俗教育は、学校教育以外の庶民を対象とする教化的、啓蒙的な教育活動である。長野県が国の指導を受けて通俗教育の指導を行うようになったのは日露戦争の戦後経営の要請に基づくものであった。この戦争で国民の意識が統一され、大陸の前線を支援するため銃後では青年団、愛国婦人会、学校などが傷病兵や留守家族の援助、また前線にいる兵士への慰問活動を行った。

通俗教育にかかわる大正五年（一九一六）時点の県の「図書館文庫に関する調査、附教育陳列場」⑧によれば、県内に記念館と類似した施設は一三館存在した。これらは明治十年代から二十年代にかけて盛んに開催された教育品展覧会が常設陳列場になった施設や、新たに日露戦争の戦勝記念として設立された施設である。設立理由は様々だが、いずれも各地の小学校に設立されて日露戦争の戦利品などを陳列する教育陳列場という共通点があった。

二 観光資源化への環境と背景

通俗教育にかかわる教育陳列場として活動した記念館が、その後観光資源化する立地・歴史的環境とその背景についてふれてみたい。

(一) 立地・歴史的環境

1 松本は交通の要衝

松本は古くから四通八達の地で、古代末期には信濃国府所在地として栄

えた。北国西街道（善光寺街道）や千国街道、野麦街道などがこの地で交差する交通の要衝で、近世を通じて松本藩六万石の城下町として繁栄した。その様子は嘉永二年（一八四九）刊の『善光寺道名所図会』に記される。松本城下は大通りが二三通り、町の数はおよそ四八町あつて商家が軒を並べて連なり「当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日千駄附入て、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり」とある。往時、松本は信濃国第一の都市であり、明治維新後、明治四年（一八七二）の廃藩置県後は筑摩県となり松本は県都となった。しかし、九年の県庁焼失後に筑摩県は長野県に併合、県庁は県北の長野に置かれた。それ以後、松本は地の利をいかし人々や物資の往来が盛んな商都としての道を歩むことになった。

2 明治天皇行幸の小学校に附設

明治十三年六月二十四、二十五日、明治天皇は中央道巡幸の際に松本に立ち寄り、二十五日に開智学校に行幸した。校舎二階の中央廊下の西側、南から二番目の部屋は天皇の休息所（便殿）として使われ、後に御真影奉安殿がこの部屋に移され玉座室として残された。

同三十九年五月十五日、善光寺参拝の帰途伊東祐亨海軍元帥が小学校に立ち寄った。この日偶然にも陸軍大将乃木希典も小学校を訪問した。「伊東元帥（略）午前十一時男子部に臨場（略）伊藤海軍元帥乃木陸軍大将会同す 校長元帥を第一応接室に案内し記念の為め揮毫を乞ひ第二応接室に於て「ヌメ」（書画用のつやのある絹―筆者）に「不撓不屈」と書し終るや突遽乃木大將軍独にて来校 第二応接室に於て両將軍握手す」（一卷

校・四八三頁）とあり、伊東と乃木が偶然にも小学校で出会っている。二人が出会ったのは玉座室の隣室であつたので邂逅室と名付けられ、後に乃木の寄贈品を陳列する乃木室となった。

開智学校はその後に校名が改称され、明治二十五年に松本尋常高等小学校男子部、女子部の二部制となった。記念館は明治天皇の玉座が保存され、また伊東、乃木両將軍の邂逅室を受け継いだ小学校男子部敷地内に設置された。その後、記念館には地方都市の博物館としては異例なほど皇族をはじめ著名な政治家・教育者が訪れ、四十年の連隊設置後は軍人も多数参観するようになる⁽⁹⁾。同四十四年十月に後に平民宰相として知られる原敬が記念館に参観した。原は地元関係者との酒宴の前に「松本城の天守閣に上り市中を一望し又戦利品を始め物産並図書を集めたる小博物館の如きものを見しが小規模ながら感心の挙なり」と日記に記している⁽¹⁰⁾。大正八年（一九一九）七月には皇太子（昭和天皇）が参観するなど、往時、来松した皇族・政治家・教育者・軍人などはほぼ例外なく「小博物館の如き」記念館を参観した。これは、明治天皇行幸の小学校が現存し、校内に玉座が保存されるなど、いわば明治天皇の聖跡⁽¹¹⁾である小学校を参観した足で附設の記念館を参観したからにほかならない。小学校があつての記念館であつたのである。

3 日露戦争勝利後の国威発揚の空間

日清戦争時の松本町出征者の戦死者八人にたいし日露戦争の同戦死者三〇人と三・七五倍に達し⁽¹²⁾、かつ日露戦争出征者約四〇〇人のほとんどが小学校卒業生またはその関係者であつた。学校日誌には戦勝祈願をは



図版1 紀念陳列戰利品圖繪（松本市文書館所蔵）

じめ、通俗教育の成果による銃後の活動が記される。たとえば、三十七年八月二十六日「午前十時より男子部に校会開会 旅順陥落祝捷委員昼食用意（略）出征軍人家族慰問の件」（一巻校・三八五頁）、九月二日「遼陽陥落につき明日国旗行列執行に付協議会を開く」（一巻校・三八六頁）、三十八年五月三十一日「バルチック艦隊主力全滅祝意を表」（一巻校・四二九頁）して授業を二時間で切り上げ、六月三日「バルチック艦隊全滅祝捷会を午後二時より神道（四柱神社―筆者）で開会」（同前）など、また六月二十六日「本日より向ふ戦利品展覧会神道に十日間開会につき当校生徒左の日割を以て参観す」（一巻校・四三〇頁）と戦利品展覧会の記述がある。続けて同二十七日「戦利品縦覧の際軍人子弟は下足料を納むるに及はす」（一巻男・四〇六頁）、同二十八日「戦利品縦覧来松の各小学校

生徒学校参観として来校するもの多し」（一巻校・四三〇頁）とあり、周辺の村々の小学生も戦利品展覧会の参観に向向いたのである。戦利品展覧会では松本開設戦利品展覧会陳列戦利品目録、紀念陳列戦利品図繪（図版一）が頒布され、展覧会は人々、児童たちにとって百聞は一見に如かずを実感する場であった。卒業生が戦利品などを母校に贈った行

為、その戦利品などを時局教育に役立てるために整理した教職員行為、そして犠牲の上に贈られた戦利品・遺品などは町民や周辺村民、児童たちから強い感心と関心が寄せられ、それらが陳列される紀念館への期待は高かったのだろう。

さて、館内の陳列の実際は不明だが、児童が参観して感想を書いた綴り方が残る。明治三十九年十一月二十五日に日本赤十字社総裁の閑院宮載仁親王が紀念館を参観した際に閲覧に供された綴り方のうちの一点で、高等科二年男子が「紀念館」（13）と題して綴ったものである。

紀念館

我校の紀念館は、明治三十七八年戦役の際、露国から、分捕した品や、日本の、武器や、あるひは、我国の名誉の、戦死をとげられた、軍人の肖像、又は、かたみの品などを、人々に縦覧せんがため、なほ、後の世までも、伝へんがために建てたものである。いったい人と云ふものは、其当時ばかりで、後になると、次第に、熱がさめてしもふものである。たとへば、今度の日露戦争の如き、古今未曾有の、大戦で、日本が、勝利を得たのは天皇陛下の御徳稜威と我軍人が血を流し、かばねを、さまして、戦ったからである。

旅順の戦や、奉天の戦の話をきくと、身の毛の、よだつことがある。しかしこれらも年を、ふるに従って、次第に其戦の話など、思ひ出さなくなるのが、通弊である。

それで、紀念館は、此戦争に縁のあった品をかぎってにおいて、後世ま

で、戦争のことを、わすれ、させぬように、するためである。

今記念館、内部の模様をのべれば、先づ、北口の玄関を上ると、其左手の所に、露国の機械水雷の一部、同じく軍刀、帽子、などがある。又我軍人の、尊き、生命を多く失はした、鉄条網の模型、福島將軍の、使用せられし、水筒などが、ある。ことに目に立ちて見ゆるは、かの志士たる、沖貞介氏の、朝夕肌身はなきず持つて居た、二尺有余の日本刀などである。其他戦争に縁のあるあらゆるものが陳列してある。

実に、「百聞は一見にしかず」でわれらは、これを見て、いろいろ新しき知識を得、これらを見るに、つけても、吾々国民たるものは、大に勉強して、国家に有⁽⁴⁴⁾偉な人物となるように、心掛ねばならぬ。

大野正男

この綴り方には教員の手が入り、手直しをしたであろうが、明治三十九年という時代背景を踏まえ、先ず松本における博物館の原点が明確にわかる資料である。次に「此戦争に縁のあった品をかざっておいて、後世まで、戦争のことを、わすれ、させぬように、するため」とあり、博物館はモノとともに、モノに付随する人々の大切な記憶が集積される場であることがわかる。児童は館内に陳列された戦利品・遺品、福島將軍寄贈の品などを見て百聞は一見に如かずと実感し、自分たちは勉学に励み国家に有為な人物となる思いを強くしたのだろう。綴り方にある福島將軍は松本西町出身の旧藩士で、明治二十五年から一年四か月をかけてシベリア単騎横断を行

い、シベリア鉄道の建設状況を視察して帰国し、世間の耳目を集めた郷土の英雄福島安正陸軍大将、沖は日露戦争時に特殊任務に従事し、ハルビン郊外で銃殺刑に処せられ、後に勲五等を授けられ靖国神社に合祀された沖楨介である。

小里頼永市長は『記念館』（明治四十五年）に「今や松本に遊ぶ者の必ず足を止むるは記念館なり」で始まる序文を寄せている。また「館内に入れば猛将勇士の淋漓たる手沢を觀者をして自ら襟を正さしめ」と述べ、戦利品が陳列された記念館は国威発揚の空間で、「今や松本に遊ぶ者」が必ず足を運ぶ場所であった。參觀者は「猛将勇士」にかかわる品々を見て背筋を伸ばしたのだろう。

(二) 背景

1 交通環境の充実と観光振興の動向

明治三十五年六月、長野松本間の篠ノ井線が開通し、同年十二月に塩尻まで開通した。同三十九年に東京と塩尻を結ぶ中央東線が全通し、松本地方と首都圏が結ばれた。四十四年に塩尻名古屋間の中央西線が全通し、松本地方と中京圏、関西圏が結ばれた。さらに大正五年、松本と大町を結ぶ信濃鉄道（現JR大糸線）が開通するなど鉄道網が整備され、交通環境はより充実した。信濃鉄道は日本アルプスへの登山客を運ぶ鉄道でもあった。往時、長野県内では山岳、温泉を周辺にひかえる長野、上田、松本周辺で相次いで私鉄が開業している。

明治初期まで信仰の山であった日本アルプスは、ウォルター・ウェスト

ンの登山記『日本アルプスの登山と探検』（明治二十九年）などで紹介され、近代登山の対象となった。それより前、志賀重昂の『日本風景論』（明治二十七年）は日清戦争時の発行で国威発揚に与したが、いっぽうで教師や学生が登山に興味を抱くきっかけともなる書籍であった。これらの影響は大きく、次第に登山は大衆化し、日本アルプスへの登山者も年々増加の一途をたどることになる。

上高地が観光面でクローズアップされ始めると、大正九年に松本と島々を結ぶ筑摩鉄道島々線（現アルピコ交通上高地線）が開通した。「筑摩鉄道株式会社創立趣意書」^{（14）}には、近年の松本市の発展の状況が述べられ、日本アルプス、梓川沿岸の山々は将来は内外の人々を招致して世界的な享楽地とする計画中であるとし、「近年登山熱の勃興と共に日本アルプス探検者の往来毎夏頻繁を加え」てきたので、この鉄道の敷設を企図したとある。筑摩鉄道は、上高地の大衆化とともに登山者の利用が増え、登山電車の異名が付けられたほどであった。先に篠ノ井線、信濃鉄道が開通し、松本市とその周辺の鉄道交通網は飛躍的に整備され、充実した。

昭和八年に松本観光協会が創立され、会長に小里頼永市長が就任した。日本アルプスで結ばれる松本市、南・北安曇郡、東筑摩郡の一市三郡が加盟し、関東・関西圏の大都市をはじめ、全国の主要都市や各駅に観光ポスター、パンフレット類を配布して松本地方への誘客に努めている。長野県観光協会が創立されたのはその翌年である。県の創立総会では、従来県は蚕糸王国を任じてきたが、昭和初年に蚕糸が著しく衰退したため蚕糸のほかに景勝王国としての実をあげ、県民の福利増進を図るためにも観光事業の推進が強調された^{（15）}。以後、県内の多くの観光地は観光客の誘致を

図る取り組みを始め、これは観光地を抱える市町村対抗誘客合戦の始まりでもあった。同年に上高地を含む日本アルプス一帯が中部山岳国立公園に指定された。これを機に松本観光協会は活発な周知宣伝活動を展開し、日本アルプス、そして山岳都市ともいわれる松本市とその周辺に多くの観光客を迎え入れることになった。

2 記念館の性格の変容―「教育的名地」に

記念館は、日露戦争勝利後の時間の経過とともに、戦利品以外の資料が集積されるようになる。大正三年の「松本市記念館の概況」^{（16）}に、開館以後の記念館は「地方に散財せる歴史資料及内外各地の特産風俗参考品を蒐集」し、総数は七千点にも達し「毎年参観人数数万数千を算す」とある。「内外各地ノ特産風俗参考品」は今日の民俗（民族）資料にあたり、



図版2 収集された風俗参考品（松本市立博物館所蔵）
この写真は昭和11年9月に撮影されたもので、左上の紙雛形式一対と右上の着物掛け形式一対の七夕人形は国重要有形民俗文化財七夕人形コレクションに含まれる。ここに写る「風俗参考品」は現在も市立博物館で保管（展示）される。

収集された風俗参考品（図版2）のなかには昭和三十年に国重要民俗資料（現国重要有形民俗文化財）に指定される七夕人形コレクションを形成する七夕人形も含まれていた。大正

八年の「記念館改築につき」（松本記念館改築費募集趣意書案）（17）には記念館の来歴が記され、続いて記念館に「出入する児童は勿論年内二万有余の参観人に対し無限の感化を賦与するに於て実に唯一無二の教育的名地となる」にいたったとある。記念館が「教育的名地」とされ、その存在にスポットライトが当てられたのであった。大正十四年（一九二五）には松本地方の歴史研究者によって松本史談会（以下「史談会」と略す）が設立された。史談会の役員に記念館の職員が就いていたこともあり、設立直後に事務局が記念館に置かれた。以後記念館と二人三脚で史資料収集や展覧会、巡見、講演会の開催、さらに今日で言う文化財保護活動も行うようになった。（18）。これは、いわば記念館と史談会の連携活動の始まりでもあった。

松本出身で三村校長と親交が深く、京都帝国大学総長などを歴任し、成城学園の創立者でもある澤柳政太郎は『松本記念館』（大正八年）に「松本記念館は地方稀に見るの博物館なり」で始まる序文を寄せている。館内の様子にふれ、続けて館の「社会教育に裨益する」ところは誠に大きく「今や此館は松本に遊ぶ者の必ず訪ふ所となり松本に記念館ありとの事広く知られる」にいたったとある。ここで澤柳が述べる社会教育の概念は今日のそれとはちがうが、澤柳は記念館を地方では稀な博物館と称揚し、小里と同様に来訪者の多くが参観する博物館であるとする。両者とも館関係者なので、記念館は「松本に遊ぶ者の必」ず訪れる所という表現は割引くが、「松本に記念館あり」と広く知られ、多くの来訪者、観光客が参観していたことは確かであろう。

記念館に戦利品以外の資料が集積され（19）、それらが陳列されたこと、

史談会と連携活動を行ったこと、澤柳が述べる地方では稀な博物館であることからすると、記念館は時間の経過とともに国威発揚を旨としながらも、通俗（社会）教育に寄与して「二万有余の参観人に対し無限の感化」を与える「教育的名地」としての性格を帯び、さらに「松本に遊ぶ者」が参観する観光振興にも寄与する性格に変容したと思われる。

三 記念館の紹介・周知媒体

では、記念館は市民をはじめ、来訪者、観光客にどのように紹介、周知されたのか。未見のものが多数あることを承知しているが、絵葉書・観光パンフレット・地図・書籍類などにふれてみたい。

（一）絵葉書

記念館を紹介、周知する絵葉書を整理した（表1）（20）。最初の絵葉書（No. 1、図版3）は開館年の明治三十九年（一九〇六）十一月に、閑院宮載仁親王御台臨記念として発行されたものである。引き続き明治末年頃に松本土産として松本名勝絵葉書（No. 3）に組み込まれ、その後も松本名勝・名所絵葉書に入れられている。往時、名勝・名所・旧跡の厳密な区別はなく、記念館は開館直後から松本の観光地として紹介、周知され始めたとしてもよい。昭和十八年（一九四三）頃とされる「躍進目覚しき近代都市高級淡色版松本名勝・真画に映えて」（No. 12、図版4）は絵葉書の右余白に「松本城天守閣前に松本記念館が建てられてある。実に広大な大建築にな

表1 記念館が紹介、宣伝された絵葉書

No.	絵葉書（集）名	発行年	タイトル（印刷内容）	備考
1	閑院宮殿下御台臨記念 明治三十七八年戦役記念館ほか	明治39年	明治三十七八年戦役記念館（小学校、記念館の写真）、記念館陳列ノ九品（陳列品9品の写真）	2枚1組
2	明治三十七八年戦役記念館	明治39年	記念館と小学校校舎（記念館、校舎の写真）	日本赤十字社長野県支部第4回総会記念として制作
3	松本みやげ松本名勝絵葉書帖第1集	明治末年頃	松本小学校及記念館（校舎の写真）	10枚1組、ほかの9枚は松本市街の景、神道、山辺白糸温泉、松本市全景、深志公園噴水、松本市市役所、松本城、千歳橋、浅間温泉場全景
4	松本千歳橋及記念館	大正5年	松本千歳橋及記念館（千歳橋、記念館、校舎の写真）	
5	松本名勝絵葉書原色版	大正9年頃	松本記念館（記念館の写真）	9枚1組、ほかの8枚は松本市街ノ景、歩兵第五十連隊正門、松本城、松本郵便局及千歳橋、高等学校2枚、深志公園、城山公園ほか
6	松本高等学校落成式記念絵葉書	大正11年	記念館（記念館の写真）	5枚1組、ほかの4枚は松本高等学校、松本市役所、松本城、図書館
7	松本名所	大正12年以降	千歳橋より記念館	
8	樋口先生頌徳記念	大正13年	タイトルなし（開智部、記念館の写真）	2枚1組、ほかの1枚は樋口先生胸像（写真）、樋口は記念館開館に尽力した三村寿八郎校長の退職後の姓
9	松本名所	昭和初年頃	記念館（記念館の写真）	
10	松本名勝	昭和3年以降	松本記念館（記念館、校舎の写真）	8枚1組、ローマ字表記を併記、ほかの7枚は松本五十連隊の桜、市役所、城山公園、松本城、県営運動場、松本高等学校、城山公園ヨリ見た松本市全景／図版6
11	松本市と浅間温泉	昭和16年頃	松本高等学校・記念館と図書館、松本駅前通り（それぞれの写真）	8枚1組、ほかの7枚は縄手通り・本町通り・伊勢町通り、筑摩神社・四柱神社、県営運動場よりアルプスの遠望・県営運動場トラック、松本城・水野廟、薬師堂・御射神社、深志公園・護国神社、浅間温泉湯坂通り・桜ヶ丘公園より日本アルプスの展望
12	躍進目覚しき近代都市高級淡色版松本名勝	昭和18年頃	真画に映えて（記念館の写真）	8枚1組、記念館のほかは護国神社、四柱神社、城山公園、県営運動場、筑摩神社、松本高等学校、松本城
13	松本名所	昭和18年頃	松本記念館・松本高等学校（記念館、校舎の写真）	3枚1組、ほかの2枚は県営グラウンド・松本駅前ノ光景、警察署・市立病院・穂高岳連峰

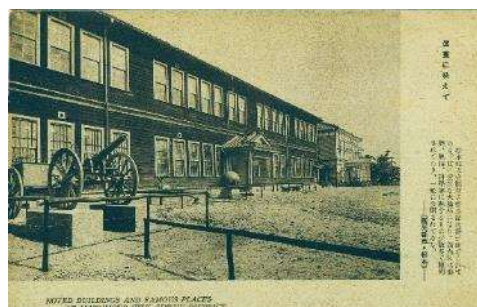
大正末期頃から昭和初期にかけて、いわゆる観光旅行が人々のあいだでも一般化するようになった。この要因の一つは交通環境の変化、鉄道網の発達である。松本地方でいえば官線の篠ノ井線をはじめ、東西中央線、私鉄線の信濃鉄道、筑摩鉄道もまた然りである。

（二）観光パンフレット、地図など

り、館内には地歴、風俗、科学等に関するものが数多く陳列されており、一般に公開されている。」、そして「観光都市・松本」とある。この絵葉書による限り、昭和十年代後半になると記念館は「観光都市・松本」の観光資源に位置付けられていた。郵便制度の充実や観光産業の発達などと相まって、絵葉書は個人レベルではあるが、記念館を含む市内外の名勝などを紹介、周知する広報媒体であった。



図版3 閑院宮殿下御台臨記念絵葉書
「明治三十七八年戦役記念館
松本小学校」（松本市立博物館所蔵）



図版4 松本名勝絵葉書「真画に映えて」
（個人所蔵）

館の前には野砲や水雷などの戦役記念品が野外陳列されている。



図版5 日本アルプスを中心とせる松本大観（部分）
（松本市文書館所蔵）

手前に市街地の名勝が示され、背後に日本アルプス連峰、常念岳、槍ヶ岳などが描かれる。

「日本アルプスを中心とせる松本大観」（図版5）（21）は、昭和五年に松本商工会議所が発行した観光パンフレット（折りたたみ、表面は鳥瞰図、裏面は名所・名勝などの紹介）である。金子常光が鳥瞰図を画き、日本名所図絵社の印刷による。「二部 定価 金貳拾銭」とあり有料であった。金子の色鮮やかな鳥瞰図は日本アルプス中心で、市街地は官公署、学校、公園、神社仏閣などが示される。しかし、観光対象の公の施設は天守閣と小学校開智部・紀念館の二か所だけである。裏面はそれぞれの説明があり、紀念館は「市内の名勝」として松本城・千歳橋・縄手・県営運動場・城山公園などとともに紹介され、紀念館の説明文の終わりに「この市に遊び又視察する人達が必ず一巡して行くのも亦ことわりである」とある。

戦前期、松本市（市街地）の地図類は多く発行されているが、管見の限り地図の名称に「観光」と明記されたものは「松本市観光地図」昭和十年

版、同年七月調整版の二点だけである（22）。松本旅行協会編さんで、鶴林堂書店から発行されている。表面は市街地とその周辺の地図に松本城や本町時代の「記念館」を含む二五か所の名所旧跡が朱色の楕円形のなかに白抜き文字で名称が示され、左右と下の余白は松本駅から新潟県境まで、また上高地までの鉄道及び道路の簡易路線図がある。これは登山客など観光客への配慮であろう。裏面は松本大観・名勝旧跡・温泉と近郊・日本アルプスの紹介・松本市町名一覧・官公署ほか一覧、そして美ヶ原連峰観光図がある。二五か所の名所旧跡のうち観光対象となる公の施設は、天守閣と紀念館の二か所だけであることは、先の「日本アルプスを中心とせる松本大観」と同じである。天守閣の紹介の終わりに「現時天守閣は何人も登閣することを得」、紀念館の紹介の終わりに「參觀随意」とある。観光地の広報媒体として大衆の視覚にうったえるポスター・パンフレット・地図類の果たした役割は大きかった。

（三）書籍・冊子類

紀念館の概要が記載された書籍・冊子類のうち、『松本市史下巻』（昭和八年）と紀念館・学校が発行したものを除いて整理した（表2）。紀念館開館の翌年、市制施行直後の明治四十年発行の「松本市一覧」（No.1）にすでに旧跡名所の一つとして記載されている。紀念館は概ね松本市の名勝・名所・旧跡のくくりのなかで記載され、発行年代で記載内容に大きな違いはない。これらは絵葉書・観光パンフレットなどとは性格がちがうが、「一般衆庶の観覧に供す」「公衆の観覧に供す」などの記載がある。

表2 記念館の概要が記載された書籍・冊子類

No	印刷物名	発行年	記載事項	備考
1	松本市役所 『松本市一覽』	明治40年	記念館 明治卅七八年戦役記念として旧開智学校庭内に建設せるものなり内に無数の戦利品、博物標本、圖書類を蒐集陳列し一般衆庶の觀覽に供す	・旧跡名所としてほかに天守閣、城山公園、教育品研究所（深志神社、神道は名称のみ）、附近として浅間温泉、同山辺温泉
2	第十二回一府十県連合共進 會長野県協賛會編纂 『長野県案内』	明治41年	記念館 本町松本尋常高等小学校内にあり。市の経営にして、内部は日露戦役の記念品を主とし、其の他軍事、教育、民俗、考古の資料等に関する物品を蒐集陳列して、明治三十七八年戦役記念館と稱し、汎く衆庶の參觀に供す。	・（掲載項目）松本市、天主閣、西堀の蓮、深志神社、松本の船市、四柱皇大神宮、記念館、県社筑摩神社、城山公園
3	田中市之助 『松本平名勝写真帖』 名倫堂書店	明治41年	松本小学校と記念館 松本本町一丁目にありて柳町と源地の三支校を有す。図は即ち本校にして、肩の小図は記念館なり。此館は校内にあり日露戦役記念の爲設立し、当地出身軍人並に戦死者の記念品、戦利品、戦役に関する物件を蒐集して公衆の觀覽に資す（写真の名称は「松本市記念館」）。	・松本城天守をはじめ35か所（松本市内22か所、周辺部13か所）の名勝の写真を掲載
4	津島壹城 『松本大觀』 瀧川製本所	大正元年	記念館 松本小学校男子部の境内にあり明治三十七八年戦役記念の爲め、同小学校長三村氏の主唱によりて設立したるものにして、三十九年四月の創立にかかると、市出身軍人並に戦死軍人の記念品及び戦役に関する物件を蒐集し、以て衆庶の觀覽に供せり、又隣室には同校職員の間接に成れる開智図書館あり、一般の閱読に供せり。	・記念館はその組織上学校の項目で記載
5	松本市役所『松本市勢』	大正5年	区分 戦利品 博物室 地歴室 教育研究室 図書室 合計 明治43年度 1,795 4,055 2,711 770 27,305 36,636 参観人 創立年月日 自大正3年4月 14,725 明治39年9月22日	
6	長野県内務部学事課 『教育尊重ニ関スル美談調査』	大正6年	松本記念館 当市教育状況を知らんとする者と然らざることを不満足を止むるものは記念館なり、蔵するもの戦役記念品図書博物地理歴史其の他教育上資すべきもの約三万七千点、以て天下の人の参考と二供す、皆之れ小学校出身者並に職員の熱心と当市に關係を有スする人士の公共心とによりてなりしものにして我が市の誇とする処教育尊重に關し美談の一たり。	・松本市が答申した美談は、記念館のほかに小学校校舎の歴史的威厳、乃木会、船市と犠牲的精神、尚志舎の由来、信松会、感心すべき寄附者
7	松本市役所『松本』	大正15年	記念館 記念館は日清日露の役、当市小学校を出てたる子弟の從軍せるもの少なからず、時に郷郷の情切なる秋、母校忘れ難く小照を贈り、或は草花紙幣書画等戦時の記念品を寄贈するもの多く、終に小学校開智部の一部を割て之れを陳列し、広く公衆の觀覽に供したるを動機とし、明治三十九年四月同校内に記念館設立の工を起し、同年九月竣工、之を記念館と命名せり、爾來其声遠近に伝はり、有志の戦役記念品を寄贈するものも多く、現に蔵するもの、三万八千九百余点にして、特に宮殿下の御下賜に係わる物品をも保存せり、斯る歴史あるがため明治二十九年十二月廿七日の官報に依り本館の沿革物品数及其重なるものの來歴を公表せり。（ほかに參觸した皇室、皇族名を記載）	・1 沿革（附松本城沿革）から34官衙学校までの項目の構成で構成、各項目の口絵写真を掲載、「松本記念館」として写真が掲載され、記念館は24特殊建物の項目で明治天皇玉座、天守閣とともに紹介 ・『松本』は昭和3年、6年にも発行されるが、記載内容は大正15年版と概ね同じ
8	松本市役所 『松本市勢一覽』	昭和18年	図書及点数 開館日数 閲覧人員 経費 15,603 357日 26,279人 2,622円 備考：掲載表を改編	図書及点数 開館日数 閲覧人員 経費 16,871 288日 20,732人 818円 備考：掲載表を改編

四 「教育的名地」の観光資源化

(一) 施設の粗造と狭隘化、松本市への移管

当初の記念館の建物が旧宮淵学校校舎を解体移築した可能性があることは別稿で述べた(23)。したがって、施設の粗造が考えられるし、それだけでなくとも資料の増加による狭隘化が課題となるのは必然で、早くも大正期になると改築の必要性が喚起された。澤柳は先の序文の続きに「唯惜むらくは同館建築物の粗造にして火防上極めて危険なると蒐集陳列品の増加に伴ひ頗る狭隘なるとにあり識者当路者已に茲に見るあり改築に意あるを聞く、予は一日も早く其実行を見ることを切望して止まざるなり」と述



図版6 「(松本名勝)松本記念館」絵葉書(個人所蔵)
絵葉書(表1、No.10)の写真は校舎と記念館の位置から、記念館が小学校の正門近くに移転した昭和3年以降の撮影である。玄関上に架かる「明治三十七八年戦役記念館」の額は市立博物館で保管される。

べ、校内でも大正末期頃に「記念館を表校舎に拡張すること」(24)などと検討されていたのである。昭和三年(一九二八)、校舎改築時に記念館は小学校正門近くに移転した(図版6)。同年には五項目の『松本市小学校校舎増築に関する意見』(25)が小学校内でまとめられ、そ

こに「記念館は速に鉄筋コンクリートに改造すること、室数を多くして美術室、図書閲覧室、事務員室、応接室、宿直室、小使室等を接尾すべし」とある。このように識者の提言があり、校内で検討がなされているが、施設の粗造と狭隘化の解決にはいたっていない。

昭和六年六月一日、記念館は小学校附設の施設から松本市に移管され、松本市立の博物館となった。その理由は不明だが、施設の粗造と狭隘化にくわえ観光振興の動向に鑑み、施設を拡充して多くの来訪者、観光客を迎え入れて観光面でも活用する方針があったと思われる。

(二) 松本城二の丸への移転

松本城は昭和五年に本丸と二の丸の一部が国史跡に指定され、翌六年に松本城天守閣観覧規程が定められて天守登閣は有料となった。

『信濃毎日新聞』(昭和十年六月十二日付)は松本城天守を中心とする中央公園計画は具現化され、記念館と図書館が先ずこの一角へ移転し、「記念館は移転を機会として内容の整理刷新を期し、委員を囑託して目下陳列品を系統的に整理中で(略)新たに山岳館を併設し、山岳都市としての面目を発揮する筈で、河野鮎蔵氏の苦心になるロックガーデンも近く竣工の運びになった」と報じている。中央公園計画の概要は行政文書などを未見のためその詳細はわからないが、この計画により記念館は昭和十二年から翌年にかけて松本城二の丸の松本中学校(現松本深志高等学校)の旧校舎に移転することになった。移転先は旧校舎であったが、粗造は別としても狭隘化は解消のめどがついた。

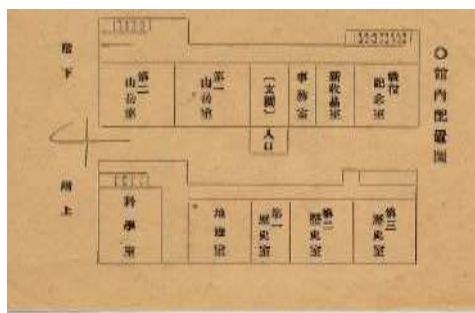
なお、図書館も同十三年七月に、記念館の移転先である旧校舎の南側旧講堂に桑馬場から移転している。

いっぽう、松本城は同十一年に国宝保存法により天守が国宝に指定され、観光面でよりスポットライトが当たるようになった。観光施設としての松本城の状況は、この年に松本城天守の専任事務員に就いた伊藤政一が私的に記した『松本城天守国宝指定後推移』（昭和二十年）⁽²⁶⁾に詳しく、松本市の観光行政の一端、松本城の観覧者数などが記される。翌十二年に国宝松本城登閣記念絵葉書六枚セットが作成、頒布された。うち一枚の「松本市内交通略図」は市街地の上の余白に美ヶ原連峰・浅間温泉、下の余白に日本アルプス連峰が簡略に示され、松本駅を起点に松本城、美ヶ原連峰・浅間温泉、日本アルプス連峰までのルートが朱色で印刷され、市内交通略図とはいえ登山客など観光客への配慮がなされている⁽²⁷⁾。

(三) 松本市における「唯一の施設名物」

記念館の移転開館前、『信濃民報』（昭和十三年八月三十一日）は「今回の移転陳列に仍って蒐集品の科学的な分類が完成された関係から、従来と同じ陳列品と雖も著しく光彩を添えた事」と科学的分類方法に拠ったこと、そして「矢澤（米三郎）筆者」河野両氏の収集品を基礎にして新たに山岳室二室が設けられたのと、更に北アルプスの自然木石を配置した雷鳥、カモシカ等の生態陳列は必ず観覧者の驚嘆措く能はざるものと期待されている」と強調し、続いて「記念館では郷土博物館としての使命達成のため、各委員が部門毎に分担して郷土の写真、図絵、表計等を作製する方針」（傍

線―筆者）と記念館嘱託委員の任務も報じている。また開館前日の『信濃毎日新聞』（昭和十三年九月十六日付）は、山岳室二室は河野幹蔵が整備に尽力し、ロックガーデンとともに「松本名所の一つとなる筈」と報じている。新生記念館の陳列室配置は、松本市役所発行の「松本記念館案内（郷土博物館）」（リーフレット）（傍線―筆者）に示される（図版7）。一階に戦役記念室、新収品室、山岳室二室、事務室、二階に歴史室三室、地理室、科学室が配置され、なかでも新収品室の配置が目を引く。



図版7 松本記念館案内（部分）（松本市立博物館所蔵）

以上のことからすると、新生記念館の特徴は、

ア 新たな資料分類項目による陳列

イ 山岳室の設置とロックガーデンの築造

ウ 記念館嘱託委員の設置

の三点である。アはウともかわり、『昭和十一年度松本記念館日誌』⁽²⁸⁾によれば、嘱託委員の職務内容は資料収集方法から今日の博物館経営的なものまで含み、新たな資料の分類・陳列は委員の努力による。イは河野が

ともに記念館嘱託委員であった矢澤米三郎の協力を得て指導にあたった。矢澤は松本女子師範学校長などを務め、先にふれた記念館の開館式で祝辞を述べた人物である。河野は同師範学校教頭、県内の高等女学校長などを務め、二人は大正五年に『日本アルプス登山案内』（岩波書店）を著すなどその分野では著名な研究者であった。河野はロックガーデン第一期工事の昭和十四年四月に没したが、工事は彼の遺志を継いだ信濃山岳会ほかが事業を完成させた。新生記念館のために自分の植物標本や関係書籍を寄贈し、戦時色が世間をおおい国民教化活動が強化されるなかで、動植物学などの普及を試みた営みは特筆される（29）。第二期工事は、先の『信濃毎日新聞』の記事に「山岳館を併設」とある。『昭和拾参年五月山岳館施設購入簿』（以下『購入簿』と略す）（30）によれば、山岳室とロックガーデンを山岳館と位置づけて整備されている。これら特徴三点の効果は大きく、記念館は活動はもとより運営面でも充実した。それは、松本城天守と同様に、また先の新聞報道にあるように「松本名所の一つ」となることへの期待にもつながることであった。

ここで、新生記念館の参観状況と記念館の位置づけをみてみたい。

『信濃民報』（昭和十三年十月四日付）は「記念館賑ふ 開館以来七百四十五人」との見出しで報じ、また同紙（昭和十三年十二月四日付）は「天守閣観覧者増加 記念館入館者も漸次増加」との見出しで、天守の十一月中の観覧者は二、五一九人で昨年同期比六一〇人増、記念館の同月中の観覧者は八四一人で、うち天守への共通観覧者は三八四人などと報じた。共通観覧者は主に観光客と思われ、割引料金となる共通観覧券発行は「松本名所の一つ」として観光客の利便を図る取り組みであろう。

移転開館の翌年、記念館は『昭和十四年度松本市学事概覧』（以下『学事概覧』と略す）に次のように記される。所蔵資料は戦役記念品・軍事関係資料をはじめ松本地方の考古学、歴史、地理、科学分野にわたり約一万八千点を数え、「純然たる郷土博物館にして社会教育施設として又学校教育の補助機関として文化向上に貢献するところ」（傍線―筆者）が少なくなく、観覧者は年間三万人を超えしかも年々増加傾向にあり、十三年に新たに「山岳部（室カ―筆者）を加へ山岳関係品及地方産の動植物を陳列し『ロックガーデン』を築造」し、これに高山植物を植栽して多数の観覧者を「歓迎する当市に於ける唯一の施設名物」になったとある。山岳室とロックガーデンは、「唯一の施設名物」である記念館の肝そのものであった。記念館は、社会教育、そして学校教育の補助として文化の向上に資する郷土博物館であり、市民をはじめ来訪者、観光客を「歓迎する」松本市「唯一の施設名物」、即ち観光施設と明確に位置づけられた。翌十五年七月に高野辰之作詞、信時潔作曲の松本市歌が完成した。一番に「日本アルプス」「山色水光世に麗はしく 宜なり観光都市の名高き」、二番に「五層閣上見渡す限り 四郊は沃野 交通至便」、三番に「宜しく学都と呼ぶべき此処に」などとうたわれ、記念館は「観光都市」「学都」と市歌にうたわれた松本の博物館になったのである。

以上ふれてきた新聞報道、「松本記念館案内」、「学事概覧」の記載のなかで注目するのは、記念館は「郷土博物館」である、という記述が多いことである。松本市が改称した事実はないが、『学事概覧』では「純然たる郷土博物館」とある。郷土博物館は、昭和三年（一九二八）の昭和天皇大典記念事業の一環として全国で計画されるようになった。郷土博物館の多

表3 記念館の参観者数など

単位：人

年度	参観者数	市人口	参観者数の出典
大正元年度	11,590	38,695	「大正元年度寄贈品及参観人員表」(*)
大正3年度	14,725	40,547	『松本市勢』大正5年
昭和4年度	21,032	72,142	文部省『教育的観覧施設一覧』昭和5年
昭和6年度	17,798	74,175	文部省『教育的観覧施設一覧』昭和7年
昭和7年度	19,083 (大人) 8,358 (小人) 10,725 (開館日数) 310日	75,918	『松本親睦会雑誌』(358号)昭和8年、文部省『教育的観覧施設一覧』昭和8年
昭和9年度	23,602	79,162	文部省『教育的観覧施設一覧』昭和10年
昭和10年度	29,936	73,353	文部省『教育的観覧施設一覧』昭和11年
昭和11年度	20,732	73,641	「松本市勢一覧」昭和12年
昭和12年度	21,745	73,883	『長野県社会教育史』昭和57年(「長野県社会教育概要」昭和14年)
昭和14年度	21,412	74,367	文部省『教育的観覧施設一覧』昭和15年
昭和17年度	26,279	73,605	「松本市勢一覧」昭和18年

(*)は国宝旧開智学校校舎所蔵、市人口は松本市編刊『松本市史第四巻 旧市町村編Ⅰ』(平成7年)による。

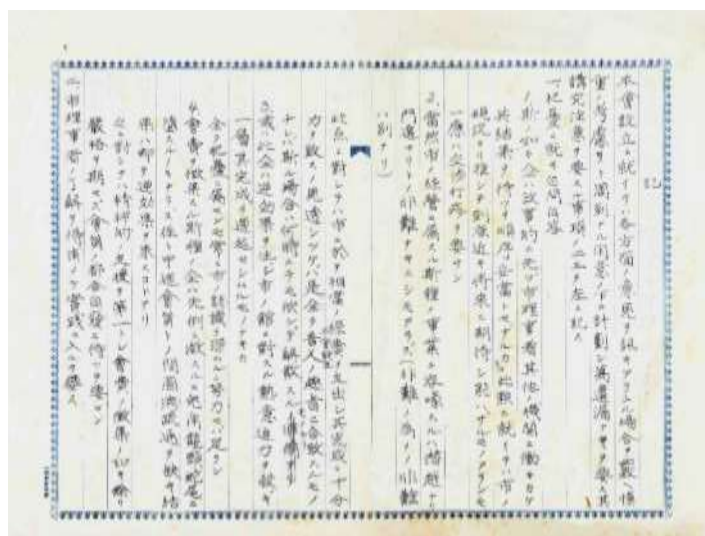
することは、人々のとらえ方が国威発揚の教育陳列場から郷土関係資料を集積する博物館へ性格が変容したことの表れであろう。ここにある「郷土博物館」とは、郷土関係資料を陳列・公開する観光施設としての博物館という意味なのか、それとも、郷土教育に重点を置く博物館という意味なのかのどちらかであろう。

最後に、往時の

くは、郷土出身の偉人や古代からの遺物、国家が認めた事物などを通して愛郷心を育成し、それを愛国心の醸成につなげる性格を有していたとされる(31)。したがって、次のように言えるだろう。記念館の開館の旨は先ず国威発揚、次いで愛郷心の育成と愛国心の醸成にあった。しかし、資料が集積するにつれ、また日露戦争後の平和と社会情勢の変化にともない記念館の実態と館名にずれが生じたのである。「郷土博物館」の記述が増えた

五 郷土博物館設立への動き

ところで、このように「唯一の施設名物」となった新生記念館をより拡充させようとする計画が関係者のあいだ進められようとしていた。先にふれた郷土博物館にかかわる内容で、次に示す「松本郷土博物館設立講究注意事項」(以下「講究事項」(以下「講究注意事項」と略す)(図版8)(32)をと



図版8 松本郷土博物館設立講究注意事項(部分)(松本市文書館所蔵)

おして明らかにする。

記

本会設立に就いては各方面の意見を訊きあらゆる場合を覈へ慎重の考慮をと周到なる用意の下に計画し万遺漏なきを要す其講究注意を要する事項の二三を左に記す

一、杞憂に就き自問自答

1、斯の如き企は政事的に先づ市理事者其他の機関に働きかけ其結果を待つて順序妥当とせざるか』此点に就いては市の現況より推して到底近き将来に期待し能わざるものあらんも一応は交渉打診^(マ)を要さん

2、当然市の経営に属する斯種の事業に容喙するは僭越なり門違なりとの非難なきにしもあらず（非難の為めの非難は別なり）

此点に対しては市に於て相当の経費を支出し其完成に

本会設立

十分力を致すの見透しつけば是全く市人立の趣旨に合致するものなれば斯る場合は何時にても欣んで解散すものなり

るの準備あり

3、或は此企は逆効果を生じ市の館に対する熱意迫力を殺ぎ一層其完成を遅延せしむるものなきか全く杞憂に属せんも常に市の認識を深むるに努力せば足らん

4、会費を徴収する斯種の企は先例に徴するに兎角龍頭蛇尾に墮するのみならず往々中途会員との間円満疎通を欠き

結果は却て逆効果を来すことあり

之に對しては精神的の支援を第一とし会費の徴収の如き余り厳格を期せず会員の都合自発に待つを要せん

二、市理事者の了解を得甫めて実践に入るを要す

三、発起者

可成土着者にして自由の立場にあり一般の肯定し得る人たるを要す

小里頼永 小池弥平 武居由太郎 佐藤三男

平林庄次郎 高美実五郎 分部嘉一郎 館石源市

花岡清一 小山保雄 米澤武平 信濃日報

信濃民報

四、予め了解を得るを便宜とする者

兎角思はざる感情摩擦の為に出来べき仕事も不成功に了るものなり然れば予め各方面に亘り其代表的の人々の了解を得るを得策とせんか

各新聞社、実業団体、文化団体、政治団体、在郷軍人会、市参事会、市会

五、会員の募集

1、発起人よりの勧誘

2、区域は各種団体に依頼尽力を乞ふこと

3、確實信用ある募集員囑託派遣して勧誘

六、会費の徴収

適法による

七、郷土出身者

松本市以外の郷土出身者或は関係者に対しては適當の方法により此際一時金の寄附募集を同時に行ふては如何なるものか

八、会員の予定及第一期分何程の金額を要するか

集まる金額或は団体への寄附割等大体の予測を立つるを得んか

現在新式戸棚十七個旧式戸棚五十四個あり、此旧式のを全部新らしきものに取換ふるとし一個平均六十円の三

二百四十

千四百廿円内容充実の新収品購入費に一千五百円其他二百六十円計五千円あれば時に第一期分充実費として満

し得んか若し一年の会費収入を壹千円とし一時金収入貳千円あるものとすれば本会を三個年継続すれば第一期の計画は達成し此場合本会を解散するも可ならんか

附

一、名称は松本郷土博物館に変更するを可とせん

一、現在松本に於ける唯一無二の観光施設なり此点よりも是非他に対し耻しからぬ松本名物に完成を要せん

一、本館の拡充は実に光輝ある二千六百年記念事業として絶好のものならんか

一、仄聞するに県に於ても博物館建設の議あるとか然れば此際

本館を拡充しおくことは希望すれば聽て県に移管するの階段便宜となるものあらん

一、小学校と連繫し望遠鏡（一例）等器械標本の相当なるものを備ふれば確に教育を徹底せしめ補助機関の任を全ふし得るのみならず一方教育費の節約ともなり得るものなり

（教育の綜合的經營）

一、本年四月より十月末日までの観覧料金の収入は金七百二十八円余なり内容充実すれば自ら其料金を増加せん即ち充実は資本なり

一、観覧名士中頗る本館に共鳴し賛辞を呈せられ一層の努力完備を希望せらるるあり就中其最近のもの賀川豊彦氏の如き場合により月五十円づつ三月位寄附しても可なりとの心強き声援を寄せられたり

一、現在の図書館を他に移し之れを記念館に充てては如何或は旧職業校を記念館に充当しては如何などの声もあり

一、本館を如何に拡充すべきか完成したる暁の館は如何なるものか等大体の腹案目標は之を有せり

この「講究注意事項」によれば、「本会」を設立して相應の体制を整えたいうで民間から寄附を仰ぎ、記念館を拡充して郷土博物館と改称し、観光施設として松本名物とすることは、皇紀二千六百年記念事業として相應しいとある。本町から二の丸に移転してスタートしたばかりの新生記念館

にたいし、このようなことが計画されていたのであった。「本会」の発起者（候補）には小里頼永ほか一〇人と新聞社の名前がある。小里は明治四十年（一九〇七）の市制施行時から昭和十二年（一九三七）八月まで市長を務め「国宝市長」とも呼ばれた人物、小池弥平と花岡清一は市議会議員、武居由太郎は松本観光協会副会長、セントラル自動車社長、高美実五郎は高美書店店主、中央電気監査役、館石源市は市区長会会長、松本爾糸取締役、米澤武平は松本商業学校長（現松商学園高等学校）を務めた錚々たるメンバーである。財政的裏付けに配慮し、会費、寄附が想定額を超えれば充実費として十分なので第一期計画を達成でき、その場合の「本会」解散をも視野に入れている。「本会」が記念館の拡充に極めて熱心であったことがわかるが、より注目したいのは附である。

まず記念館の名称を「松本郷土博物館」へ変更することを可能であるとし、「唯一無二の観光施設」の記念館を「松本名物」として完成したいとある。したがって、「本会」の総意は、記念館を拡充して市民はもとより多くの観光客も訪れる観光施設として「松本郷土博物館」を設立することにあつたと思われる。また長野県の博物館建設の動きと記念館のかかわりなどの記述があり、県の博物館史を考えるうえで注目したい。次に学校教育の補助機関として学校との連携事業、経費節減などにふれて「教育の総合的経営」とあり、観覧料収入など財務にかかわる記述もある。これらは今日の博物館経営と同様の視点であり、「本会」のアンテナの高さ、感度の良さに驚く。完成後の腹案・目標を持ち合わせているとあるが、これを知りたいのは筆者一人だけではないだろう。

この資料は年次不詳だが、二の丸に移転時は昭和十三年九月十七日に開

表4 記念館の性格の変容

期	時 期	館 名	性 格	所在地 運 営	資料の構成	その他
I	明治39年～ 明治末	明治三十七八年 戦役記念館	国威発揚 時局(学校)教育 > (観光振興)	本町 小学校 小学校附設	戦役記念品(軍 事、風俗) 図書 標本(自然科学)	・明治45年に 長野県から通 俗教育奨励金 ・限定公開
II	明治末～ 昭和13年	松本記念館	国威発揚 通俗教育>時局教育 ≡観光振興 【教育的名地】	本町 小学校 小学校附設 昭和6年～市営	歴史資料 特産風俗参考品 戦役記念品	・昭和3年に校 門付近に移転 ・参観随意
III	昭和13年～ 昭和20年	松本記念館 (郷土博物館)	国威発揚 社会教育≡観光振興 >学校教育(補助) 【教育的名地】 【唯一の施設名物】	松本城 二の丸 市営	郷土関係資料 自然科学資料 (山岳、動植物) 軍事関係資料 [施設]ロックガー デン	・有料化 ・松本城と共通 観覧券発行 ・講究注意事項

III期は記念館が昭和20年8月5日に閉館したので昭和20年までとした。

館したこと、皇紀二千六百年は昭和十五年であること、また「本年四月より十月末日までの観覧料金」と年度当初から料金を徴収している記述から、昭和十四年と推定する。しかし、松本市が記念館を改称した事実はなく、この「松本郷土博物館」の設立は実現していない。ここまですべてふれてきたように、記念館は開館から次第に観光資源化する様相がみられ、昭和十三年に二の丸に移転・開館し、観光施設として定着したのであった。と同時に、記念館をより拡充して「松本名物」と社会からも求められたのであった。これは時間の経過と社会情勢の変化にともない記念館の性格(役割)が変容した過程でもあり、これを時系列で整理した(表4)。性格を一つに絞ることは難しく、日露戦争

勝利から太平洋戦争敗戦までの体制下で、国威発揚を旨として、〈二期〉時局（学校）教育、〈三期〉通俗教育を経て〈四期〉社会教育・観光振興に寄与する性格を有するようになった。このようにして、記念館は開館以来培ってきた「教育的名地」的性格と時代の経過とともに求められた「唯一の施設名物」的性格を併せ持つ博物館となったのである。

おわりに

以上、雑駁ではあるが、昭和十年代に記念館が社会教育にくわえ観光施設としての一面を持ち、観光振興に寄与する博物館になった過程について概観した。

近年、博物館によつては変化する社会や所在地の状況によるが、社会教育以外の役割が求められるという現実に直面することが多い。その役割の一つが地域の振興に寄与することである⁽³³⁾。しかし、そもそも昭和十年代の初め、観光旅行が一般化した時代、西方に日本アルプスをひかえる松本市に所在した社会教育に寄与する記念館に、新たに地域振興に寄与、即ち観光振興への寄与が定着していたのである。この時期に、記念館は松本市に遊び又視察する人達が必ず一巡して行くのも亦ことわりである観光施設としての役割を社会（関係者）から強く求められたのであった。

往時と今日では観光の在り方はもとより、博物館と観光のかかわり方も同じではない。しかし、松本への来訪者、観光客が記念館や天守閣を参観し、また市内外の名所・旧跡・温泉地、日本アルプスほかに足を運んだであろう。この来訪者の行為は、今日私たちが観光で訪れた先でその地の博

物館に入館し、その地の自然・文化などを概観し、その地を知り、学ぶこととの八〇有余年前の姿にはかならないだろう。観光とは『易经』の一文にある「国の光を觀る」が語源とされ、かつては余暇活動の一環とされてきたが、今日では当該地域の自然・歴史・文化などを学び、理解する生涯学習の一環とされる。したがって、来訪者、観光客にとってその地域に出会える場は博物館であり、その地域を知り、学ぶ場―多種多様な情報を享受できる場が博物館ということになろう⁽³⁴⁾。

昭和十年代前半に記念館が観光施設への変容を社会から求められた証となる「講究注意事項」の存在は、筆者には収穫であった。往時、記念館が何よりも社会的な存在であったことを示しているからである。しかし、行政における記念館の位置づけ、「松本郷土博物館」の設立が実現しなかった理由などは不明である。ここにある長野県の博物館建設計画も含め、これらについて市立博物館所蔵書資料、昭和前期の行政文書、さらに伊藤が記したような私文書などをとおして後日明らかにしたい。

最後に、記念館の後身である市立博物館についてふれる。昨年、令和五年十月、松本城二の丸から三の丸、大名町通りに移転、新築開館した。市立博物館は収集・保存、調査・研究、展示・学習支援という従来の三機能に、交流・情報交換、集客・観光の二機能⁽³⁵⁾を新たにくわえ、一一七年目の扉を開いた。今後も、松本まるごと博物館構想⁽³⁶⁾の中核施設として、さらに、今日的な意味において「教育的名地」「唯一ノ施設名物」としての存在と役割が社会から求められて活動することを期待したい。

附記

本稿校正中、明治大学文学部教授中江桂子氏「共創としてのエキシビショ

ンと地域文化の醸成―博物館都市松本を例に」(岡田朋之編著『ツーリズムの脱構築 地域の語りと観光・博物館・博覧会』関西大学出版部、二〇二四年、二一五～二六九頁)にふれる機会を得た。中江氏はここで記念館の性格を「ナシヨナリズムの下にのみあると考えると、それは間違いである」(傍点は原文のまま)とし、記念館は市民にとって歴史の刻印を確認する場所であるのみならず、地域のアイデンティティを市民が自ら作り出して、自覚して、育てていく拠点としても機能していたのではないかとする。記念館の活動ともかわる山岳都市の基礎づくり、文化・芸術を守る市民力のほか、民芸運動とコレクシヨ、楽都の醸成と発展など松本の地域文化の特長と課題を論じ、今後の方向性を示している。また共創を「しばしば、異質な者たちの不調和や葛藤を含むものだが、それでもコミュニケーションを放棄しない、関係構築への持続的な努力が求められている」こととしたうえで、博物館に限っても、共創は市民と博物館、市民同士においてだけでなく、住民と来訪者(観光客)との共創も重要で、来訪者を単に観光消費者とせず、共創のパートナーとしてとらえる視点が今後大切である、とする。筆者には、松本に限らず博物館と観光のかかわりについて学ぶべき点、再考すべき点が多く、関係者の方々に一読をすすめたい。

註

1 記念館の始まりは、日露戦争に出征した小学校の卒業生が、戦利品をはじめ大陸の珍しい草花、書画ほかを母校に寄せ、その行為に感激した当時の三村寿八郎校長ほかの職員がそれらを時局教育に役立てるために小学校の応接室内に陳列し、児童に見せたことによる。明治三十七八年戦役記念館という館名は三村校長の命名による。記念館開館までに至る詳細な経過、

開館時点の概要などは、a『明治三十七八年戦役記念館一覽』(一九〇六年)、b窪田雅之「明治後期における地方博物館の誕生―松本尋常高等小学校日誌類の記述を中心に―」(『國學院大學博物館學紀要』四四輯、二〇二〇年、一～一八頁)を参照されたい。

2 窪田雅之「地方郷土博物館の観光資源化―昭和10年代の松本記念館の事例から―」(『國學院大學博物館學紀要』四六輯、二〇二二年、二一～三四頁)

3 博物館法令研究会編著『改正博物館法詳説・Q&A』(水曜社、二〇二三年、三一～三二頁)

4 市立博物館の実践事例などは、a窪田雅之「松本まるごと博物館の歩みと実践活動から」(『静岡県博物館協会研究紀要』第三五号、二〇二二年、一八～二六頁)、b同「松本まるごと博物館の“まちづくり”」(松本大学COC戦略会議編『地域づくり再考 地方創生の可能性を探る』松本大学出版会、二〇一六年、一八四～二二四頁)ほかを参照されたい。

5 『史料開智学校』全二巻は旧開智学校資料集刊行委員会により編纂され、電算出版企画から刊行された。一巻は明治十九年から同四十一年までを採録し一九八九年刊行、二巻は明治四十二年から大正十一年までを採録し一九九〇年刊行、三巻は大正十二年から昭和二十二年までの「支校日誌」「学校日誌」「校長日誌」「男子部日誌」「女子部日誌」を採録し一九九一年刊行である。

6 国宝旧開智学校校舎所蔵「校会記録 松本尋常高等小学校 明治三十九年度」

7 前掲註1b、一一頁

8 長野県教育史刊行会編刊『長野県教育史第三巻総説編三』（一九八三年、六七八～六八〇頁）

9 窪田雅之「教育陳列場から郷土博物館への移行―松本尋常高等小学校明治三十七八年戦役記念館の事例から―」（『國學院大學博物館學紀要』四五輯、二〇二二年、三頁、九～十三頁）。松本市立博物館所蔵『（記念館）貴顕名士觀覽簿』（年次不詳）の記載事項から算出すると、開館前の明治三十九年五月十五日から昭和十二年九月六日までに、歩兵五十連隊関係者を除き記念館を參觀した大佐以上の軍人は延べ九〇人近くになる。ただし、筆跡をからすると、後年に転記、清書された可能性が高いと思われる。

10 原奎一郎編『原敬日記第3巻内務大臣』（福村出版、一九八一年、四九頁）
11 小学校をはじめ明治十三年の明治天皇松本巡幸にかかわる場所は、昭和十年十二月二十五日に明治天皇行幸史跡に指定された。

12 日清戦争及び日露戦争の戦病死者数は、松本市役所編刊『松本市史下巻』（一九三三年、三四七～三四八頁、三五〇～三五二頁）の記載事項から算出した。ただし、松本市編刊『松本市史第二巻歴史編目近代』（一九九五年、三六九頁）では日露戦争の戦病死者数を二七人としている。

13 国宝旧開智学校校舎所蔵

14 アルピコ交通株式会社所蔵

15 長野県編『長野県史通史編第九巻近代三』（長野県史刊行会、一九九〇年、三八頁）

16 国宝旧開智学校校舎所蔵

17 国宝旧開智学校校舎所蔵

18 史談会は現在も記念館の後身である市立博物館に事務局を置く。同

会の設立経過や活動概要などは、窪田雅之「松本史談会の活動について」（『信濃』七五巻二二号、二〇二三年、八五～九〇頁）を参照されたい。

19 松本記念館編『松本記念館』（一九三七年）記載の戦役記念品、地理歴史参考品、博物標本一覧から算出すると、昭和十二年の記念館の所蔵資料概要は、写真・書画を含めた戦役記念品（戦利品資料）二、三五九点に対し、中国大陸ほかを含めた地歴参考品（考古・歴史・民俗・民族資料）七、九一三点、博物標本四、七五三三の小計一二、六六六点である。記念館から松本市立博物館にいたるあいだの資料集積、コレクション形成の概要などは、窪田雅之「松本市立博物館 明治三十七八年戦役記念館から続く活動から」（金山喜昭編『博物館とコレクション管理 ポスト・コロナ時代の資料の保管と活用』雄山閣、二〇二三年、五〇～五九頁）を参照されたい。

20 窪田雅之監修『信州松本絵葉書集成』（書肆秋櫻舎、二〇〇九年）所収の一、一九八枚の絵葉書から記念館にかかわる絵葉書を整理した。

21 松本市文書館所蔵「小里家文書」〔冊子〕三七―

22 窪田雅之編著『近代松本地図集成』（書肆秋櫻舎、二〇一三年、七〇～七三頁、一一六頁）

23 前掲註1b、八頁

24 国宝旧開智学校校舎所蔵『校舎増築に関する綴り』。年次不詳だが、他の記述から大正十四年度とされる。

25 国宝旧開智学校校舎所蔵

26 伊藤政一『松本城天守国宝指定後推移』は松本市教育委員会所蔵。令和五年十二月十六日に松本市文書館で開催された文書館講座「昭和11年国宝指定前後、松本城天守の状況」講師上條昌明氏のレジュメから関連する

伊藤の記述を次に紹介する。松本城の観覧者は「大正末年頃迄は観覧者年
内三四千人金額も二三万に過ぎなかったが、市移管後は大体七八千人から
一万人料金五六万程度に増加する事となった。是は一面松本市の発展と共に
人の出入自然と多くなったと共に、かうした特殊建造物に職人が興味を
持つ様になったため」(昭和十一年四月二十二日記載)、観光協会について
「此頃は観光熱の非常に高まった時代である。全国へ落す観光引客の金額
何億円に上るとか。従つて地方各所でも盛んにあふつて、市及商工会議所
向旅館組合等莫大な金を出し、松本を観光都市と呼び信州を大観光地にす
るとし、軽井沢から中部山岳国立公園上高地を結ぶ自動車道路を計画して
着手。松本市にても部外の回遊道路を早く建設云々云ふ有様。市農業課に
観光主任の武田氏が居て、多大な費用を使ったものだ。従つて観光客の来
る事来る事。大人小人各種団体、亦小学校の旅行団体、年には一万以上と
云ふ盛況主として県下の学校ではあるが近県からも相当数やって来た。す
ばらしいものである」(昭和十一年六月六日記載)などと記している。

27 前掲註20、二四四～二四五頁

28 『昭和十一年度松本記念館日誌』は松本市立博物館所蔵。ここには「嘱
託委員設置の件」とあり、帝国博物館などをはじめ地方の博物館でも専任
職員の他に嘱託委員をおき、「陳列品の内容、陳列品蒐集方法、陳列法、
経営方法」を調査研究しているので参考にしたいとある。委嘱された委員
は、河野、矢澤のほかには県内の民俗学研究の草分けでもある胡桃沢勘内、
郷土史研究者堀内千万蔵、米原雲海に師事した彫刻家太田南海、文化史研
究者で郷土玩具コレクターの住山久二などである。

29 a 金山喜昭『日本の博物館史』(慶友社、二〇〇一年、一五九頁)。記念

館の充実にかわる河野の営みなどは、b 松本市立博物館編刊『河野齡藏
植物学者の Profile』(二〇一五年、三三～四一頁)、c 同『第32回学
都松本・博物館「勸館楽学」対談記録集 河野齡藏がのこしてくれたもの』
(二〇一六年) ほかを参照されたい。

30 『昭和拾参年五月山岳館施設購入簿』は松本市立博物館所蔵。第二期工
事は、山岳室とロックガーデンを山岳館(施設)と位置づけ施工されてい
る。「山岳館施設購入費」の費目からロックガーデン築造用の薄川細砂、
山辺石、高山植物五五二株、セメント、人夫賃、展示室用の引出付鉢物標
本棚、動物生態陳列棚などの代金が支出されている。また簿冊の最初のペ
ージに「山岳館施設費壹千五百円河野」と墨書があり、筆者は河野 齡藏
が経費の一部を寄附した可能性もあると考える。

31 前掲註29 a、一五六～一五九頁

32 松本市文書館所蔵「小里家文書」(書類) 三五一

33 和泉大樹「地域の振興と博物館」(中村浩・青木豊編著『観光資源として
の博物館』芙蓉堂出版、二〇一六年、一六九頁)

34 青木豊「博物館利用者に求められる展示」(青木豊・中村浩・前川公秀・
落合知子編著『博物館と観光―社会資源としての博物館論―』雄山閣、二
〇一八年、二五三～二五五頁)

35 この二機能は、松本市基幹博物館基本計画策定時に新たな機能として位
置づけられた。詳細は松本市編刊『松本市基幹博物館基本計画』(二〇〇九
年、八頁、一三～一五頁)を参照されたい。

36 松本まるごと博物館構想の策定経過、詳細は松本市・松本市教育委員会
編刊『松本まるごと博物館構想』(二〇〇〇年) ほかを参照されたい。

参考文献

- 山崎公夫編『松本市制三十年記念誌』信濃出版協会、一九三六年
- 松本市教育百年史慣行委員会編刊『松本市教育百年史』一九七八年
- 社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会編『長野県社会教育史』長野県教育委員会、一九八二年
- 有賀義人『松本平近代100年の軌跡(上)』銀河書房、一九九一年
- 松本市編刊『松本市史第二巻歴史編＜現代＞』一九九七年
- 松本市立博物館編刊『松本市立博物館開館100周年記念特別展 博物館100年モノ語り』二〇〇六年
- 松本市立博物館編刊『松本市立博物館開館110周年記念特別展 博物館が見つめる松本―収蔵品からよみがえる記憶』二〇一五年

松本市文書館所蔵「小里家文書」に見る清末中国関係者関係文書

—小里頼永宛河原操子書簡を中心に—

木曾 寿紀

はじめに

松本市文書館（以下「当館」という）所蔵の小里家文書は明治四十年（一九〇七）の松本市制施行以来、昭和十二年までの三〇年間にわたって市長職にあった小里頼永（一八五五～一九四二）の関係文書である。

小里家文書中でその過半を占めるのが書簡類である。約五千通に及ぶ書簡の中には政治、軍事、文化、民間といった様々な人々からの来簡が確認でき、葉書等も含めれば七千通を超える（1）。筆者はその中でも信州松本出身者で明治期に大清帝国に渡り、いわゆる「お雇い外国人」として活動した人々からの書簡類について注目した。

清末中国初となる近代的警察学校の北京警務学堂で監督やいわゆる「満蒙独立運動」に携わった川島浪速（一八六六～一九四九）については以前に拙稿で取り上げた（2）。それ以外にも様々な人物からの来簡が含まれているが、本稿では小里家文書の書簡類から見出した、河原操子関係の書簡類に注目したい。

松本藩士の河原家に長女として生まれた河原操子（一八七五～一九四五）は、清末に内蒙古東部において近代化改革を画策した内蒙古カラチン右旗（現中華人民共和国内モンゴル自治区赤峰市）の王公、グンサンノルブ（一八七一～一九三〇）が近代的な女子教育のための学校、毓正女学堂を設立するにあたり、招聘され現地で教鞭を執った。

近代的女子教育を通じて少なからざる影響を現地へ与え、同時期に重なる形で日露戦争が勃発すると、内蒙古東部のカラチン右旗内で日本側の対露妨害工作にかかる連絡の仲介、物資の斡旋等にも携わったとされている（3）。

本稿では、小里家文書中に含まれる河原操子関係の書簡類を通じて松本人士の清末中国体験の一端を垣間見ていくと共に、さらには松本出身者で県外を拠点に活動した人物の郷土との関わり方の一端をも併せて見ていく事としたい。なお、本文中での引用文については、旧字は新字に統一するなど字句の統一をおこなっている。

一 河原操子について

(一) 渡蒙への萌芽

河原操子(以下、操子と称す)は松本藩士であった河原忠、旧家丸山武左衛門三女しなの長女として明治八年(一八七五)に松本城下の北深志町で生まれた。操子は儒者として漢学の素養の深かった忠について「信州松本の藩士で、儒者を以て戸田候に仕へてをりましたが、名利に恬淡な隠君子の風があり、廃藩後は西町に家塾を開いて子弟の教育を楽しみにしてをりました。」(4)と回顧する。

操子の中国認識の下地には、父である忠の「日本と支那とが手を握って、東洋に平和をもたらすためには、支那の事情を研究するとともに、温かい心で支那人に接してその信頼をうけねばならぬ」(5)といった考え方が根底にあったという。

操子自身それについては「勿論、子供の私に、むづかしい理屈のわがろうはありませんが、とにかく、支那と仲よくするのが、御国のために大切だといふやうな考へが、自然に頭のなかに浸みこんで行ったものと見えます。」(6)としている。

操子が中国大陸を意識するもうひとつの理由としては「父の友人の福島安正将軍が、シベリヤの単騎遠征に成功なすつたり、同郷の川島浪速さんが、支那でさかんに活動してをられる様子を望見して「若ければ自分も支那に行くのだが・・・」と口癖のやうに申してをりました。」(7)といい、母のしなが操子十四歳の時に亡くなり、父との二

人暮らしの日々のなかで、少しでも父親を喜ばせたいといった思いも操子が中国大陸を意識していく一因になったという。明治二十三年に開智学校高等科を卒業後、長野県立師範学校女子部(現信州大学教育学部)へ入学。明治二十六年に卒業。二年間同附属小学校で教鞭を執った。

(二) 大清帝国との邂逅と操子の対中認識

明治二十七年(一八九四)に日清戦争が起きると操子は「私もじつとしてをられない気持になり、東京へ出てもつと学問を積まなければならぬと考へ」(8)て東京女子高等師範学校(現お茶の水女子大学)の試験を合格した後、入学する。

操子は後年の回想で日清戦争の結果、中国の人々に対して日本人のとする態度が全く変わってしまった事を指摘する。

操子によれば「ただ残念なことに、さきの日清戦争によつて日本の国民の意気が大いに揚がった反面に、支那人を馬鹿にして、これを劣等視するやうな氣風が生れてきたため、支那人の感情を害してしまつたのであります。支那の有識者の間には、この戦争で目が醒めて、日本の富国強兵策にならつて、古い支那を改造しなければならぬ、といふ考へを抱くに至つた人たちも現れて、日本人に対する新しい尊敬の念が湧いてきてをりましたにも拘らず、日本に在留する支那人たちは、日常生活を通して、いやなことを見たり聞いたりするために、却つてよい感じを日本人に持つていませんでした。」(9)という。

操子は中国の人々について「民族の感情といふものは、まことに恐

ろしいもので、こちらが、支那人に同情して、親切のつもりでしたことでも、彼等は決してよろこばず、御機嫌をとつてゐるのではないか、あとでなにかひどい目にあはされるのではないか、と一応は日本人の腹を探つてみるやうな深い邪推さへ生れてをりました。かうした不幸な状態の下で、日支親善を叫んでみたところで、絶対に効果のあがらうはありません。この不幸な関係を改善して、日本と支那の手をつなぐには、どうすればいいか、といふ問題について考へてみました。が、私はこれは支那へ渡つて、支那の婦人の啓蒙のために働くことが、一番近道ではないか、と思ひました。」(10)と女子教育へ取り組んでいく過程を振り返っている。

さらに、操子が女子教育へ着目した点について「在留支那人の家庭を見ましても、支那の婦人は、形式上の男尊女卑にも拘らず、実際は非常な勢力を持つてゐました。この勢力のある本国の婦人と結んで、支那の覚醒を計り、日本の認識を深めたならば、東洋の平和を確立する上に、大きな貢献ができるのではないか、と夢のやうなことを考へてゐたのであります。」(11)と述べる。このような認識のもと、操子は中国での女子教育を志向していく。

東京女子高等師範学校で学んでいた操子は、二年生の時に病を得て中途ながら療養に専念するため学校を中退。松本へ帰郷後、長野県高等女学校(現長野西高等学校)で教鞭を執った。

この頃、操子に渡清のきっかけを与えるのが日本の近代的女子教育の泰斗である下田歌子(一八五四～一九三八)である。

操子は信濃毎日新聞で下田の来県を知り、滞在先を訪ねると、下田

に自らの思う所を開陳し、下田も操子を大いに激励した。

この下田との出会いについて操子は「明治三十三年の八月折柄信州へお見えになつた下田歌子先生を長野でお訪ねしたのが一つの機縁になつてはおりますが、日頃から漢籍に親しんで支那の問題を心にかけてをりました私の父から知らず識らずの間にうけてゐた感化が、大陸に渡る準備をしてゐてくれたやうに思はれます。」(12)と、父親の忠の影響と併せ、下田との邂逅が渡清の下地として少なかつた事を回想する。

同年九月に入りさっそく下田の取りはからいによって、横浜で中国人子弟のため開校していた大同学校の女子部開設に伴い、教師として赴任する事となった。操子はここで二年にわたつて教鞭を執るが、併せてこの頃「自ら支那語を話すことの必要なるを幸ひとして」(13)授業が終わると、操子は中国語、さらに夜はフランス語の修養に励んだ。

このことは彼女自身が上海、モンゴルで教鞭を執るにあたり大いに役立ったという。明治三十五年には、上海で務本女学堂が新設されると操子は再び下田の推薦で、現地へわたり、女学堂の教師として教鞭を執る。大同学校と務本女学堂での実体験を通じ、操子は前述の様な対中認識を形成していった。

操子は長所短所を挙げればきりがなしつつ、中国の女性について「要するに、支那の婦人は、向上の精神を有しながら、これを發揮する機会に恵まれないのであつて、日光の当らない植物、磨きかけない宝石に譬へることが出来るかも知れません。然るべき環境を與へ、適当な方法によつて教育して行けば、進歩と向上は期して待つべきも

のがある」(14)というのが操子が実際に学堂で現地の人々に触れた中で抱いた見解であった。

同年十一月には上海で設立された上海日本婦人会の幹事にも就く。

(三) 毓正女学堂での女性教育

明治三十五年(一九〇二)、大阪で第五回の内国勸業博覧会が開催されると、内蒙古東部カラチン右旗の王公、グンサンノルブが博覧会見学のために訪日した。帰国に際して内モンゴルでの女学堂設立の意向や教師の推挙などを清国駐劄特命全権公使の内田康哉に伝える。すでに現地には守正武学堂といった日本人教習が携わる軍人養成のための学校が設立され、陸軍軍人の伊藤柳太郎や吉原四郎が指導にあたっていた。人選にあたっては、操子と同郷の川島浪速等の推挙により操子に白羽の矢がたてられた。

川島浪速は、操子と同じく信州松本出身で、明治三十三年に北京で発生した義和団事件の際、占領地域の警察行政の手腕を見込まれ、近代的な警察官養成のための学校である北京警務学堂の監督となった。清朝皇族の肅親王善耆(一八六六―一九二二)と親交を結び、後にいわゆる「満蒙独立運動」を画策する。

浪速や周辺の人々による推挙もあり、上海総領事の小田切万寿之助から操子へ「蒙古の喀喇沁王のところで、女学堂をはじめたいと思ふから日本の女の先生を推薦してくれと申しこんできてゐる。一つ奮発して引き受けてみてはどうか」(15)と勧められた。

操子は「事の意外に、一寸びっくりしましたが、しかし、大同学校と務本女学堂で、支那人教育に多少の経験を積み、ある程度の自信もできてゐましたから、こんどは沙漠のなかで眠つてゐる蒙古の婦人を揺り起す使命が新しく自分に與へられたものと思ひ、すぐにお引き受けしてしまひましたが、我ながらその大膽さに驚かないではゐられませんでした。」(16)という。

少なくとも招聘を請けた時点では小田切からは「蒙古へ行つても、教育事業に携るだけで、別に危険なことはない」(17)と操子へ伝えられていたが、時節柄、操子の方としても「向うへ行くと、なにかむつかしいことがあるかも知れぬ」(18)という心づもりではいたという。

明治三十六年十一月に上海務本女学堂を辞めた操子は、上海から北京へ移り、北京の公使館で二週間ほど滞在し、渡蒙に備えた。申し送り事項等も各人から共有した。川島浪速などからは「喀喇沁王府の官吏は親露派の連中が多いが、王妃は肅親王の妹君でもあり、大へんよくわかつた方であるから、その間で具合よく骨を折つてもらひたい」とか、「今に蒙古方面へ人が出て行くかも知れないから、その含みであるやうに……」(19)などといった事が伝えられていた。

同年十二月末にカラチンへ向かつた操子は、現地でグンサンノルブと同王妃で前述の肅親王の妹にあたる善坤の歓待を受けた。操子の提案で、当初の予定を早め一週間後に毓正女学堂の開校式を行う事となった。グンサンノルブが旗内に触れを出し、主に後宮の侍女や王府近隣の官吏の娘等が生徒として二四名ほどが一期目の入学生となる。

学堂が開校されると「最初は一切蒙古字のこととて困難せしも卑近

のものより実物教育を施し先づ編物唱歌より体操と云ふやうに言葉の掛らぬ方より手を着け日本文は逐次教授を進めしが国語は案外敏く」(20)と、操子は自ら教壇に立ち日文、日語、算術、図画、体操、唱歌、家政、編物などを教え、カラチンを離れる頃には、モンゴル語の授業以外、ほぼすべての科目を教えていた。生徒の席にはグンサンノルブの妹や王妃も他の生徒と同じく机を並べ、時には授業時の補助などもおこなう場面もあった。毓正女学堂についての浸透を図るため、園遊会などの催しを開き、学堂の普及に努めた。

なお操子についてはグンサンノルブの「家庭教師」として渡蒙した記載が目立つ。操子は、学堂の授業が終われば王と王妃へ個別に授業もおこなったが、学堂での授業が主であり、先の記述は当てはまらない。当時の報道記事にカラチン王の家庭教師として扱われているものがあり、これが浸透したものと思われる。また、「教育顧問」といった肩書も操子等が便宜的に使ったに過ぎず、教師として赴任し、厚遇されたといってもそれはいわゆる「お雇い外国人」の域を出ないものであった。

(四) 日露戦争への協力

操子は「明治三十七年五月より九月まで、我は軍事上のお手伝いに励みぬ。」(21)と述べている様に、明治三十七年(一九〇四)二月に日露戦争開戦にともなつて、種々日本側への便宜を図ったといわれる。

日露戦争が始まると、参謀本部から北京の清国公使館へ駐在武官と

して派遣された青木宣純等の指導で「特別任務班」が組織される。主たる任務は「敵情の偵察、敵の行動の妨害、敵の鉄道・電線・兵器・火薬庫の破壊等」(22)で、陸軍軍人や民間人など総勢七〇名ほどが携わった。

操子と同郷であった浪速は「特別任務班」に民間人として携わり、渡蒙前の操子にも「今に蒙古方面へ人が出て行くかも知れないから、その含みであるやうに……」といった申し送りを操子は受けていた。そのため、「特別任務を帯びた決死隊の一行が、近く喀喇沁を通過する」(23)といった連絡を浪速から受けると、それに対応する形でカラチンで種々便宜をはかったという。

操子の回想によれば「その前後(筆者註、日露戦争)から、蒙古地帯に入りこんでくるロシアの軍人や、ロシアの手先の蒙古人が、目立って増えてきました。殊にロシア人は、イギリス人とかフランス人だとかの触れこみで、或は露清銀行の行員に化けたり、或は毛皮商人に化けたりして、しきりに暗躍してをりましたが、ロシアあるを知つて日本あるを知らない王府の官吏たちは、多くロシア側に傾いてゐたやうでありました。(中略)こうした情報を女学堂の生徒や出入りの小者などから集め、できるだけ詳しく調べた上で、幸便に托して承德まで送り、承德から北京の方へ知らせてをりましたが、急ぐときには、王様や王妃におねがひして、特別に飛脚便を仕立てていただいたこともしばしばありました。」(24)という。身の回りで得た情報などが必要に応じ北京の清国公使館へ伝えたというが、これについても操子の齎す情報がどの程度の影響を要路へ与えたのか、実態以上に操子のおこ

なった「裏面」の行動なるものが、過大に捉えられてはいないか。

やや差し引いて見る必要もあろうが、操子の言に従えば「王並びに王妃の御承諾の下に、日露戦争の裏面の或る任務に働いた」(25)とするならば、操子のカラチンでの「スパイ活動」だとされる行為がどれほどの実態を伴っていたのか、その全体像の捉え方自体に疑問を抱く。

操子の著書では、この時期の動向について伏字や言及を避ける箇所も散見されるが、機密性の高い情報への配慮ではなく、刊行時にロシア帝国がまだ存在していた事による政治的配慮であり、重要度の高い「軍事機密」によるものではない。さらに、操子の渡蒙についても国内紙では、事前に本人の肖像と共に渡蒙の旨が報じられるなどしており、操子の現地入りについて、必ずしも機密性の高いものとして扱われていない。

「怪しい外人が王府に出入したり、日本にとって不利と認められるやうな事を見聞しました際は、決して報告を怠りませんでしたがけれども、それは謂ゆる聞込を御参考までにお知らせする程度のもので、(中略)(筆者註、特別任務班には)スパイの御役もあつたそうですが、私はそれ等の圏外にありました。」(26)と操子は回想する。後年、満州国の領域に組み込まれた内モンゴルカラチン右旗と日本の結びつきを示す「美談」として、また女性の戦時協力の理想像のひとつとして、操子の事跡が『日露戦争秘史中の河原操子』(昭和十年)や『カラチン抄』(昭和十八年)、操子の著書『蒙古土産』(明治四十二年)の復刊『新版蒙古土産』(昭和十九年)等の、「読み物」として浸透していくなかで、実態以上に強調された一面があるのではないか。

「特別任務班」についても、同様に『対支回顧録』上(昭和十年)や『東亜先覚志士記伝』中(昭和十年)等でその一員であった横川省三や沖楨介等の鉄道爆破を企図した工作、逮捕、処刑が日露戦争を語るうえでの「美談」として語られこそすれ、なにかロシア側へ大きく軍事的影響を及ぼし得たのか、実際的な影響については疑問が残る。

前述のような操子の言は後年の釈明と取れない事も無いが、体系的な諜報員としての訓練・教育が施されていない操子の行動について、どの程度まで諜報員やスパイだといった指摘を当てはめる事が妥当であるのか。この点先行研究上でも強調される程の実態があつたのかという点は必ずしも議論が尽くされたとは言い難い。

軍事的役割は、操子にとっては了承こそすれ、所詮渡蒙のための方便に過ぎなかったという事がいえるのではないだろうか。

総じてみれば、操子については軍事上の役割よりも、カラチン王室や学堂での教育を通じた現地民に対しての人的繋がりや信頼関係の構築といった部分で果たす役割をこそが期待されていたと言えよう。

(五) 戦争の終結、帰国へ

明治三十七年(一九〇四)暮れから三十八年の春先まで操子はグンサンノルブ王、王妃の北京入京に随伴した操子は、周囲から帰国を勧められるが、女学堂の基礎がまだ充分整っていないとして、引き続きカラチンに戻り、教鞭を執り続けた。

明治三十八年に戦争が終わり、年末を迎えると操子は、カラチンで

の滞在数年が二年ほど経過し、「一二年間日本にて勉強しなほし、新知識と新抱負とをもちて再び入蒙したし」(27)として、明治三十九年に人類学者である鳥居龍蔵の妻、鳥居きみ子に引継ぎをおこない、帰国した。

帰国直後の取材に操子は、グンサンノルプの進歩主義的な姿勢により毓正女学堂が「案外都合よく赴任後三ヶ年にて可なりの進歩を見た」(28)と述べる。併せて、学堂の様子については「生徒は目下二十歳より九歳迄の児童五十余名あり三級に分ち略日本の小学校と同一の課目にて蒙古文の外は自分ひとりにて受け持ち居れり」(29)と述べ、当初から入学者数も増え学堂の体制が整った様子が伝えられている。

帰国後、操子は周囲からの勧めもあり、同年十二月、横浜正金銀行ニューヨーク支店副頭取の一宮鈴太郎と結婚。そのため再び毓正女学堂に戻る事はなかった。渡米後、明治四十一年には病床の父、忠の看病のため一時帰国。忠の没後、操子は自身も病を得ていたため、湯治先に滞在中に自らの体験を執筆したものが明治四十二年に『蒙古土産』として刊行された。大正十一年にアメリカから帰国。その後、昭和六年には宮中御歌会に唯一女性として陪聴。昭和十年に操子の半生を纏めた伝記『日露戦争秘史中の河原操子』が刊行された。その後、昭和二十年三月七日に逝去した。享年七十一歳。

二 河原操子関係資料について

(一) 市立博物館所蔵の河原操子関係資料

松本市立博物館(以下、「市立博物館」という)所蔵の河原操子関係資料については、武井成実氏(30)や阿部由美子氏(31)の論稿に詳しい。阿部氏の論稿では県内所在の清末中国関係者の文書等が概要的に取り上げられている。近年操子について注目される機会も少なくないが、県内では市立博物館所蔵のものが注目される一方、筆者が今回見出した書類類についてはこれまで把握されてこなかった一群である。

市立博物館所蔵の関係資料は、市立博物館の前進である松本記念館時代の昭和八年頃、河原操子自身が寄贈した一群に加え、平成十六年(二〇〇四)に一宮家と河原家から博物館に寄贈された資料群によって構成される。博物館所蔵の関係資料については市立博物館の関連する企画展で展示されるなどし、資料については比較的認知度の高い印象を受ける。

操子の著書である『蒙古土産』は手許に控えてあった日記や書簡といった文書類を下地にしながら日付などかなり具体的に書き上げられているが、現在これらの文書類は博物館資料の中からは確認出来ない。今後それらが発見され、研究等で活用される事がまたれる。

(二) 小里家文書中に含まれる河原操子関係文書

河原操子の書類類が含まれている小里家文書をみると、目録上に『書簡』の一〇五六、葉書は『はがき』の一〇三五、『年賀』一〇一八といった形で記載されていた。封筒内に百通ほどが詰め込まれ、これ

まで差出・宛先人の情報は一切反映されてこなかった。そのため、令和六年度から再整理予定であり、筆者が今回見出したもの以外にも関連する文書や記述のあるものがまだ含まれている可能性がある。

平成五年（一九九三）に小里家の敷地と土蔵を取得した市民から、資料群が市へ寄贈された。文書類は松本市史編さんに使うため、編さん室、その後当館へ引き継がれる。それ以外の資料については松本市立博物館に収蔵され現在に至っている。

小里頼永は松本藩士の小里頼命の長男として、安政二年（一八五五）に江戸の松本藩上屋敷で生まれる。教員や新聞記者、衆議院議員等を経て、明治三十五年（一九〇二）から松本町長。明治四十年の松本町から松本市への市制移行により初代の松本市長に就いた。その後は歩兵五十連隊、旧制松本高等学校、日銀松本支店の誘致等、市勢の発展に手腕を発揮した。小里は明治四十年の市制施行から昭和十二年（一九三七）までの三〇年間にわたって市長職にあり、その文書群は発見当時「蔵に眠っていた市史」と称された。松本市史編さんの途中で発見、市に寄贈された事もあり小里家文書の内容が市史へ反映された。しかしながら市史へ反映されたのは、小里家文書のうち書類等のごく一部で、書類類の内容や差出人、内容等については目録へ反映されないまま現在に至っている⁽³²⁾。

当館に所蔵されている小里家文書中の河原操子関係文書は、昭和九年～昭和十四年までの間の書類類が確認できる。これは操子の友人であった福島貞子『日露戦争秘史中の河原操子』の刊行や貞子の夫である福島四郎が営む婦女新聞中に操子の関連記事が取り上げられた事に

関して、小里頼永との間で交わされたやり取りである。住所は当時の一宮家の住所「東京府杉並区阿佐ヶ谷六丁目二三〇」（史料1、2、4、8、9）、と避暑先の「軽井沢町二三二七」（史料3、7）の二種類が確認できる。操子からの書簡は「小里伯父上様」となっているものがある。これは小里頼永の妹きん（錦子）が操子の母方である丸山家へ嫁いだ縁戚関係によるものである。操子へ小里から送った書類類についても照らし合わせたいところであるが、管見の限り現存は確認できない。

史料1 書簡二八一 昭和九年一月二十八日

寒中とは申ながら

此両三日はことの外寒さ

厳しう御座候へども御さはりも

入らせられず候や御伺ひ申上候

次に私方御かげ様にて

一同無事に過し居り候間

憚ながら御休神下され度候

忝別封御送り申上候婦女

新聞紙上に友人の筆になる

私入蒙当時の記事の

掲載いたしあるを同社より

数部送り参り候まゝ

かびのはえさうなる古き

ことに候へ共御伯父上様に

御一覽願ひ度と存じ候

御送り申上候まゝ御ひまの

折に御一読たまはる様

御願ひ申上候

御寒さの折柄くれぐれも

御自愛祈り上候

一月二十八日 一宮操

小里伯父上様

御待史

福島四郎により設立された婦女新聞社から、昭和十年に福島貞子著『日露戦争秘史中の河原操子』が刊行されている。以前から同新聞社で定期発行している婦女新聞中には、明治末く昭和初年にかけて、しばしば操子についての記事が友人の貞子の執筆により掲載された。他の書簡の記述からも分かるが、史料1でも小里へ別封にて操子について書かれた掲載紙一部を送付した事が記されている。小里頼永の妻、さわの日記(以下、小里日記という。)にも例えば昭和十年の日記等に

一月三十一日

「河原操子氏ヨリ主人宛ニ婦女新聞一クゝり郵送セラル」(33)

などと記され、定期的に操子について掲載された婦女新聞が小里の手元へ郵送で届けられていた事がうかがい知れる。小里と操子とは縁戚

関係のため、ある程度近い間柄であったとも思われるが、史料として行き来が確認できるのは、前述の本の刊行前後であり、この頃改めて両者間で縁戚関係を基に交流が深められたとも思われる。

史料2 書簡二八二 昭和九年五月十七日

拝啓新緑之候益々御健勝

奉賀居候陳者先頃は御懇筆を

頂きありがたく御礼申上候其後

存じながら御無音に打過ぎ候段

御わび申上候 扱仰をいただき候

拙著諸所相さがし候へども只今のところ

持ち合を后一冊のみに御座候まな

他へも問ひ合せ其内見つけ出し次第

に御送り申上べく候まましばらくの

御猶予願ひ上候御たづねの

婦女新聞記事の筆者は同新聞

社々長福島四郎氏夫人に御座候が

故大将夫人と同姓同名のため今日迄に

屢々世間よりまちがへられしことありと

申居り候時節がらくれぐれも御自

愛祈り上候

皆々様によりしく御願ひ申上候

五月十七日

一宮 操

小里伯父上様

御待史

史料1で、操子から小里へ渡蒙当時の事が記事になった婦女新聞を送付されたところがあるが、その後史料2では、小里から操子の手元への返信で操子の著書『蒙古土産』の、入手方を問い合わせる書簡が届いた事が分かる。明治四十二年に『蒙古土産』が刊行された後、かなり年数が経過していた事もあり、操子の手元にも著書が一冊しか残っておらず、操子の方で見つけ出し次第で小里の手元へ送る旨が認められている。小里日記をみると翌昭和十年の年頭に関連する記述が確認できる。

一月十三日

「同時刻(筆者註、午後八時)片端の河原ヨリ一宮夫人(筆者註、河原操子)来松ノ面会ノ電話アリ明朝来ルヘク告ゲル」(34)

一月十四日

「午前七時半一宮操子来訪主人ニ肩ツメ自分ニハチリメンノ半衿ヲ持参セラル三十分バカリ話シテ伺ワル其時ニ著書ノ献上本ヲ一冊下サル」(35)

との記述があり、操子自身が正月に来松した際、直接小里の手元へ『蒙古土産』が持参された事が分かる。さらに書簡中では後に操子の

伝記『日露戦役中における河原操子』の著者、福島貞子についての記述もみられる。

同郷でシベリア単騎横断で知られる福島安正の妻も「福島貞子」であるが、本人が否か操子への書簡中で尋ねたものと思われ、操子は同姓同名であり、しばしば世間でも本人が同様に間違えられると、書き添えられている。操子が以前から定期的に貞子執筆による記事を小里へ送っていたため、小里から尋ねたものと思われる。福島安正から小里宛の書簡も小里家文書中に多く確認でき、二人の交流をうかがわせる。

史料3 書簡二八二一 昭和九年八月十日

拝啓一昨日は参上いたし御事

多々の間とり長き御時間をいただき

いろいろ御世話様に相成てゆるゆる

御高話を承はり誠にありがたく厚く

御礼申上候 婦女新聞社の印刷物

出来いたし候はば直ちに一部御送り申

上度と存じ居候

御奥様へくれぐれよろしくお願ひ申上候

時節がら折角御自愛いのり上候

八月十日

一宮 操

小里伯父上様 御待史

恐入り候へとも御序に藤澤様にもよろしく御伝え願ひ上候

婦女新聞社で刊行予定の操子の伝記刊行に関連して、操子が松本を訪れ、小里から聞き取りをしていった事が分かる。伝記の前半部では郷里松本や関連する人々についての記述等がみられるが、小里からの聞き取り内容は、伝記中の記述にも反映されたと思われる。そのことに対するお礼を認めた書簡である。「婦女新聞社の印刷物」とあるのは、『日露戦争秘史中の河原操子』を指しているものであろう。昭和九年の小里日記には、前述に関する項として

八月八日

「午後三時一宮房子(筆者註、操子)女史来訪真綿百目ト薄荷入りノ菓子一折ヲ持参セラル信毎の藤澤ト云フ記者主人ト対談ノ処ヲ撮影スヘク来ル房子女史ハ五時発ニテ輕井沢出立トノコト(中略)一宮女史ニハアイスト果物トお茶トモロコシヲ出ス」(36)

と、一宮「房子」来訪の旨が出てくるが、書簡の内容等から類推するに、「操子」の誤記と思われる。本稿執筆にあたり、小里家文書の写真中からこの時に撮影された操子と小里の写真が新たに確認された(図版1)。操子五十九歳、小里七十九歳の時のものである。場所は松本市内北深志の小里家の自宅応接間である。当時の信濃毎日新聞紙上にこの対談の様子を記した記事や写真は確認できない。

しかしながら後述するとおり、婦女新聞社から刊行された操子の伝

記の販売については、後に信濃毎日新聞社側で、広告掲示や委託販売等がなされており、事前になにがしかのすり合わせが行われたうえでの藤澤記者の来訪であったとも思われる。



図版1 松本へ小里頼永を訪ねた際の河原操子(昭和9年、小里家文書写真177)

史料4 書簡二八―四 昭和九年十二月十二日

其後ハ意外の御無沙汰を申上居候へども

皆々様には御さはりも入らせられず候や御伺ひ申

上候次に私共無事に過し居候間憚ながら

御休神下され度候 扱かねて申上おき候、

婦女新聞社より発行の書物いよいよ今月

二十日頃には出来上り候様に御座候まゝ早速御

覧に入れ度と存じ居候

右は著者が友人として友を思ふ情よりして

いろいろほめ過ぎたる点などもありてさぞさぞ

おかしく思召さるゝことも多からんと存じ候へども

すべてハひろき御心に御許しの上御一覽願ひ上候

婦女新聞社にて申候には書物を御扱ひ下さる

方へ百部以上に相成らば一冊につきて二割の

御礼をさしあぐる事が叶ふ様に申居候へど

伯父上様の御指図にて貴地の婦人会なり

或はどちらかに御扱ひ願はれまじく候や

恐入り候へども折かへし其辺御教示頂き度

御願ひ申上候書物は婦女新聞社より御示

しの処に御送らせ申べく候間部数と御場所

を最初私迄御申きけ頂き度御願ひ申上候

向寒の折がらくれぐれも御自愛いのり上候

(小坂氏の御厚意によりて

信毎へ広告を願ふことにいたし居候)

近日小包にてつまらぬ品を御目につかけ候まゝ着の

上は御笑納下され度願ひ上奉り候

伯父上様 十二月十二日 一宮 操

御待史

婦女新聞社の創立三五周年事業として刊行される予定である『日露

戦争秘史中の河原操子』について、操子から小里へ刊行の予定と内容

について知らせる内容である。著者の福島貞子と操子は親交もあり、

書籍について百部以上の購入は取扱先に「二割の御礼」があるとし、

「伯父上様の御指図にて貴地の婦人会なり或はどちらかに御扱ひ願は

れまじく候や」と小里へ依頼している。操子は友人である著者の貞子

に花を持たせようとしたのだろうと思われる。部数や場所について操

子まで伝えてもらえれば出版元の婦女新聞社から発送するとし、操子

自ら小里と出版社との間で仲介の販売取次の調整を図っている様子が

分かる。非常に積極的な販売の斡旋に動いている様子が史料4、史料

5の記述から見て取れる。

史料5にも関連して史料4の文中に「小坂氏」とあるのは、信濃毎

日新聞常務取締役の小坂武雄(一八九五―一九七二)の事で、操子から

信毎へ書籍の広告掲示について、直接操子から小坂へ依頼したものと思

われる。小坂は後の昭和十七年から同社社長に就任している。刊行

された伝記は、小里自身にも一冊贈呈された様であるが、旧蔵書とし

ては現存していない。文末に「近日小包にてつまらぬ品をお目につ

候」とあるのは、同年の小里日記中に

十二月十七日

「一宮操氏ヨリ主人ニハ紬縞ト自分ヘメリヤス小紋ヲ送ラル」(37)

と書かれているのが該当のもので、小包の中身が記される。操子の伝記刊行に際し、小里頼永への聞取りや販売の便宜を依頼した事に対する、操子からの心ばかりの贈り物が届けられた。

史料5 書簡二八・四 昭和九年十二月十四日

十二月十四日

信毎 小坂武雄

小里老先生

拝啓初冬の候二候ハ不拘益々御清祥奉大賀候

陳者今般東京に於て発行する婦女新聞と申す

家庭新聞社長の夫人福島貞子氏の手に依りて

一宮操子夫人の伝記出版の運びと相成近く出来の

由ニ御座候

予て婦女新聞に連載の頃小生義憤仕り中々の

妙文にて善く一宮夫人の全貌を伝ふるものと存じ候へば

単行本として此の女丈夫の烈々たる気魄と功労とを

全日本の婦人に伝え度く存じ出版をすゝめるものと御座候

其結果婦女新聞の手にて出版せらるゝ事となり

一宮夫人より本県下に於ける売捌方を小生に依頼を委申候

信毎に於て取次方承諾候と共に尚各女学校に

書面とにて郵便致し度存し御座候

右郵便の書面に老先生の御書面を得度し

如何ニ御座候や

弊社としては多少の手数料を貰ふ二候へ共元々

広告料の乏し候も存じ如もの只一宮夫人の功談を

広く伝へ度存念に候へば信毎金儲けの提灯持を

して頂く訳には無之候

右御一存の御承諾を得ば一同の仕合に御座候

敬具

出版の利益はすべて婦女新聞に寄附せらるゝものゝ由ニ候

書物は出来次第御贈呈為下候へば御一覽の上御頼度候

史料5については史料4に関連し、『日露戦争秘史中の河原操子』に

関して信濃毎日新聞常務取締役、小坂武雄から小里への書簡である。

前述の通り、操子自身から小坂へ先の刊行本の販売委託について依頼

があった様で、信毎で販売の取次方について承諾した事が史料4の操

子からの書簡のとおり記される。操子と小坂の間で事前にすり合わせ

が行われたうえでの内容で、各女学校に配布する書面について、小里

の手になる推薦文の執筆を依頼している。

小坂は「一宮夫人の功談を広く伝へ度存念に候へば信毎金儲けの提

灯持をして頂く訳には無之候」と書簡中で述べ、利益は全て出版元の

婦女新聞社へ寄付するとしている。実際にその様な事が行われたのかは詳らかでない。その後小里は小坂へ承諾の旨、返信した様で、次の史料6は、小坂の依頼した「御書面」が形になったものである。

史料6 書簡二八―四 昭和九年十二月(十二月二十六日達ス)

昭和十年一月十一日

小里頼永

殿

謹啓

今般 吾が松本市の産める女性の誇りとする河原操子女史の伝記、女史の友人福島貞子女史により刊行せらるゝこと、相成欣快の至りに存候

河原女史の爾跡に就きては、老生の今更喋々を要せ

ざる処に候 うら若き女性の单身胡砂吹く蒙古の奥深く

潜入、よく身命を賭して日露役帝国が重大任務を補

けたる、その烈々たる愛国の熱情、燃々たる報国の氣迫

真に現代青年子女の師表と信じ候

著者の筆亦流麗よく女史の全貌を伝へ居り候て、

東大洋の波高く、西大洋の空暗黒たる二五九五年の非常時局

に際し、絶好なる青年子女精神修養の糧と存候

何卒御部内各位に購読御推奨相成度此段乃御依頼候也

敬具

追而 御希望ノ伺ハ直接本社若シクハ信濃毎日新聞社宛

御申込相成度候

史料5で小坂が小里へ「老先生の御書面を得度し」と依頼した『日露戦争秘史中の河原操子』の小里名義の推薦文である。

小里頼永宛の封筒にガリ版刷りした形で複数枚入り、宛名の箇所だけ空白としてある。送付文も付いていないが、小坂の依頼を小里が承諾したため、後に刷られたものである。宛先は「小里松本市長」差出元は「長野県」と捺されているが、その上から小里の手で封筒に「河原氏件」と墨書され、松本市役所の教育課長へ廻覧された事が小里の手で封筒に記されている。市役所の收受印と收受番号が付され、收受文書として処理されている。庁内で廻覧された様で、先の書簡の記載から、関係各位へ向け発送された事が伺える。

史料7 はがき二三 昭和十年八月八日

暑中御見舞申上候

御暑さのおさはりも入らせられず候や

御伺ひ申上候次に私共事軽井沢にて

一同元気に過し居り候間憚ながら

御休神下され度候この両三日は

御涼しく松本も当地も本年は中々

のあつさにて御座候時節がらくれぐれ

も御自愛いのりあげ候

史料8 はがき二七 昭和十四年一月三十一日

寒中御見舞申上候

私事風邪にて引き

こもり居り候段御無礼

を申上候段御許し

願ひ上候時節がら

くれぐれも御自愛祈り上候

史料7、史料8はそれぞれ暑中見舞いと寒中見舞いであり、史料7は避暑のため操子の別荘があった軽井沢に滞在していた際のものである。前述の操子の伝記『日露戦争秘史中の河原操子』が刊行されたことで、小里との書簡類の往復は一旦落ち着くが、操子は松本をたびたび訪れていた事もあり、年始の際などには小里家を訪れる機会もあったのであろう。史料8の寒中見舞いは体調を崩した操子が風邪をひいて床に臥せているため、その旨ことわりつつ、次の史料9にも関連してその節、小里を訪ねられなかった事を文中で詫びている。

史料9 はがき二七 昭和十四年四月三日

不順の時候でございますが御さはりも

入らせられませんか御伺ひ申上ます。

先日はラヂオで御声を承はりましてまことに

御なつかしう存じてましたあの折は私事風邪で

引きこんで居りましたので御訪ねも申上ず

御無礼を申上ました段御許し下さいませ

扱先月の下旬に喀喇沁から

先年の留学生の一人が

上京いたして久々でいろいろ話を

きゝましてまことにまことに隔世の

感に打たれました。婦女新聞を一部

御送り申上ますどうぞ御笑覧下さいませ

葉書中で操子は小里の演説であろうか、ラジオ放送で小里の声が流れ懐かしくなったと記す。小里日記には小里がラジオ放送局へ出掛けた記述が複数見られ、小里の演説等がラジオ放送を通してしばしば流されていたことが伺える。

併せて、操子が毓正女学堂でかつて教えた教え子が、上京し面会した事が記されている。操子は明治三十九年の帰国時にカラチン王妃から許しを得て三名の留学生を連れ帰ってきている。その内の一人、于保貞が三五年ぶりで操子のもとを訪ねてきた。操子の恩師である下田歌子の設立した実践女学校(現実践女子大学)で学んだ于はその後、カラチンへ戻った後、崇正学校で日本語教師として教鞭を執っていた。すでに結婚し一男一女の家庭を持ちながら勤めていた。阿佐ヶ谷の一宮家を訪ねた保貞に、同席していた福島貞子は「よく奮発してお出かけでしたね」(38)と于を労った。

于是「若林事務官から、前日の夕方六時頃、日本へ帰りますが一緒

に行きませんか、河原先生にもお目にかゝられますよと言はれまして、其場で決心しました。先生には前に二三度手紙を差上げましたけれど、アメリカの処書がちがっていたと見えて、届きませんでした。ところが今は東京にいらつしやると聞かされたので、嬉しくてすぐ決心しましたが、事務官に明日の午前十一時に発つのだといはれて、あんまり急なのに驚きましたけれど、河原先生に会へるのならと思つて、何もかも捨てておいて、其ままで出て来ました。」(39)と、急遽日本行を決め、来日したと話した。

操子は于との歓談のなかで、格段にインフラの整備された現地の様子等を伝え聞いた。葉書中ではかつての生徒との再会に「久々でいろいろ話などきましてまことにまことに隔世の感に打たれました。」との心境を小里へ綴っている。この時の様子は婦女新聞にも掲載された様であるが、小里家文書中には確認できない。

操子から小里へ届いた文書中の書簡類で現在確認できるものは、昭和十四年の葉書が最後で、以降来簡が途切れる。昭和十五年から小里は体調を崩し病床で過ごす。そのため操子とのやり取りも自然と途切れた事が想像される。文書中からは小里と近い様子を伺い知る事ができる。文書群中には小里逝去前後の文書が欠落しているが、後の昭和十六年の小里逝去の際にも操子からなにかしらの弔慰が寄せられたであろう事が推察される。小里の葬儀は昭和十六年に市葬で出されたため、未見の松本市役所文書中に関係の簿冊が現存していれば、該当箇所に関連の記載がみられるであろう。

おわりに

以上、当館所蔵の小里家文書中から新たに見出した河原操子書簡についてみてきた。操子の直筆書簡のうち現存が確認でき、一般向けに公開されているものは、現時点までのところ当館所蔵の小里家文書中の一群のみである。今回取り上げた書簡類は、明治以降の河原操子の動向、言動を把握する事の出来る数少ない直筆の書簡として学術的価値の高い文書である。また、県外で主として活躍した松本出身者の郷土との関わり方、人的繋がりとといった部分を見ていくうえでも、興味深い文書である。今後、市立博物館所蔵の資料群と併せて活用されることがのぞまれる。

最後に、少し脇道にそれるが、信州は河原操子の様に日中間を跨いで活動した人物を多く輩出した地域である。当事者等が没後に遺した関係文書は史実に即した健全な対外関係、認識を築きあげ、意思疎通を図っていくうえにおいても、単なる現在の家主の「私物」や「珍品」ではなく、公益性を強く持つ「準公文書」的性格を持つ文書群である。近代以降の関係文書について、民間所在の文書群には所蔵者側での保管、寄贈、利用希望者への良心的な閲覧の便宜等に十分留意していただきたい。当館では令和四年度から漸進的に小里家文書の再整理を進めている。令和六年度からは小里家文書の書簡類に対して再整理を始めるところである。それらの成果についても他日別稿にて取り上げたい。

註

1 小里家文書については、平成十一年に松本市で刊行された『松本市文書館史料目録』第一集によれば書簡四九八五点となっているが書類に分類された一群には、封書から取り出された状態で「雑書」などに含まれている一群がある。さらには小里宛の菊池寛書簡が書類三九一に「菊池寛より小里頼永宛手紙」として含まれているといったように大分類の段階でも本来的な区分けになっていないものが見受けられる。そのため小里宛での書類については今後の再整理に伴い、総数が変動していく事が予想される。

2 木曾寿紀「松本市文書館蔵「小里家文書」に見る清末中国関係者関係文書―小里頼永宛川島浪速書簡を中心に―」（『信濃』七五卷一二号、二〇二三年、四三―五七頁）

3 河原操子については直近の論稿として和田大和『下田歌子宛て書簡―河原操子書簡（二通）―明治三十七年六月十日付書簡及び明治三十八年五月二十二日付書簡―』（『実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所年報』九号、二〇二三年）や包賀喜格図「河原操子についての一考察」（『九州共立大学研究紀要』三卷二号）等の研究があり近年までの研究史は和田氏の論稿に詳しい。さらに、河原操子を招聘したカラチン右旗の王公であるグンサンノルブについては、中見立夫「清朝末期の内モンゴル王侯―グンサンノルブの場合―」（『清末期ハラチン右旗の王府と社会―汪国鈞「内蒙古紀聞」から―』（『満蒙問題』の歴史的構図』東京大学出版会、二〇一三年）、バイルダクチ（ブレンサイン訳）「グンサンノルブ改革の社会・歴史的背景と影響」（『近現代内モンゴル東部の変容』

雄山閣、二〇〇七年）などに詳しい。

4 一宮操子「青春を蒙古に捧げて」（『婦人公論』二四卷一二号、一九三九年、一三〇頁）

5 前掲註4、一三二頁

6 前掲註4、一三一頁

7 前掲註4、一三一頁

8 前掲註4、一三二頁

9 前掲註4、一三五頁

10 前掲註4、一三六頁

11 前掲註4、一三六頁

12 前掲註4、一三〇頁

13 河原操子『新版蒙古土産』（靖文社、一九四四年、四六頁）

14 前掲註4、一四〇頁

15 前掲註4、一四二頁

16 前掲註4、一四二頁

17 前掲註4、一四二頁

18 前掲註4、一四二頁

19 前掲註4、一四二頁

20 「河原操子の蒙古談」（『東京朝日新聞』七面、一九〇六年二月一〇日）

21 前掲註13、二〇三頁

22 前掲註13、三六頁

23 前掲註4、一四七頁

- 24 前掲註4、一四七頁
- 25 前掲註13、三頁
- 26 前掲註13、二八～二九頁
- 27 前掲註13、二一九頁
- 28 前掲註20
- 29 前掲註20
- 30 武井成実「松本市立博物館収蔵資料紹介―河原操子関係資料―」（『民具マンスリー』五五巻四号、二〇二二年、一五～二三頁）
- 31 阿部由美子「長野県にある近代中国史関係資料と史跡について…川島浪速、川島芳子、肅親王善耆、河原操子、福島安正」（近現代東北アジア地域史研究編『News letter』二三号、二〇一一年、三三～四四頁）
- 32 松本市文書館編『松本市文書館史料目録』第一集（松本市、一九九九年、四五～九四頁）及び、松本市文書館HP
(<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/3/4316.html>) の小里家文書目録を参照のこと。本稿では小里家文書の書簡の一群に含まれる操子関係の書簡類について少し触れたが、書類として分類されているものの中にも封筒から出された状態で書簡の一群が相当数あるのを確認している。今後再整理の途上で河原操子に関する文書等も新たに見つかる可能性がある。
- 33 小里家文書『日記』七（一九三五年）、昭和十年一月三十一日の項。日記の執筆者は小里の妻さわの手になるものである。小里頼永自身の日記については、日記帳に書きつけられたものが小里家文書中には確認

できるが、全体として複数人の日記が混在している。『日記』九～一一の「日記その1」～「その3」は書簡などに使う、半紙大の紙に墨書された小里頼永の直筆日記が纏まってある。これらは日記帳に書きつける前に下書きしたものではないか。大正期の日記については、小里頼永の直筆と分かる書体で几帳面に日記帳へ記録されているので、ここに続くものとして、他に日記帳に清書した小里頼永の日記帳が纏まって存在していた可能性がある。

- 34 前掲註33、昭和十年一月十三日の項
- 35 前掲註34、昭和十年一月十四日の項
- 36 小里家文書『日記』一四（一九三四）、昭和九年八月八日の項
- 37 前掲註36、昭和九年十二月十七日の項
- 38 前掲註13、二五九頁
- 39 前掲註13、二五九頁

松本市文書館所蔵資料調査報告(二)

―岡田村役場文書群を中心として―

古川 和拓

はじめに

『松本市史研究』第三号において筆者は、岡田村役場文書が長野県内において有数の残存状況を誇るとともに、全国的にみて残存していることが極めて稀な兵事関係文書を多数含んでいることが大きな特徴であることを指摘した(一)。

このような特徴を有する岡田村役場文書であるが、管見の限りその活用状況は『長野県史』や『松本市史』などに限られており、必ずしも十分に利用されているとはいえない。

そこで本稿では、同役場文書に関する調査とその成果を改めて整理した上で、前号では紙幅の関係上掲載できなかった『松本市岡田百年誌文書目録第一集』(以下『百年誌目録』という)と、松本市文書館がHPで公開している『公文書目録』(以下『文書館目録』という)を対照させた表を作成し、松本市文書館のHP上に掲載していただいた。本稿と合わせて確認していただくことで、同役場文書の利用促進の一助となれば幸いである。

一 昭和四十三年からの調査

昭和四十三年(一九六八)、松本市岡田地区では『岡田百年誌』編さん事業が開始された。旧村役場が所蔵していた役場文書の調査と整理が行われ、その成果は、『百年誌目録』としてまとめられている。同目録では、一〇二三の項目が設けられ、各項目に沿って役場文書の分類、整理が行われた。また、各町会において確認された文書群と、個人所蔵の文書群については、役場文書とは区別されてそれぞれの町会、個人毎に分類、整理されている。

しかしながら、『岡田百年誌』編さん事業は『百年誌目録』の完成後、中断されてしまったため、どのような方針の下で一〇二三の項目が立てられ、役場文書の分類、整理が行われたのかは現在に至るまで不明なままであり、筆者は今後の課題の一つであると考えている。

二 平成元年からの市史編さん関係調査

平成元年（一九八九）、『松本市史』編さん纂事業が開始されると、岡田地区においても平成元年とその翌年の二度、役場文書の調査と整理が行われている。

このときの調査は松本市によって行われているが、その整理方法は他の旧町村役場のように市の設定した方法ではなく、前述した昭和四十三年（一九六八）時の調査と整理方法が採用されている。そのため、この時の調査で新たに発見された役場文書も前述した一〜二三の項目に分類、整理されている。

このときの成果をもとに作成、公開されているのが、現在松本市文書館のHP上において閲覧可能な『文書館目録』である。『百年誌目録』同様、役場文書は一〜二三の項目に分類、整理されているが、『百年誌目録』との違いが二点存在している。

一点目は新規項目（項目番号二四〜二九）の設置である。それぞれ農業委員会（項目番号二四）、役場関係写真（項目番号二五）、学校関係写真（項目番号二六）、軍事関係写真（項目番号二七）、神社関係写真（項目番号二八）、扁額（項目番号二九）という項目が設けられて整理されている。

二点目は、『百年誌目録』では役場文書と分けて整理されていた町会、個人所蔵の文書に相当する項目が無くなっていることである。すべての文書が松本市による調査が入るまでの段階で散逸あるいは非公開の対象となったとは考えにくい。したがって、筆者は役場文書と判断されたものに関しては一〜二三の各項目のいずれかに再分類されたと考えている。

以上を踏まえると『文書館目録』は、岡田地区で発見された役場文書を『百年誌目録』内の一〜二三の各項目に沿って再整理し、各項目に分類できないものは、新規項目を設けて整理したものであると指摘できる。なお、『百年誌目録』と『文書館目録』を対照し一〜二三の各項目における史料点数をまとめたものが表である。

おわりに

前述したように、岡田村の役場文書は昭和四十七年（一九七二）発行の『百年誌目録』で設定された一〜二三の項目に沿って整理と保存が行われている。従って、これらの項目は村役場が機能していた当時の文書保存規程の内容を反映したものではなく、『岡田百年誌』編さん事業の際に行われた役場文書の調査時に設けられたものであると考えられる。

本稿で指摘したように岡田地区の『文書館目録』は『百年誌目録』における分類方法を引き継いで、役場文書を一〜二三の項目に沿って整理、分類するとともに、各項目に分類できないものに関しては、新規項目を設けて整理されている。

令和四年（二〇二二）現在、岡田村役場文書は六、八七〇点が公開対象となっている。繰り返しとなるが、この史料点数はその他の市内旧町村役場文書と比べても頭一つ抜けており、そのなかには全国的にみても希少性の高い兵事関係文書が八四〇点含まれている。

同文書の利用は、はじめにでも触れたように、ほぼ限定されているのが現状であるが、膨大な文書数を誇る岡田村役場文書群が今後活用されるこ

表 『百年誌目録』と『文書館目録』の史料点数の比較（欠番含む）

項目 番号	項目	『百年誌目録』 の点数（a）	『文書館目録』の 新規確認点数 （b）	（a）と（b）を 比較後に確認で きなかつた点数
1	経済	817	401	34
2	神社	108	25	20
3	教育	117	119	1
4	衛生-1	133	84	45
5	衛生-2	215	231	5
6	兵事	448	414	17
7	戸口	493	0	491
8	政治	309	212	19
9	土地	153	188	3
10	統計	101	62	3
11	産業	192	133	0
12	勸業	35	30	0
13	庶務	289	472	2
14	林業	78	119	1
15	団体	111	149	0
16	水利	51	156	0
17	生活	99	90	0
18	商業	13	1	0
19	家屋	9	16	0
20	土木	21	68	1
21	配給	193	71	3
22	恩給	2	1	0
23	災害	2	49	0
合計		3989	3091	645

とで、筆者は近代日本における村役場の機能や実態といったものを浮き彫りにすることができないのではないかと考えている。本稿がその一助となれば幸いである。

附記

本稿では紙幅の関係上、『百年誌目録』と『文書館目録』のそれぞれに掲載されている各項目の史料を一点ずつ対照させた表を掲載することはできなかった。こちらについては、本報告のPDF版とは別に「34号古川報告・表1

「23」として松本市文書館のHP上で公開されているため、岡田村役場文書館の利用に際して適宜参照されたい。

註

1 古川和拓「松本市文書館所蔵資料調査報告（一）岡田村役場文書群を中心として」（『松本市史研究』三三三号、二〇二三年、四一〜四九頁）

歴史的な文字資料をわかりやすく展示しよう

―コロナとスペイン風邪の展示を通して―

池田 瑞稀

Abstract

一 背景

「博物館に展示されている文字資料（史料）が分かりにくい」それがこの探究の原点だ。この探究では博物館などに展示されている文字資料をわかりやすく展示するということに焦点を置いて活動した。仮説として、展示にプラスαの情報を入れることや今と昔の比較を取り入れること、また展示に奥行きを与えることでわかりやすい展示になると考えた。最終的に松本市文書館にて三週間ほど展示を行わせていただき、今と昔の比較やプラスαの情報を加えることで分かりやすい展示になることを実証できた。しかし、展示資料以外の情報を増やすと資料そのものを見てもらえなくなるという新たな問題も生まれた。

県内のある博物館で古文書や歴史的な文字資料の展示を見たときに、それらが地味で興味を持ちづらいと感じたことが主な背景である。

二 目的・仮説

(一) 目的

現状の問題点である展示のわかりづらさを改善し、実際に展示する資料の選定や展示のレイアウトを自ら考え文字資料の展示を行う。

現状の問題点として「資料を見てほしいのに解説に目がいってしま

一方、文書館講座での発表やその発表・展示が新聞に取り上げられたことで多くの人にこの探究を知ってもらうことができた。

(二) 仮説

今後は様々な博物館を巡って展示方法のバリエーションを増やすとともに、松本市文書館で行われる文書館講座にも参加し、講座の展示に関わりながら、良い展示を探究したい。

う」 「見て直感的に凄さや美しさがわかる美術品などの展示に比べて

展示がわかりにくい」などが問題点として挙げられる。この問題点を解決するために以下の点が必要だと考えた。

ア 展示に背景知識のようなプラスαの情報を入れる。

イ 今と昔の比較をする。

このような工夫をして当時の状況をイメージしてもらえれば、わかりやすく、資料にも興味をもって見てもらえると考えた。

三 実際の活動

探究を始めたころは安土桃山時代や江戸時代の庶民の生活について興味があつたため、それをテーマにして展示をしようと考えていた。

しかし、松本市立博物館や松本市文書館へフィールドワークをしたことで、これらの時代の資料を読むことの難しさや資料が少ないことを知れた。この時、松本市文書館の窪田雅之特別専門員から明治時代以降の文書にしたらどうかというアドバイスをいただき、展示する文書を明治以降の文書にすると決めた。

そこで以前から興味があつたスペイン風邪と新型コロナウイルスが庶民の生活に与えた影響について展示をしたら面白そうだと考え、松本市文書館で行われた文書館講座への参加や松本市史、大正時代発行の信濃毎日新聞などで情報収集を行った。それらの情報をもとに展示する資料として「大正十年度開智部日誌」（国宝旧開智学校校舎蔵）や島立村役場文書「衛生雑件」（松本市文書館蔵）、また、当時の新聞や感染症に関する本を使い展示を行うことにした。

令和四年（二〇二二）十一月の校内の探究発表会で一回目の展示を行い、そこでの反省やアドバイスを生かして、翌五年二月には松本市文書館で市民向けの展示を行った。さらに二月十八日に行われた文書館講座の一部としてMLA連携とこの探究の関わりについて展示の解説を行い、多くの人に展示を見てもらうことができた。

四 検証

（一）十一月の探究科探究発表会での展示

ここでは主に今と昔の比較というところに焦点を置いて展示を行った（図版1）。具体的には感染対策の比較や、修学旅行の中止について取り上げた。これにより、昔の出来事を今の出来事に置き換えてイメージすることができ、展示されている資料への理解度が高まると考えた。



図版1 探究科発表会での展示
スペイン風邪とコロナウイルス感染症
の比較展示を行った。

展示を見ていただいた人からは「今と昔の比較がよかった」「資料の内容が頭に入ってきた」「大正時代の新聞が面白いと思った」など肯定的な意見をいただいた。しかし一方で「もっとプラスαの情報があったほうが良い」「特に新聞の文字が小さくて読みにくい」といった課題となる意見もあった。また、資料の展示位置が目線より高かったり低かったりして、見にくいといった課題もあった。

一回目の検証の成果として、この展示に興味をもってくれる人がいたということ、今と昔の比較に効果があることがわかった。

(二) 松本市文書館での発表と展示

先に述べたように、二月十八日は松本市文書館第七回講座「パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館―松本市のMLA連携を考える―」が開催されパネルディスカッションで事例



図版2 松本市文書館での「スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活」展示

表1 「スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活」展示資料一覧

No.	資料名	年代	所蔵先など
1	開智部日誌（＊）	1912	国宝旧開智学校校舎
2	内務省衛生局「流行性感冒予防心得」	1919	松本市文書館
3	島立村役場文書「衛生雑件」（＊）	1919	同上
4	松本市役所「流行性感冒に関する注意」	1918	同上
5	菊池寛「マスク」（『スペイン風邪をめぐる小説集』文春文庫2020、初出は『改造』7月号 1920）（＊）	2020	個人
6	阪本和二郎「感冒の予防療法」泰山房（＊）	1919	国会図書館デジタルコレクション
7	石塚右玄「石塚式食物治療法上巻」石塚食療所編集部（＊）	1921	同上
8	「修学旅行見合わせ続々現る」（『信濃毎日新聞』1918年11月6日付）	1918	
9	「3市教委対応を協議 松本・塩尻・安曇野修学旅行延期も」（『信濃毎日新聞』2020年2月27日付）	2020	
10	「修学旅行計26校が中止」（『信濃毎日新聞』2020年8月21日付）	2020	

（＊）は11月の発表から追加した資料

発表をさせていただいた。また当日から展示テーマを「スペイン風邪とコロナを通してみる人々の生活」とし、この探究の集大成となる展示を行わせていただいた（図版2、表1）。十一月の検証からプラスαの情報を増やすこと、見やすい文字の大きさを意識しながら展示を行った。プラスαの情報として、菊池寛のスペイン風邪を題材とした小説である「マスク」や予防法が書かれた石塚右玄の『石塚式食物療法上巻』

を取り入れた。発表と展示は参加者、見学者の皆さんから好評であったと思われ、新聞にも報道された（図版3）。



図版3 松本市文書館での発表と展示の報道記事（『市民タイムス』令和5年2月19日付、『信濃毎日新聞』令和5年2月22日付）

五 考察

検証はもちろん、仮説で述べたように展示にプラスαの情報を入れることや今と昔の比較をすることで展示をわかりやすくできることが分かった。しかし、それは内容面であって、視覚的に見やすいかわれるとそうではない。視覚的なわかりやすさを実現するためには写真や絵などを取り入れる必要があったと思う。

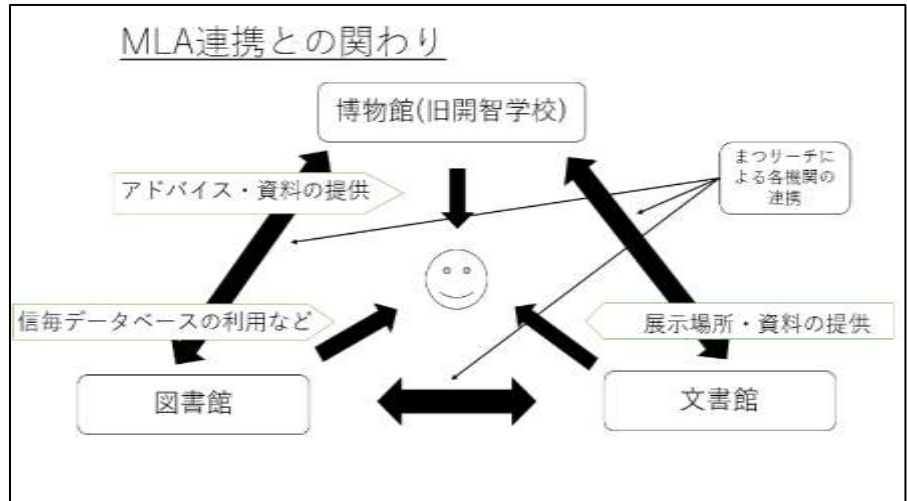
プラスαの情報として小説や本など当時や今の庶民の姿を反映しやすいものが有効であった。

今回はテーマがスペイン風邪とコロナについてであり、今と昔の比較ということ簡単にできた。しかし、ほかのテーマになったときにそれに代わる工夫を考える必要がある。

文字資料の展示をわかりやすくするために図や写真などを展示すると、それらに目がいつて資料を見てももらえない。こうしたジレンマを解決する方法を考えなければならない。

六 MLA連携について

MLA連携とは、博物館、図書館、文書館の共通性や異質性を相互に生かすための協力関係のことをいう。今回私が行った探究では新聞は図書館、大正時代の資料は博物館（分館・旧開智学校校舎）から、展示場所や専門知識については文書館から提供していただいている。これらはまさに各施設の特徴を生かし、連携がとれているのではない



図版4 発表スライドの一部「MLA連携との関わり」

体制が必要になると考えるし、そうあってほしい。

結論と展望

プラスαの情報や今と昔の比較などを取り入れるなど資料を読ませる工夫をすることで、歴史的な文字資料をわかりやすく展示できる

か(図版4)。また各機関の資料を横断して調べらうえで「まつりーち」というサイトを使った。このサイトは松本市の図書館や博物館にある資料をまとめて検索でき、松本市のMLA連携の一端を担っている。それぞれの機関が独立して何かを行うというのも簡単ではないかもしれない。しかし、歴史について多角的な視点をもって見るという意味でも様々な資料を用意できる協力

ことが分かった。一方、周辺情報を増やすことで資料そのものが見てもらいにくくなることも分かった。この問題の検討については今後の課題としたい。

附記

本稿は『長野県松本県ヶ丘高等学校自然探究科／国際探究科課題探究論文集2023』（同校、二〇二四年）に発表した課題論文No.25「歴史的な文字資料をわかりやすく展示しよう」を加筆修正したものです。文書館での展示は、文書館が展示を行うという理由で旧開智学校校舎から資料を借用していただき、展示することができました。文書館をはじめ関係の皆さんにお礼を申しあげます。

参考文献

- 石塚右玄『石塚式食物療法上巻』石塚食療所編輯部、一九二二年
- 松本市『松本市史第二巻歴史編目近代』、一九九五年
- 速水融『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ―人類とウイルスの第一次世界戦争』藤原書店、二〇〇六年
- 竹原万雄『近代日本の感染症対策と地域社会』清文堂出版、二〇二〇年

子ども講座&親子平和教室講演記録

陸軍松本飛行場と私

令和五年度文書館子ども講座&親子平和教室

日時 令和五年八月十二日（土）

午前十時三十分～十一時三十分

場所 松本市文書館 講義室

講師 横田國政氏（松本古文書研究会会長）

昭和三年（一九二八）に現松本市大村生まれ。松本商業学校（現松商学園高校）在学中に旧陸軍松本飛行場の建設に学徒動員され、飛行場建設に従事する。現在は松本古文書研究会会長を務め、精力的に古文書研究及び古文書解読指導を行う。

松本商業学校入学まで

皆さん、今日は私の話を聞きにおいでくださり、ありがとうございます。私は九十五歳です。本当は皆さんの方から良いお話を聞きたいくらいですが、

で耳が弱い。頭もね。これだけの方が聞きに来てくださり、年齢もまちまちですので、どういってお話ができるか、今ちよつと心配しているわけです。

横田 國政



さて、私名前が「國政」で総理大臣にもなれるような良い字ですが、生まれは農家、昔でいう貧乏百姓の三男坊。小学校六年から昔の松本商業学校（現松商学園高等学校。以下「松商」という）に進学しました。その頃は小学校の上に高等科が二年あり、授業で分数や幾何を教えていました。松商へはその人たちと同じクラス、私は小学校でまだやらなかったものだからすぐに覚えられず（進級できないスコンク点）、そのため夏休みに補

松商入学から学徒動員へ

習授業を受けに登校して補いました。その頃の松商ですが、松本の有名な商店の息子などが通っていました。農家の私が高額な松商へ進学したかと言いますと、私の兄が、松本駅に近い国府町で大きな店を構えていた赤羽肥料店に勤めていました。そこは、当時松本で高額の財産家と言われていて、社長は、当時松商校友会会長でした。その社長に兄が「俺の弟にこういうものがあるがどうしたらいいか」なんて伺ったら、「おおそうか、俺のところへよこせ」って言われたそうです。それで、私は貧乏百姓の子のくせに松商受験に行ったのです。このころは戦争への意識が高められていく時期でもありました。

試験の待合で呼ばれて入り、「横田國政です」と言ったら、試験の先生が「そこへちょっと座れ。うーん、お前は何でこの学校に来るのか」と聞いた。私は何の考えもなく、(母親は身体が弱かったので)「お母さんを喜ばせたいと思います」と言いました。「おおそうか」と言って、「そいじゃあな、『大東亜共栄圏』と書いてみる」と鉛筆と紙を渡されました。私は『大東亜共栄』までは書けるのだが、『圏』の字は小学校六年では教わらなかったと思う。それでも書いて見せたら、「おうおうよし、それでよし、はい、いいぞ」と。

今日ここへおいでの皆さんは書けますよね。難しいが、私は幼い時から字を書くことが好きだったので、どこかで見たかもしれせん。あとは外へ出て体力検定。鉄棒にぶら下がる懸垂、三回で良いのに六回やったら、「ああもう良い」。そういう受験でした。同じ六年から三人受験しましたが、一人は入れませんでした。

松商へ入って、教科書やそれに授業料が四円五〇銭とかなかのものでした。今どのくらいの金額になるかね。私の家は金持ちの農家ではないので、おふくろに「お前な、しっかり勉強しろよ、本当にな。血の出るようなお金でな」と言われたことを覚えています。それが、国の政策で勉強したのは松商の一年だけ。もう二年からは勤労奉仕とか学徒動員のため教科書も無かったですよ。

勤労奉仕で真っ先に行ったのは、……今の島内をずっと行くと梓川がありますね。あの橋の手前で北側のところですよ。その辺りは今みたいに堤防がしっかりしていなかったんで、川の水があふれたりしました。そんなでかい石は無かったけれど、このくらいの石がごろごろあったんですよ。だから、その石を除いて畑にする作業。それに三日か四日行きました。私は百姓の生まれなのでそんなに苦にならなかったです。一生懸命やりました。このあたりの土地は平林陸軍中将家(平林盛人第四代松本市長)の持ち地だったんです。その後、あまり行くことはなかったですが、時々思い出します。二年生からは勤労奉仕であっちこっち、戦争へ行った兵隊さんの家の、農家の仕事の手伝いに行きました。一番、私が思い出すのは、岡田のN家の稲刈りのことです。私は自分の家でやっていましたから、グイグイと誰よりもうまかった。それなのに、雀よけの棒が稲株に残っていたのを一緒に稲刈り鎌で刈り取った時、鎌が滑って小指の爪まで引き裂いてしまったのです。押さえても中々血が止まりませんし、痛い。監督は柔道の中野先生で「お前、帰れ」と言

われ、一人で歩いて帰りました。今でもその傷を見ると思い出します。Nさんの家でお昼時、大きなむすびを皆でいただいた。とても穏やかなお婆さんがいる、屋敷に大きな樺の木が立つ名家。今の書家Nさん、画家のNさんの家だと思います。以来、私たちは勤労奉仕に明け暮れました。

次に思い出すのは、安曇の有明小学校の近くの松林開墾です。そこは陸軍の演習場だったんですが、当時、松本五十連隊はみんな戦場に行つて、演習なんかしてませんから、私の背丈ぐらいの松がはるか一面に生えていました。そこを開墾。石をほじり出し、モッコに積んで運んだ。ほじっていたら冬眠のシマ蛇が出てきた。二日か三日、そばの学校体操場に毛布にくるまって寝たけれど、とても寒かった。



それにさっき言ったように、松商には農家より商店の子供が多いので使い方がへたくそ。たしか、安曇のおとなしいO君が掘った石を持ち上げていたら、その子の背中にカッサビ(農具の一種)が食いついた。商店の子供なので、石をほじるため振り上げたのが、当たったわけで一時は大騒ぎ。体操場へ連れていき手当をした。割合とうまくかすったようで、えらい怪我にならなかった。そういうことがあります。今考えると恐ろしいこと

した。

あの頃、みんなが歌を歌った。「刃も凍る北海の……山崎大佐指揮をとる……」アツツ島玉砕の歌を歌った覚えがあるんです。玉砕なんて新聞にも華々しく報道されたが、あんまりいい状況ではなかったと思います。島には水はなく、海水は飲めない。天から降る雨を溜めてなめるくらいだったらいい。だから生き残りはいなかったじゃないですかね。歌は歌つても、「だから俺たちが頑張らなきゃ」という心持ちの確かなことは覚えがないですよ。「お国のために」なんて無いまま、勤労奉仕などに参加していたと思うのです。

今日、あちらこちらのカメラで私、写されていますが、役者ではなく、証人っていうことです。ですから、本当のことや気持ちを伝えたり、また質問があればお答えするつもりです。しかし、前に申し上げたように、学校時代は勤労奉仕ばかりで、勉強なんてしていないので、私は今の小学校六年生の学力もないですよ。そんなことで皆さんに聞きたいことがあります。先ほどから色々申しました学校、松商ですが、ずいぶん変わりましたね。けれど校歌はそのまま。皆さんのなかに松商で学んだ方いらつしやいますか？ 松商の校歌は戦時中でも今でも通じる良い歌だと私は思います。おいでなら、一緒に歌いたかった。

それで、今日は肝心の飛行場ですね。皆さんへお配りしたこれ(配布資料)、ありますか。この写真、今はこの時の人で生きているのは、私とそれからこの伊藤将司君。伊藤君つてのは、ここの近くの笹部の方にいます。彼は北信の方の生まれの人ですが、小さい時におじさんのうちへ養子みたいなことで来た人です。それで非常に、私より頭が良かった

ですよ。

それがなんとこんな小学校のうちから、カメラに興味があつて、良いカメラを買ってもらつたんです。それでこの写真ですけど……、彼は飛行場にカメラを持って行つた。その時、飛行場には軍がいるから、カメラが見つかったらえらいことです。それをどういう気持ちだか知らないけど、軽い気持ちでカメラ持っていた。それで写したんです。

後で聞いたら、彼はなかなか器用で、自分で押し入れで現像して、そういう才能がありました。だから、本来は彼がここへ来てお話ししてもらえば、非常にいいのですけどね。（体調を崩し）一時良くなったので、私と一緒にまた、「飛行場の方行つて、ぐるぐる回ってくるじゃねえか」なんて言っていたんです。そのうちにまた悪くなって、それじゃあ、もう私だけでもこつち見にこようと思つたけど……。免許証はありますけれど、家族も反対しているから、車はもう自動車会社に持つていつて置いてきてしまつて、何もないです。だから、どうしようかなと思つているうちに、今日のようなお話があつたものですから……本来なら、彼が来てお話するのが一番いいんですがね。

そんなような事情ですから、この写真のこの事を知っている人は、多分、ほかに私しかいないと思うんです。それで、写真はこのように参考に挙げましたが、この伊藤君は、一番右の方でスコップを持つている人ですね。スコップを持つてゐるつてことは、この写真撮れないわけです。だから彼、三脚を持つていったんです。それで自動シャッターでこれ撮つたに違いないと思う。そのところは、ちよつと覚えがないんですけど……。

それで、ここ一番手前につるはしを持つてゐるのが……、岡田に近いとこの所の桐にデリシアつてスーパーありますね。その辺りはSさんつていう人の土地でね、相当な広いところを持つていた人なんです。そのS君です。そして隣にゐるのが私です。それから、向こうに写つてゐるのが班長で、朝鮮、韓国から連れて来られた金さんつていう人ですね。私より五つ六つあるいは七つくらい、年上の人だったです。とても穏やかな人でね、それで日本語もできました。

それで、皆さん「アリランの歌」つてご存知でしょうか？ 休み時間、に、「アリラン、アリラン、アラリヨ、アリラン、コロゲ、ノモカンダ……」つてそんな歌を歌つてくれた人で、とてもにやかな人でね。

私が「あなた、韓国からどういうふうに来たのか」つて聞いたら、「私は、徴用されて向こうからここへ送つてこられた」つて。「だけど、それが私にとってはとてもよかった。私は、日本で勉強したい」つて言う。

「このまんま日本にいて、勉強ができればいいと思います」つて私に言いましたよ。

いろいろな問題で韓国はかりじゃなくて中国も、ずうつと強制で連れてこられた人はいますけど、この人はね、とても性格のいい人だったですよ。

私も、金さんと幾日か一緒にいたからもんだから、今はどうなったか、こつちの方でちよつと調べられたらと思いましたがね。結局、調べようがなかったですね。

それでトロツコが、向こうに一台、こつちの方、後ろの方に二台ありますね。鉄条網の線のずっとまっすぐいった向こう、そこ行つて、その

トロッコに積んだものを空けて、また戻ってきて、それでトロッコに積んでやる。まあ三往復くらいしかやった覚えがありませんけど。時々、トロッコが線路から脱線しちゃうんだ。さあそうすると、線路へ上げるのは大変です。今も電車が脱線したといえば、上へあげるのが大変ですね。そんなようなことで、とても楽な仕事じゃなかった。

私も農家だものですから、お父さんの履いたようなでかいタブタブするような地下足袋履いて、ゲートルを巻いていましたが、伊藤君は靴を履いてやっていました。けどね、靴どっかに盗まれてしまった。だから草履を履いてやっていますね。

この頃に、松商に配属将校っていう軍人がいて、たまに来るんですね。それで作業する前に、一列に並ばせて軍人勅諭っていうのを、みんな順番で軍人はどうのこうのっていう、それを読ませる。

その時に、この（写真）中にA君っていうのがいるんですけど…一番つるはしを持ち上げている人。A君は寿に生まれて、とても人の良い君で、いつもニコニコニコしていた。その君が軍人勅諭を読んでいる時、ニコつてような顔したんじゃないかなあ。そうしたら、配属将校がそこ行つてね、ばああん！って叩いた。「なんだ、てめえはー」って。学生とは言いながら、軍の配属将校みたいなのが、それはもう鉄拳制裁で…、そんな場面もありました。まあ、この飛行場のこの現場を今思い出すと、とても他にも皆さんに言いきれないけど、とてもえらい事だった。

それで、松商の学校のみなんと一組、二組、三組、そういう組に分かれて、六人か五人の仲間だけで作業した。あと他の仲間はどこでどうい

うことやったか私、いまだにわかりません。でも、飯を食う時には、飯場っていうのがあり、そこで炊き出しみたいなのがあつて、雑炊をみんなにくれるんです。その雑炊が、うまかつたっていう人がほとんどです。私は農家だもんだから、うちにまだご飯もありましたけど、それを楽しみに行っていた。それは食べるのが楽しみだったって、今でもそんな話を聞きます。

写真に写っていないことでも、今思い出してこうやって話してみますと、よっぽど陸軍の飛行場の建設っていうのは、私の人生の中ではもう大きい思い出になっていると思います。生き方ですね。ずっとやり方を考える上で。

日々を過ごすなかで思うこと

私、悪いこと、いいことっていうものを超えて、今こうして九十五歳ですが、うちでも家内をずっと看病していました。それで亡くなつて、もう五年になります。だから、私ちつとも今悔いることもないです。私、居間のところへ写真を飾つて、写真も娘の頃の十八歳くらいの写真を飾つております。今、孫と、ひこ孫は三人いますが、孫と間違えるくらいの良い写真で、「今日良い事あったぞ」というと、いつもニコニコ笑っていますよ。だから、今一人で私食事して、暑い時には扇風機をまわして、一人でいろいろ、全部今やっています。

それで、こういう勤労奉仕、動員のようなことの経験があるもんですから、自分の庭へ草生えさせておくなんてもんじゃないと思つて、いく

つか池を作っています。二年に一個ずつ、このくらいの池をいっぱい作って、今年のわずかひと月前くらいに五つ目を作りました。

それで話はそれますけれども、私古文書といって昔の手紙を読むことやっています。古文書研究会（松本古文書研究会）を作って二十五年です。ずうっと続けて、いまだにやっています。

他にもいろいろあつて、今私ね、年寄のくせに忙しくて困るんです。本当に忙しいです。町内で今、百歳体操なんているものもあるでしょう。あれも行かないでいると、私のところへ迎えに来ます。それから、お茶会なんていうのもあるんですよ。お茶会も、そんなところ行つて茶菓子をいただくなんて嫌だと思つていると、やつぱり迎えに来るものですから、そういうところ行つてお話ししてるんです。



それで、あなた（参加者の女兒）たちも、お勉強するばかりじゃなくて、何でもいいわ、何でもいい。自分が好きな本はもちろん、好きじゃないことも、勉強してほしい。ここに來てるでしょ、こんなところに来ると思わなかったでしょ。それでお話を聞いたですね。珍しい話や新しいことを聞くっていうのは、これは頭の体操になるわけ。皆さん、古文書というか……、昔の、今テレビでやっている徳川時代からの筆で書いた文書ね、あ

あいうのを、いま読まないでしょう。あの時代のお母さんの手紙はみんな筆で書いてあります。

今、そのお母さんの手紙、お父さん、おじいさんの手紙、書いたものを読めないなんていうのは、日本の国だけじゃないですよ。

今、私は古文書を教えている、教えているなんて言っちゃいけない、一緒に勉強して何十年にもなります。古文書研究会では、もう何年になるけども、読める人が本当になくなっちゃった。

（古文書の中）には、鉛筆で書いた古文書もありますよ。明治の初め頃のものですが、「明科の方のうちで、山を越えて向こうから、自分の生まれたうちへ来て、お母さん、お父さんに子どもを見せにきた。それで、その帰りに子供の履いていた足袋をそこへ忘れて来ちゃった。それで今度行くときまでとつといてくれ」って、そんな手紙を鉛筆で書いたものがあるんですよ。この間も、ある県会議員の方が、私らの会合のところに来て少し話をした。その時に、「あなたはね、お父さんの名前は知ってる？ では、おじいさんの名前は知ってる？ その前のおじいさんの名前、生まれた年、知っていますか？」って言ったら、「いやあ、そこまでは……」と言うものですから、「自分であなたお墓参りに行きますか？」と言ったらね、「行きます」って、線香あげてくる。「じゃあ、お墓のところに書いて、刻んであるの見たことありますか？」って言ったら、「いいやあ、そこまでは、私……」って。何のためにお墓に行くのか。おじいさん、ひいおじいさんがいつ死んだなんてことを知らないっていうんですよ。そういうふうには、今、世の中が変わってきちゃった。

皆さん、私ここで話をしていますけど、あんなところ行つて働かされ

て損したとは、全然思っていない。改めて、良い、尊い経験を私させてもらったと、私は今でも思っています。それで、今日もそうです、帰って一人で寝た時にね…、私は毎日、日記書いていますけど、パツと思いついて、「ああ、今日、俺は悪いことした」って思ったことはほとんどありません。点数にすれば九十五点です。毎日が九十五点。

それだから、今、二十一日に、体の検査のため医者に行ってますけど、「うん。言う事なし！血圧もどこも言うことなし、百歳まで大丈夫だ」と、先生やお医者さんがそういうふうにおっしゃっています。まあ、そういうことで、今日はあっち行ったりこっち行ったりしましたけど。

今日、こういう方が見えているかわかりませんので、自分の記憶を原稿にし、お話ししました。皆さん、今日お聞きになって、ためになったかどうか知りませんが、若い人も、年取った人でもそうだけれども、夜になったらね、必ず思い出してください。

「今日、私は何をやったか、あれいけないうらなあ」そうやって点数をつけてみてください。悪かったら、「それじゃあ、明日、今度からそれやめよう」っていうふうに反省すれば、それでも九十点ですよ。それから、できたら、皆さんも、日記なんかは、その日に書かないで、明くる日書く。思い出して、明くる日書く、思い出しながら。それでありのままに書いていく。これから、長くずっと世の中がどんどん変わってきますよ。戦争だって、今してるでしょう。

だから、私ずうっと思いついて、戦争の時代に、あんな世の中はいけなかった、苦しかったっていうふうには思いません。それは、それなりに生き延びて、そのところを過ぎてきただけ。俺は幸せだったか。

今日帰って、皆さんの顔みんな思い出して、話したことについて、こういうふうに感じたのかなと思いつく。まあ、いづれにしても、今日は良かったなど、おそらく思うと思います。ありがとうございます。時間になったそうですから、皆さんに何か私にお聞きして答えられることがあったら、お答えします。

ありがとうございます。

○会場での質疑応答

参加者

横田先生のお話をお聞きして、私もこちらでお聞かせいただきたいと思ったのが、私の父がちょうど二つ下かな、まだ存命なんですけれども、やはり一番青春の一番の時期にそういう、体験をされて辛かったことっていうのはどうだったでしょうか。

満蒙開拓の事もなにかご存じであれば、お願いします。

横田氏

はい、今いい話をこつち伝えてくれましたね。悲しかったとか辛いとか、いうことはね、私自身は、なんにもありません。もう勤労奉仕でも、どこ行っても私は、そういう思いは全然ありません。

ただ、私のお母さんね。お母さんがね…。実は私の一番上の兄貴が、戦争の一番最後の犠牲者でしょうね。海軍の通信兵で行って、それで駆逐艦の「野分」かな、その通信兵だから、船底の一番底に行って、いまだに軍艦引き揚げられないで、フィリピン海溝に沈んでいるんです。その兄貴の戦死の公報が来て、終戦のわずか二十日くらいのと

きに、長野の大勸進のところへ遺骨が来るといので、私、お父さんと一緒に、その遺骨を引き取り行つたんです。空襲（長野空襲）の後で、機関庫、長野の駅の機関庫のその列車のところにまだ弾の銃弾がいつぱい残っている。で、その時に遺骨を抱いて、私お父さんと一緒に帰ってきた。

そしたらお母さんが、「そんなものはねえ。死につこねえ！」って。

で、「絶対死んでねえ！」って。それで、その遺骨の前に三日も飯も食べないで、座り込んだ。それで、親父は、「お前なあ、そんなことすれば、お前もいけなくなるで。じゃあ、どうすりゃいい」って言ったら、その遺骨をね、「全部、開けてみてくれ」って。それで、言われてね、親父が開けてみた。中に包帯でね、ぐるぐるぐるぐるぐるぐる巻いてあった。そしたら中から、写真が一枚出てきた。そしたら、おふくろ見ていてね。「それ見ろ！」って、「まだ死んじやいねえんだ」って。「帰ってくる」って。「死んじやいねえ、いねえ」って、おふくろは言った。確かにそうでしょうね。いまだにまだフィリピン海溝の一番深いところ行つて、引き揚げられないで、そこにいるんですよ。私自身は、そういうような悲しかったその姿を見て、「ああ、お母さんは、本当につらいずらなあ」と思ったね。

さつきも言つたけど、松商の入学試験の時に、私がなんでこの学校へ来たかというから、「私はお母さんを喜ばしたいと思います」「そうか、うん」って言つたわね。一軒の家でも、お父さん、お母さんと子どもっていうのは、本当につながってますね。お父さんよりお母さん。それで皆さん、余分だけど、戦地へ行つて、「天皇陛下ばんぎ

ーい！」って死んだ人はね、あれ嘘だそうですよ。特攻隊でも何でもそうですけどね、「お母さあーん！」って死んだって。だから母と子というのは本当にあれですね、絆ですね。

それから、満蒙開拓団へ行つた人。私小学校の五年生のときに、私の本郷小学校の前でみんな鍬の柄をかついでね。それで、義勇軍がそこで出発式。この東筑摩側より、あつちの人。校庭に相当な人数、みんな集まつて、出発していきました、ずうっと。

それで私の生まれた地区で兄弟で、満蒙開拓に行つた家もあります。その人たちは、満蒙開拓では生きて帰ってきた。だから、そのくらい根性のある人だからね。自分でそんなに土地があつたわけじゃないが、だんだんと土地を増やしていつて。

満蒙開拓団には他にも行つた人いますけどね。大勢集まつて、それで鍬をかついで、本郷小学校から出ていった。それを思い出す。昨日のこのようにね。

○報道機関の取材

記者

アツツ島の玉砕の歌のこと、あれは学徒動員の仕事の中にみんなで歌つたということですか。

横田氏

さつきも言つたように一週間も十日もじゃないが、たしか二日か三日だと思ふがね。昔の有明小学校があつたところ。小学校だから体育館がある。そのあたりはずうっとこれくらいの松がいつぱい生えちゃ

っている。そのところは五十連隊の演習場にしていたんだけど、おそらく、皆もう戦地行つてね。もう演習っていう段階じゃなかったんだね。だから、そこは、見渡す限り、松が生えていた。あそこは川がずっと流れていて、その川の流れが氾濫のところですね。だから、松をみんな抜いてね。せいぜいこれくらい石ですが、ゴロゴロしている。それを土手みたいにして畑にするつもりで、開墾した。他の学校も勤労動員で行ったかもしれないが、私が行ったときは二日か三日行つた。

その時に寒かった。でその時に皆ね、アツツ島なんて、どこだかわかんないけれども、その歌が流行ったんでしょね。それで、みんな歌を歌った覚えがある。

記者

横田さんの一番上のお兄さんについて。

横田氏

うちに召集令状が来た時に、驚かなかった。ただ後で、兄貴は「ああ、海軍かあ、俺は海軍は本当はなあ。」って言った。どうしてかっていうと泳げないからね。それで、横須賀の通信学校に入ったんですけどね。泳げないと突き飛ばされてねえ、海の中入れられるんですって。それだからねえ、なかなかねえ。うちの兄貴、なかなかの男っぷりで性質もよくって、頭も良かったですよ。

それで、俺の事をうんとかわいがってくれたけれどねえ。ただねえ「海軍はいやだなあ。」とは言っていたけどね。兵隊に行くことはあれだから、ちつともあれだったけどねえ。そういう。

記者

フィリピン沖で乗っていた軍艦が撃沈されたのは。

横田氏

野に分けるで「野分」^{のわき}っていう駆逐艦です。駆逐艦の通信兵はよけいに船底なんですって。それでうんと深くて、引き揚げることはできない。それが出発する時に、横須賀のところに写真を残しておくんですね。それを戦死の骨箱に入れるんです。

令和五年度日誌抄

令和五年

4・1	辞令交付、職員体制9人 正規1人・館長、会計年度任用職員1類4人(特別専門員1、専門員1、庶務事務2)、曰類1人(庶務受付等) ㇿ類3人(資料整理等)	5・26	松本地域シルバー人材センター、草刈り
4・7	山形村教育委員会職員1人用務打合せのため来館、特別専門員	5・27	山形村教育長ほか1人用務打合せのため来館、特別専門員
4・4	資料撮影用デジタルカメラ設置(ㇿ4・5)	5・30	5年度資料整理方針説明
4・12	自家用電気工作物点検	6・13	自動ドア点検
4・24	定期清掃	6・18	瀬畑源龍谷大学准教授ほか5人視察、館長、特別専門員、専門員対応
4・26	安曇野市文書館職員3人館内視察、館長、専門員対応	6・22	南木曾町で県史料協総会・理事会 館長、専門員出席
4・27	エレベータ点検	6・26	自家用電気工作物点検
5・8	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更	6・27	定期清掃
5・13	信濃史学会瀬畑源龍谷大学准教授講演会、館長、特別専門員出席	6・29	実施計画ヒアリング、館長出席
5・20	第1回文書館活用講座、講師・専門員 企画展「教科書で見た! 覚えた! 文書館の歴史資料」開催(ㇿ6・25)	7・1	鎌田書庫非常用発電装置蓄電池交換
5・22	定期清掃	7・11	島内在住者所蔵資料引き取り(当館で短期間預かり)
5・23	議会概要説明 館長出席	7・18	第1回文書館講座「資料が語る 筑摩県博覧会の開催、明治三十七八年戦役記念館の誕生―博物館新館開館に寄せて―」、講師・特別専門員 企画展「資料が語る 筑摩県博覧会の開催、明治三十七八年戦役記念館の誕生―博物館新館開館に寄せて―」開催(ㇿ7・30)
		7・27	エエレベータ点検
		7・29	横山栄正氏文書貸出(スポーツ事業推進課、7・24返却)
		7・30	松本地域シルバー人材センター、草刈り

7・31	定期清掃	8・28	定期清掃
8・2	長野大学企業情報学部前川道博教授ほか学生1人視察、館長対応	9・6	県シニア大学事務局担当者講座打合せのため来館、特別専門員
8・5	第2回文書館講座「川島浪速と満蒙独立運動」講師・専門員 企画展「川島浪速と満蒙独立運動」開催（～9・3）	9・9	第3回文書館講座「資料が語る 市立博物館の祖・三村寿八郎」博物館新館開館に寄せて口」、講師・特別専門員 企画展「資料が語る 市立博物館の祖・三村寿八郎」博物館新館開館に寄せて口」開催（～10・15）
8・8	文書館子ども講座&親子平和教室講師・横田國政氏と打合せ、特別専門員、専門員 平和資料コーナーに「名古屋市軍需工場に学徒動員された松本市の旧制中学校生徒の記録」展示開設（～3・31）	9・12	新村公民館長ほか1人講座打合せのため来館、特別専門員
8・10	山辺歴史研究会会員23人視察、特別専門員、専門員対応	9・14	八十二文化財団専務理事事業打合せのため来館、特別専門員
8・12	文書館子ども講座&親子平和教室「陸軍松本飛行場と私」、講師・松本古文書研究会会長横田國政氏 平和資料コーナーに「旧陸軍松本飛行場関連資料」ミニ展示開設（～3・31）	9・16	建築物定期点検
8・17	川上恵一氏文書寄贈受入れ	9・19	広域消防局渚消防署立入検査
8・22	文化財課城郭整備担当3人来館、資料保管場所について協議、館長、特別専門員	9・20	小林沈山家文書貸出（安曇野市貞享義民記念館、11・17返却）
8・23	梓川地区近世文書、入山辺村役場文書、二木次人家文書、島内村役場文書、今井村役場文書貸出（市立博物館、12・21返却）	9・21	観光プロモーション課長ほか1人用務打合せのため来館、特別専門員
	自家用電気工作物点検	9・26	松本地域シルバー人材センター、草刈り
		10・2	消防用設備点検、防災訓練（避難訓練）
		10・3	定期清掃
		10・7	閲覧室のエアコン修繕
		10・11	第2回文書館活用講座、講師・専門員
			エレベーター点検

10・18	資料燻蒸（10・20）、松本市役所文書（令和5年度移管）、草間家文書（追加）、木曾寿紀氏文書ほか	12・14	地域づくり課移管文書持込み
10・23	定期清掃	12・15	学校教育課移管文書持込み
10・24	松本地域シルバー人材センター、草刈り	12・16	第4回文書館講座「昭和11年国宝指定前後、松本城天守の状況」、講師・文化財課研究専門員「企画展昭和11年国宝指定前後、松本城天守の状況」開催（1・7）
11・10	立石清重関係資料貸出（国宝旧開智学校校舎、11・16返却）	12・19	自家用電気工作物点検
11・11	第47回文書館講演会「近代日本政治のなかの信州と信州人」、講師・清水唯一朗慶應義塾大学総合政策部教授	12・20	自家用電気工作物点検
11・15	佐々木喜重関係文書寄贈受入れ・公開	12・24	自動ドア点検
11・16	大村地区区有文書調査、専門員	12・25	松本大学教育学部教員1人、学生16人見学、特別専門員、専門員対応
11・21	職員課移管文書持込み	12・28	定期清掃
11・27	松本青年会議所役員3人新規事業打合せのため来館、特別専門員	令和6年	仕事おさめ
11・30	定期清掃	1・4	仕事はじめ
12・4	穂高進家文書寄贈受入れ	1・11	未整理教育関係資料を旧開智学校校舎へ引き渡し
12・6	松本市役所文書（令和2年度移管）、松本市役所文書（移管年度不明）、松本市役所文書（平成16年度移管）、松本市史原稿（昭和8年度版）、安筑史料叢書刊行会、波田ケイブルテレビDVD、斉藤久家文書、雨沢由忠家文書、松本文男氏文書、杉井弥生氏文書登録・公開	1・17	上田市公文書館職員3人視察、館長、専門員対応
	市立今井小学校資料一、三九一件返却（当館で整理実施済み資料）	1・18	市立博物館職員2人資料管理専門家会議説明のため来館、特別専門員
		1・19	エレベータ点検
		1・22	西村家文書寄贈受入れ・公開
		1・29	穂高進家文書、真島家文書、小西信安氏文書登録・公開
		2・1	定期清掃
		2・1	令和5年度国立公文書館アーカイブズ研修口、専門員ZOM参加

2・3	第5回文書館講座「古文書の楽しみ方」、講師・文化財課主任 企画展「文書からみる 明治期松本の小学校―会田学校・高松学校・渚学校の様子」開催（3・31）	3・22	松本市役所文書（令和4年度移管）、松本市役所文書（移管年度不明）、浅野家文書、河辺義正家文書（追加）、小岩井洋氏文書、大野松壽氏文書登録・公開
2・4	波田文化センターで波田地区出前講座、講師・特別専門員、専門員		消防用設備点検
2・13	奈川村役場文書登録・公開	3・25	定期清掃
2・17	第6回文書館講座「文書からみる 明治期松本の小学校―消えた学び舎を追って」、講師・国宝旧開智学校校舎学芸員	3・27	手塚征子家文書寄贈受入れ
		3・28	館長事務引継ぎ
2・21	自家用電気工作物点検		東町旧犬飼呉服店文書寄贈受入れ
2・26	定期清掃		
2・29	松本青年会議所役員1人事業打合せのため来館、特別専門員		
3・1	第二地区公民館長事業打合せのため来館、特別専門員		
3・2	第7回文書館講座「パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館―市民の知りたいにこたえるために」（パネリスト・博物館、図書館、文化財課、文書館職員）		
3・7	文書館運営協議会、委員4人出席、事務局・総務部長、館長、特別専門員、専門員、事務担当出席		
	松本市役所文書（令和3年度移管）登録・公開		
3・13	木曾寿紀氏文書寄贈受入れ		
3・14	長野県立歴史館で県史料協総会・第2回理事会、館長出席		

4	松本・高山 高付加価値な観光地づくり推進委員会	9月26日	特別専門員
5	長野市立博物館 博物館資料の管理に関する専門家会議	12月15日 ～令和7年12月14日	特別専門員

(8) 視察・研修の受入れ

区分	視察・研修者	月日	参加者
1	沖裕子信州大学名誉教授ほか	5月25日	3人
2	小川千代子運営協議会会長、瀬畑源龍谷大学准教授、国立公文書館専門官ほか	6月18日	6人
3	山辺歴史研究会会員	8月10日	23人
4	松本大学教育学部教員及び学生	12月24日	16人
5	上田市公文書館	1月17日	3人

5 松本市文書館運営協議会

3月7日運営協議会開催 委員4人出席

区分	氏名	所属
1	小川 千代子	国際資料研究所代表、米国アーキビストアカデミー公認アーキビスト
2	木村 晴壽	松本大学総合経営学部教授
3	田村 せつ子	元松本市基本計画策定委員会副部長
4	藤森 喜久代	松本市島立地区町内公民館長会代表
5	村石 正行	長野県立歴史館文献史料課長

6 関係機関会議・研修等への参加

(1) 長野県史料保存活用連絡協議会

区分	内容	開催日
1	第1回理事会・総会・講習会（妻籠町並み交流センター（木曽郡南木曽町））	6月22日
2	第3回文献史料保存活用講習会（長野県立歴史館）	1月26日
3	第2回理事会（長野県立歴史館）	3月14日

(2) 国立公文書館

区分	内容	開催日
1	令和5年度アーカイブズ研修Ⅱ（Zoom参加）	2月1日、2日

(6) 文書館講演会

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	近代日本政治のなかの信州、信州人	慶応義塾大学 総合政策学部教授 清水唯一郎 氏	11月11日	59人

(7) 講師・委員派遣

ア 講師派遣

区分	派遣先	内容など	派遣日・派遣期間	備考
1	長野県シニア大学 松本学部	松本地方の歩みにふれる ー松本城、城下町を中心にー	6月16日、21日、 10月5日、12日	特別専門員
2	安曇野市豊科公民館	道祖神と大黒様の宝庫・安曇野 その1、その2	7月19日、 9月27日	特別専門員
3	信濃毎日新聞社信 毎メディアガーデン	ぼんぼん・青山様ってなんだ？	7月22日	特別専門員
4	松本市芳川公民館 芳川シニア短期大 学	博物館新館開館 ー来し方とこれから	9月28日	特別専門員
		道祖神と大黒様のせめぎあい	2月22日	
5	(公財) 八十二文化財団	松本城下町の道祖神信仰 ー道祖神木像を中心にー	10月19日	特別専門員
6	松本市プラチナ大 学	松本は、まるごと博物館。 ココロとカラダに栄養を！	11月1日	特別専門員
7	松本市新村公民館	野麦街道を行きかう人と物	11月4日	特別専門員
8	松本市城東公民館	松本城と鬼門 ー現状の佇まいと今後ー	11月13日	特別専門員
9	松本市第二地区公 民館	描かれた天神さま、記された深 志神社	11月25日	特別専門員
10	松本市出前講座 波田9区文化セミ ナー	松本城と城下町	2月4日	特別専門員 専門員
11	窪田空穂記念館	ふるさとへの眼差し ー窪田空穂の随筆からー	2月24日	特別専門員
12	松本大学総合経営 学部（非常勤講師）	博物館経営論	4月1日 ～9月30日	特別専門員
		博物館概論	9月25日 ～3月31日	特別専門員
13	信州大学人文学部 （非常勤講師）	博物館概論	9月25日 ～2月5日	特別専門員

イ 委員派遣

区分	派遣先	派遣日・派遣期間	備考
1	山形村複合施設整備推進委員会	(令和4年8月20日) ～12月31日	特別専門員
2	(公財) 八十二文化財団「地域の文化継承活動」 助成事業審査会	4月1日 ～3月31日	特別専門員
3	塩尻市海ノ民話のまち実行委員会	6月21日、1月26日	特別専門員

3	資料が語る 市立博物館の祖・三村寿八郎－博物館新館開館に寄せてⅡ	特別専門員	9月9日	27人
4	昭和11年国宝指定前後、松本城天守の状況	文化財課研究専門員	12月16日	45人
5	古文書の楽しみ方	文化財課主任	2月3日	46人
6	文書からみる 明治期松本の小学校－消えた学び舎を追って	国宝旧開智学校校舎学芸員	2月17日	37人
7	パネルディスカッション 市民にとっての博物館・図書館・文書館Ⅱ －松本市のMLA連携を考える－	文化財課職員、市立博物館学芸員、市図書館司書、文書館専門員	3月2日	29人

(2) 企画展

区分	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	教科書で見た！覚えた！文書館の歴史資料	5月20日 ～6月25日	風林火山軍配図ほか 32件41点
2	資料が語る 筑摩県博覧会の開催、明治三十七八年戦役記念館の誕生－博物館新館開館に寄せてⅠ	7月1日 ～7月30日	筑摩県博覧会錦絵ほか 38件46点
3	川島浪速と満蒙独立運動	8月5日 ～9月3日	小里頼永宛川島浪速書簡ほか 31件32点
4	資料が語る 市立博物館の祖・三村寿八郎－博物館新館開館に寄せてⅡ	9月9日 ～10月15日	父兄懇話会記録三村寿八郎講演ほか 58件59点
5	昭和11年国宝指定前後、松本城天守の状況	12月16日 ～1月7日	伊藤政一『松本城天守国宝指定後推移』ほか 35件36点
6	文書からみる 明治期松本の小学校－会田学校・高松学校・渚学校の様子	2月3日 ～3月17日	松本沿革史料蒐集簿教育之部ほか 38件69点

(3) 平和資料コーナー企画展

区分	企画展名	会期	展示資料、点数など
1	名古屋市の軍需工場に学徒動員された松本市の旧制中学校生徒の記録	8月8日 ～10月15日	学徒動員中のイラスト 60件60点

(4) 文書館子ども講座（松本市平和推進課による親子平和教室を兼ねて実施）

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	陸軍松本飛行場と私	松本古文書研究会 会長 横田國政 氏	8月12日	14人

(5) 文書館活用講座（講師 専門員）

区分	開催日	参加者
1	5月20日	15人
2	10月7日	9人

(6) 公開(予定)

区分	文書名	年代	備考
1	佐々木喜重関係文書	明治～昭和(戦前)	
2	西村家文書	明治～昭和	
3	穂高進家文書	近世～昭和	
4	奈川村役場文書	明治～昭和(戦後)	
5	松本市役所文書(移管年度不明)	昭和(戦後)	
6	松本市役所文書(H14 移管)	近世～昭和(戦後)	
7	松本市役所文書(H16 年度移管)	昭和～平成	
8	松本市役所文書(R2 年度移管)	昭和(戦後)	
9	松本市役所文書(R3 年度移管)	明治～昭和(戦後)	
10	松本市役所文書(R4 年度移管)	明治～昭和(戦後)	
11	松本市史原稿(昭和)	昭和(戦前)	
12	安筑史料叢書刊行会文書	昭和(戦前)	
13	波田ケーブルテレビ DVD	昭和～平成	
14	斉藤久家文書	昭和(戦前)	
15	雨沢由忠家文書	昭和	
16	松本文男氏文書	昭和	
17	杉井弥生氏文書	昭和(戦中)	
18	真島家文書	明治～昭和(戦後)	
19	小西信安氏文書	昭和(戦前)	
20	西村家文書	近世～昭和(戦後)	
21	宮坂昌憲家文書(追加)	近世	複写資料
22	河辺義正家文書(追加)	近世	
23	吉田和永氏文書	近世	
24	宮川清治氏文書	近世～昭和(戦後)	
25	三井嘉啓氏文書	昭和(戦前)	
26	西村秀子氏文書	大正～昭和(戦中)	
27	大島正人氏文書	平成	
28	中澤久治氏文書	昭和(戦前)	
29	長岩敬氏文書	明治	
30	浅野家文書	近世～明治	
31	松本市文書館資料	近世～平成	

3 文書に関する調査及び研究

(1) 文書調査

区分	調査先	文書	調査日
1	大村公民館	大村地区区有文書	11月15日

4 文書に関する専門的な知識の普及及び啓発

(1) 文書館講座

区分	テーマ	講師	開催日	参加者
1	資料が語る 筑摩県博覧会の開催、明治三十七八年戦役記念館の誕生－博物館新館開館に寄せて I	特別専門員	7月1日	31人
2	川島浪速と満蒙独立運動	専門員	8月5日	36人

27	大野松壽氏文書	昭和(戦中)	1件1点	整理
28	中澤久治氏文書	昭和(戦前)	2件3点	整理
29	長岩敬氏文書	明治	3件3点	整理
30	浅野家文書	近世～明治	45件48点	整理
31	松本市文書館資料	近世～平成	44件44点	整理
32	奈川村役場文書	明治～昭和(戦後)	258件258点	整理
33	高見沢しず子家文書	近世	—	整理
34	池上家文書	明治～昭和	—	整理
35	松本市立今井小学校文書	近世～昭和(戦後)	1,391件 2,810点	整理
36	波多野肇家文書	近世	—	整理
37	岡田村役場文書	明治～昭和(戦後)	4件4点	点検・修正
38	丸山恵司家文書	明治～昭和(戦後)	7件7点	修正
39	丸山家文書	近世～明治期	2件2点	点検・再整理
40	島内村役場文書	昭和(戦後)	2件	修正

(5) 文書資料のデジタルデータ化

ア デジタルカメラ撮影

区分	館所蔵	区分	館所蔵	区分	寄託
1	旧松本市文書	22	佐藤玲子氏文書	1	河辺義正家文書
2	和田村役場文書	23	立石清重関係文書	2	大島為昌家文書
3	岡田村役場文書	24	長崎弘氏収集文書	3	上條信彦氏文書
4	小里家文書	25	馬場恒夫氏収集文書	4	青柳修三家文書
5	木曾寿紀氏文書	26	丸山素司家文書	5	青木正義家文書
6	丸山久子家文書				
7	大河内家文書				
8	太田陽啓家文書				
9	二木次人家文書				
10	穂高進家文書				
11	桐原文書				
12	神林・野口家文書				
13	大小屋村近世文書				
14	平林功家文書				
15	甕正司家文書				
16	上條亥三郎家文書				
17	丹羽家文書				
18	中林・横内家文書				
19	今井地区近世文書				
20	五常村文書				
21	長嶺家文書				

イ 撮影済マイクロフィルムのデジタル化

区分	館所蔵	区分	寄託
1	今井村役場文書	1	河辺義正家文書
2	岡田村役場文書		

(3) 燻蒸

ア 期間 令和5年10月18日～10月20日

イ 使用薬剤 VIKANE(ヴァイケーン)

ウ 対象文書

区分	文書名	年代	員数(受入れ時)
1	松本市役所文書 (R5 年度移管)	明治～昭和(戦後)	239 (公文書箱)
2	草間家文書(追加)	近世	4 件 4 点
3	木曾寿紀氏文書	明治～昭和(戦前)	95 件 95 点

(4) 整理・点検

区分	文書名	年代	員数	備考
1	佐々木喜重関係文書	明治～昭和(戦前)	39 件 50 点	整理
2	西村家文書	明治～昭和(戦後)	212 件 258 点	整理
3	穂高進家文書	近世～昭和(戦後)	353 件 561 点	整理
4	松本市役所文書 (移管年不明)	昭和(戦後)	1 件 1 点	整理
5	松本市役所文書 (H14 年度移管)	近世～昭和(戦後)	531 件	再選別・整理
6	松本市役所文書 (H16 年度移管)	昭和～平成	53 件 53 点	整理
7	松本市役所文書 (R2 年度移管)	昭和(戦後)	1 件 1 点	整理
8	松本市役所文書 (R3 年度移管)	明治～昭和(戦後)	780 件	整理
9	松本市役所文書 (R4 年度移管)	明治～昭和(戦後)	254 件 384 点	整理
10	松本市史原稿(昭和)	昭和(戦前)	32 件 32 点	整理
11	安筑史料叢書刊行会文書	昭和(戦前)	10 件 10 点	整理
12	波田ケーブルテレビ DVD	昭和～平成	650 件 650 点	整理
13	斉藤久家文書	昭和(戦前)	2 件 2 点	整理
14	雨沢由忠家文書	昭和(戦中戦後)	6 件 6 点	整理
15	松本文男氏文書	昭和(大正～昭和)	29 件 29 点	整理
16	杉井弥生氏文書	昭和(戦中戦後)	34 件 59 点	整理
17	真島家文書	明治～昭和(戦後)	220 件 357 点	整理
18	小西信安氏文書	昭和(戦前)	1 件 1 点	整理
19	西村家文書	近世～昭和(戦後)	212 件 258 点	整理
20	宮坂昌憲氏文書 (追加)	近世	61 件 61 点	撮影・整理
21	河辺義正家文書(追加)	近世	29 件 29 点	整理
22	吉田和永氏文書	近世	1 件 1 点	整理
23	宮川清治氏文書 (追加)	近世～昭和(戦後)	29 件 29 点	整理
24	三井嘉啓氏文書	昭和(戦前)	1 件 1 点	整理
25	西村秀子氏文書	大正～昭和(戦中)	15 件 15 点	整理
26	大島正人氏文書	平成	1 件 1 点	整理

11	立石清重関係資料	国宝旧開智学校 校舎	11月10日 ～11月16日	調査研究
----	----------	---------------	-------------------	------

2 文書の収集・整理・保存

(1) 公文書の収集

市の文書保存年限の見直しに伴い（最長：永年→30年）、保存年限を経過した市の非現用公文書から、歴史公文書を評価・選別し文書館に移管するもの。

現在3次選別中であり、「歴史公文書」は多義的であるため、可能な限り多く保存するもの（一部台帳類や一般書籍、職員給与関係書類等を除く。）

ア 対象文書数

明治～平成4年度完結の永年保存文書 16,383 件/点

イ 1次選別

市各課により、非現用かつ存在が確認されているものを選別 3,500 件/点

ウ 2次選別

イのうち、文書館でリスト上「保存相当」、「廃棄相当」、「実見必要」に選別 下表参照

エ 3次選別

各課から搬入された239箱を燻蒸後、保存年限の見直し後初めての公文書選別であるため、ウ「保存相当」中、文書名から内容が分かりにくいものを実見して選別中。

「実見必要」分は、今回は搬入せず次年度搬入後選別予定

（単位：件/点）

対象数	うち1次 選別結果	選別 内訳	2次選別 (リスト上)	3次選別 (実見) 中	備考
16,383	3,500	保存 相当	2,360	2,321	未搬入297含む。
		廃棄 相当	705	744	2次：課税台帳(699/705)等 3次：給与年間台帳等(39)
		実見 必要	435	435	搬入後実見
		合計	3,500		他に、リスト外204

(2) 地域文書の収集

ア 寄贈

区分	文書名	年代	員数
1	佐々木喜重関係文書	明治～昭和(戦前)	39件50点
2	西村家文書	近世～昭和(戦後)	212件258点
3	穂高進家文書	近世～昭和(戦後)	353件561点
4	木曾寿紀氏文書	明治～昭和(戦中)	95件95点
5	上條信彦氏文書	近世	ダンボール3箱
6	藤澤正文氏文書	大正～昭和	冊子4冊、コピー2点

イ 返却

区分	返却先	文書名	年代	員数
1	松本市立今井小学校	松本市立今井小学校文書	近世～昭和(戦後)	1,391件2,810点

令和5年度事業報告

1 閲覧・複写（利用）等

- (1) 文書館所蔵文書の閲覧・複写
- (2) 旧公図・土地台帳の閲覧・複写
- (3) レファレンス（来館、電話、書簡、メール）の対応
 - ア 総利用者数 1,598 人(前年度比：7.9%。3月末現在)
 - イ 内訳
 - (ア) 全体（一般＋行政）

(単位：人)

区分	内容	5年度	4年度	対4年度
1	閲覧その他	1,106	1,092	14
2	視察・研修	49	40	9
3	文書館講座	289	223	66
4	講演会	59	52	7
5	レファレンス	95	74	21
計		1,598	1,481	117

(イ) 行政（国・県・市のうち、市のみ）

(単位：人)

区分	内容	5年度	4年度	対4年度
1	資料・図書閲覧	27	16	11
2	旧公図閲覧	15	11	4
3	レファレンス	6	9	△3
4	視察・研修	3	3	±0
計		51	39	12

(4) 貸出

区分	文書名	貸出先	貸出期間	備考
1	松本市を中心とする日本アルプス大観	松本市立博物館	令和5年4月1日 ～令和9年3月	松本市立博物館 常設展
2	殿様湯治諸事控		令和5年4月1日 ～令和11年3月	
3	布達・人相書き・貸附金もと し催促 オーストリア博覧 会等	松本市立博物館	8月23日 ～12月21日	開館記念特別展 「まつもと博覧 会」
4	博覧会につき筑摩県達等			
5	万金丹入荷			
6	出版物納帳			
7	公用日誌			
8	内国勸業博覧会につき通達			
9	東京上野博覧会出品人名簿			
10	貞享騒動記	貞享義民記念館	9月20日 ～11月17日	企画展「加助伝説 -その男、怨霊か、 英雄か-」

編集後記

本号は、研究報告五編、調査報告一編、活動報告一編、講演記録一編、五年度事業報告ほかを掲載しました。

遠藤正教氏は、松林家文書の調査を続けるなかで、地域の人々の学校への思いや苦悩などの一端を報告されました。上條昌明氏は、伊藤政一『松本城国宝指定前後推移』から松本城への先人の思いと努力のあとを報告されました。古川和拓氏は、史料群の利用促進のため前号に引き続き当館所蔵の岡田村役場文書の来歴、集積状況を調査、報告されました（表1～23は当館HP上で公開しています）。池田瑞稀氏は、高校の探究学習の一環で当館とかかわり、わかりやすい展示について報告されました。横田國政氏は、松本商業学校在学中に旧陸軍松本飛行場の建設に学徒動員されたときの貴重なお話をされました。お忙しいなか玉稿をお寄せいただき、またご講演をいただき感謝です。

石井は今年度から始まった松本市の公文書移管の実務と文書館のマネジメントについて、窪田は昭和十年代の松本記念館の活動を事例に博物館と観光振興とのかかわりについて、木曾は当館所蔵の小里頼永宛河原操子書簡を紹介し明治以降の河原の動向について、それぞれ報告しました。

本号が、皆様にとって松本市域の歴史や民俗、文化、史資料、文書館活動などについて知り、学び、考えるきっかけとなれば幸いです。

令和六年三月

松本市文書館

執筆者（掲載順・一部敬称略）

遠藤 正教（えんどう・まさのり）

松本市立博物館分館

国宝旧開智学校校舎学芸員

上條 昌明（かみじょう・まさあき）

松本市文化財課研究専門員

石井 敬一（いしい・けいいち）

松本市文書館館長

窪田 雅之（くぼた・まさゆき）

松本市文書館特別専門員

木曾 寿紀（きそ・としき）

松本市文書館専門員

古川 和拓（ふるかわ・かずひろ）

駒澤大学 人文科学研究科

池田 瑞稀（いけだ・みずき）

松本県ヶ丘高校国際探究科三年生

講演者（敬称略）

横田 國政（よこた・くにまさ）

松本古文書研究会会長

松本市史研究第34号

-松本市文書館紀要-

令和6年(2024)3月31日発行

編集 松本市総務部行政管理課

松本市文書館 Matsumoto City Archives

〒390-0837

松本市鎌田2丁目8番25号

TEL 0263-28-5570

FAX 0263-24-2110

E-mail bunshokan@city.matsumoto.lg.jp

発行 松本市
